

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人西育良から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表します。

平成22年4月13日

奈良県監査委員	谷 川 正 嗣
同	南 田 昭 典
同	中 野 雅 史
同	岩 城 明

監査テーマ

補助金の事務（市町村との連携を中心とする）について

平成21年度

包括外部監査の結果報告書

〔 補助金の事務
（市町村との連携を中心とする）について 〕

奈良県包括外部監査人

公認会計士 西 育良

【目次】

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 特定の事件	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査対象部局	1
5. 監査の実施期間	1
6. 補助者	1
7. 特定の事件を選定した理由	1
8. 監査の方法	2
9. 利害関係	2
第2 外部監査の対象	3
1. 奈良県及び県内市町村の財政状況	3
2. 補助金及び監査のポイント	5
3. 監査の準備	6
4. 補助金に対する監査の進め方	11
5. 補助金の総括的な分析	13
第3 監査の結果及び意見	22
【1】総括	22
1. 監査の進め方	22
2. 補助金の全体分析	22
3. 監査の結果	23
4. 総括意見	23
【2】補助金に対する個別意見	27
1. 病院群輪番制病院設備費補助金 [No.394]	27
2. 奈良県人にやさしい鉄道駅整備事業補助金 [No.178]	34
3. 国保直営診療所整備補助金（国庫分） [No.300]	40
4. 市町村地域生活支援事業費補助金 [No.225]	45
5. 健康増進事業費補助金 [No.436]	59
6. 地域放課後子ども教室推進事業市町村補助金、地域ふれあい活動体験事業補助金 [No.1035/1036]	72
7. 放課後児童健全育成事業費補助金 [No.325/340]	82

8. 地域子育て支援拠点事業費補助 [No.360]	92
9. 一時保育事業費補助 [No.356]	98
10. 奈良県浄化槽設置事業補助金 [No.502]	103
11. 消防力強化支援事業補助金 [No.22]	109
12. 山村振興等農林漁業対策事業補助金 [No.854]	115
13. 林業労働者退職金共済制度推進事業費補助金 [No.857]	119
14. 森林整備地域活動支援事業補助金 [No.845]	122
15. 高密度作業路開設事業補助金 [No.867]	129
16. 補助林道開設事業補助金、林道改築事業補助金、林道環境保全事業補助金、林道舗装事業補助金 [No.883～886]	133
【参考】 概要ヒアリング補助金一覧	141

(注) 報告書中の数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 特定の事件

補助金の事務（市町村との連携を中心とする）について

3. 監査対象年度

平成20年度の執行分

ただし、必要に応じて平成19年度以前及び平成21年度を含む

4. 監査対象部局

補助金等の交付事務の担当部局を対象とした

5. 監査の実施期間

平成21年9月28日から平成22年3月17日まで

なお、9月27日までは、テーマ選定等のための予備調査を実施した。

6. 補助者

公認会計士 牧野康幸

公認会計士 世羅 徹

公認会計士 寺川徹也

公認会計士 石崎一登

公認会計士 佐竹優子

公認会計士試験合格者 福原顕憲

7. 特定の事件を選定した理由

補助金は、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。奈良県も普通地方公共団体として、多岐にわたる補助金を交付しており、平成20年度決算における補助金等交付額は988億円であり金額的にも、また一般会計歳出総額4,531億円に占める割合（21.8%）からも重要である。

補助金の交付決定、つまり公益上の必要性の判断は県が行うものであるが、事務の執行が県のみで完結する補助金はさほど多くないと認識している。例えば、補助金は財源負担の側面からは、国の施策に基づき国と県が一定の割合で負担する補助

金、あるいは市町村にも一定の負担を求める補助金に区分され、また、交付事務の側面からは、県が直接交付する補助金、県が市町村を通じて交付する補助金に区分され、県の補助金の形態は多岐にわたる。しかし、補助金はその形態にかかわらず、公益上必要がある場合に適正かつ効率的な執行がなされるべきである。

県の補助金のうち、市町村にも一定の負担を求めるものや、採択事務に市町村が関与するもの、あるいは交付事務に市町村が関与するものがどの程度あるのかを調査した上で、市町村の財政力、あるいは市町村の当該補助への取り組み姿勢にかかわらず、県内で補助が適正かつ効率的になされているか、公平になされているかについて検討することは、奈良県の行財政運営に資すると判断した。

8. 監査の方法

(1) 監査の視点

- ①補助金の事務については、県と市町村の連携は十分になされているか
- ②補助金は地域の実情に即して設計され、運用されているか
- ③補助金の設計及び事務に関して、市町村からの要望を汲み取れているか
- ④市町村の補助金への取り組み姿勢によって、県の補助金行政の公平性が阻害されていないか

(2) 主な監査手続

- ①県の補助金の現状について、情報を収集する
- ②一定の基準等により抽出した補助金に対して分析・整理を行う
- ③一定の視点により選定した補助金に対してヒアリングを行う
- ④必要に応じて、市町村からもヒアリングを行う

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査の対象

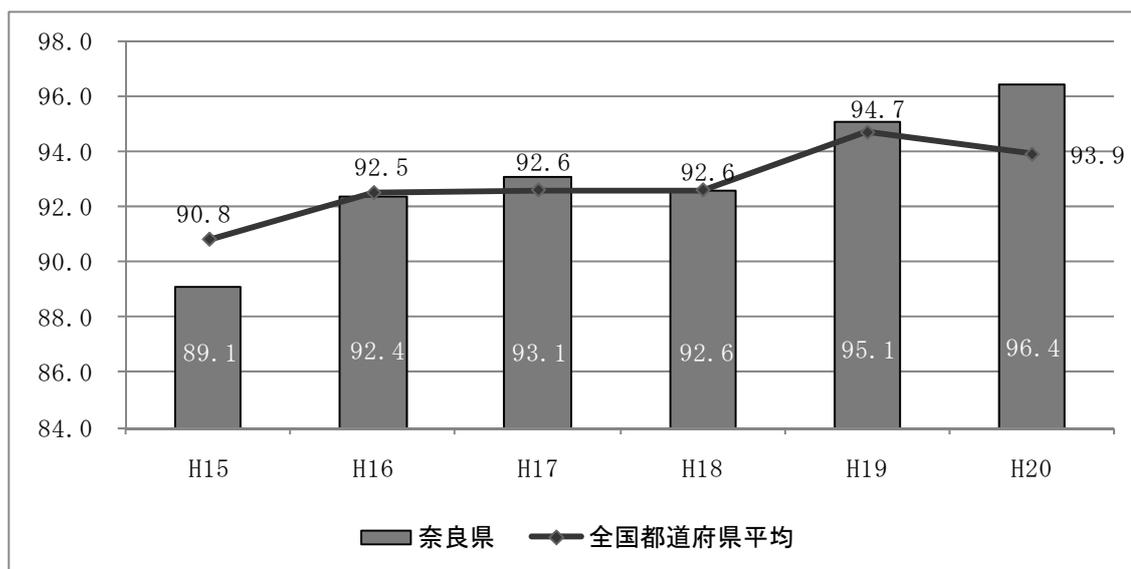
1. 奈良県及び県内市町村の財政状況

景気低迷に伴い税収が伸び悩む一方、地方債の償還費用である公債費や医療・介護関連の経費である扶助費が増加傾向にあることにより、県及び県内市町村の財政状態は、いずれも厳しい状況となっている。

(1) 奈良県の状況

県及び全国都道府県平均の経常収支比率¹の推移をみると、次のとおりである。平成18年度まではほぼ全国都道府県平均並みの水準を保っていたが、平成20年度では全国都道府県平均よりも2.5ポイント上回っている状況であり、県では、全国都道府県平均以上に財政の硬直化が進んでいることが分かる。

【県の経常収支比率の推移】



(2) 県内市町村の状況

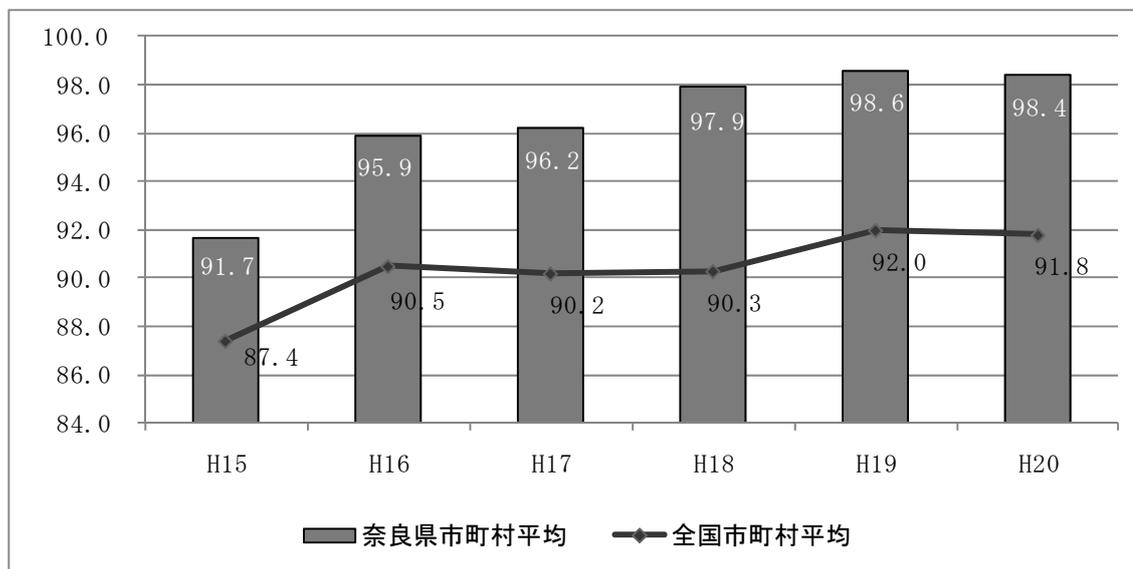
① 経常収支比率

県内市町村平均及び全国市町村平均の経常収支比率の推移をみると、次のとおりである。県内市町村平均の経常収支比率は、一貫して全国市町村平均を上回る状況となっており、さらに、平成18年度から平成20年度までの3年間における市町村平均の経常収支比率は、全国で最も高い状況となっている。このことは、県内市町

¹ 経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に地方税、普通交付税などの経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

村において、用途が特定されていない財源が少なくなり、住民ニーズに柔軟に対応できるだけの余力が少なくなる傾向となっていることを表していると言える。

【県内市町村の経常収支比率の推移】



②赤字市町村数

県内及び全国の赤字市町村数は、次のとおりである。県内の赤字市町村数は全国で最も多くなっている。

【赤字市町村数】

奈良県		全国	
平成 19 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
7 団体	7 団体	23 団体	19 団体

③財政健全化指標

地方公共団体の財政の健全化に資するため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律 94 号）が制定され、平成 19 年度から財政の健全度を示す 4 つの財政指標の公表等が義務付けられている。そして、これらの財政指標が、早期健全化基準と呼ばれる基準を超えた場合には、改善のための計画を策定するなどしなければならないこととされている。平成 20 年度決算に基づくと、全国では、22 市町村が早期健全化基準以上となっているが、このうち、2 市町が県内にある。

2. 補助金及び監査のポイント

(1) 補助金の仕組み

補助金は、公益上必要と認めた場合に限り行うことができる直接的な反対給付のない金銭の交付である。したがって、すべての補助金において、県として当該補助金に公益上の必要があると判断していることになる。

ところが、対象となる事業の公的財源のすべてを県が負担しているのではなく、国又は市町村の負担部分と合わせて事業の公的財源となっているものも数多くある。例えば、国が法令・補助金要綱等を制定し、それに合わせる形で県が補助金要綱等を策定して、国の補助部分と県の負担部分を合算して交付するもの、県が市町村の要望に応える形で補助金要綱等を整備し、市町村が選定した補助先に対して市町村と協同して補助を行うもの等様々な仕組みが存在している。

また補助金の交付先も、団体や個人であったり、市町村あるいは広域的な事業に対応するために市町村が組織する一部事務組合であったりと様々である。

(2) 監査における検討の観点

すべての補助金が県のみで完結しているものではなく、財政負担その他において県内市町村の関与部分が大きいため、補助金行政では市町村との連携が重要である。補助金によっては、県の補助金であっても、最終の交付決定等において市町村にその判断が委ねられているものもあるかもしれない。

そのため、県内市町村の財政力、取り組み姿勢の影響により、受けるべき補助金が受けられない者が出てくる可能性は否定できない。県としては、補助金要綱等を整備して、広く公平に補助ができる体制を整備していたとしても、市町村の判断により受けるべき補助金が受けられない、県の立場から言えば、交付すべき補助金を公平に交付できていないおそれがある。

具体的には、公益性の高い事業を営み、補助金の交付対象となりうる団体/個人が財政状況の厳しい市町村に存在するために、市町村が自らの負担部分を避け、補助を採択していないケースがあるのではないか。団体/個人が隣接する市町村に存在していれば、補助を受けられるケースもあったのではないか。このような事象があれば、県の補助金の公平性が阻害されていることになる。仮に団体/個人から見ると当該補助金の負担割合が、国負担2分の1、県負担4分の1、市町村負担4分の1であったとすると、市町村が4分の1の負担を忌避したがゆえに、国及び県から受けられるはずの4分の3の補助金部分も受けられないことになる。

また、市町村あるいは補助金の交付先から見て、県あるいは国が用意した補助金の要件が地域の実情から離れたものとなっており、利用できない補助金があるのではないか。このような事象があれば、利用できる地域と利用できない地域において、補助金の公平性が阻害されていることになる。

もちろん本監査は、県に対する包括外部監査であり、市町村における補助金の利用状況について監査を行うものではない。しかし、上記2つの視点での公平性が阻害されているおそれはないのか、このような状況の際に県が適切な対応をして、県の補助金行政の公平性が担保できているのかを中心に検討していくことにした。

3. 監査の準備

(1) 県での補助金の分類及び保有データ

県では、補助金の執行に際して、必要な情報はそれぞれの部局で管理しているものの、全体の管理資料としては、県の歳入歳出の内訳としてのデータしかなく、必要な分析資料その他は、その都度収集しているとのことである。

また、一般的に補助金とそれに類する外部団体等への資金の支出である交付金、負担金等の区分はあいまいである。奈良県補助金等交付規則においても「補助金等」が補助金、負担金(相当の反対給付を受けないものに限る。)、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金であって知事が指定するものから構成されることは明記されているが、補助金と交付金、負担金等との区分は必ずしも明らかにはされていない。

そのため、県の財務データ上、「補助金」のみを集計したものは存在せず、「負担金、補助及び交付金」としてまとめて管理されている。

財務データにおける平成20年度決算の「負担金、補助及び交付金」についての件数及び金額は次のとおりであった。

【平成20年度決算（全件）】

	件数	金額
負担金、補助及び交付金	1,046件	98,819百万円

(2) 補助金の分類整理

監査を進めるにあたって、まず対象となる補助金にはどのようなものがあり、その仕組みがどのようなになっているのかを把握する必要があった。しかしながら、1,046件もの補助金等のすべてについて、ヒアリングをすることは時間的、事務的に困難であったため、調査票を用意し、補助金の担当部署に記入を依頼することにした。

調査票作成にあたって、監査人の判断により、次のとおり補助金をパターン化することにした。

パターンA：市町村が実施する事業への補助

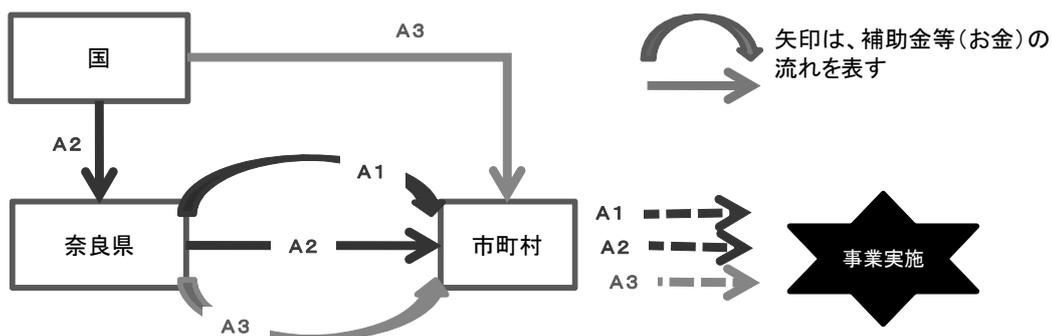
パターンB：市町村を通じて団体/個人が実施する事業等への補助

パターンC：市町村の関与があり、団体/個人が実施する事業等への補助

パターンD：市町村が関与せずに団体/個人が実施する事業等への補助

なお、以下では、それぞれのパターンを詳細に定義するとともに、報告書の読者の利便性を考慮して、分類結果に基づき、パターンごとにいくつか代表する補助金を紹介することにする。

①市町村が実施する事業への補助（パターンA）



パターンAは市町村が事業の実施主体であり、次のケースに細分化できる。

A 1：県から市町村に補助金が交付されるケース

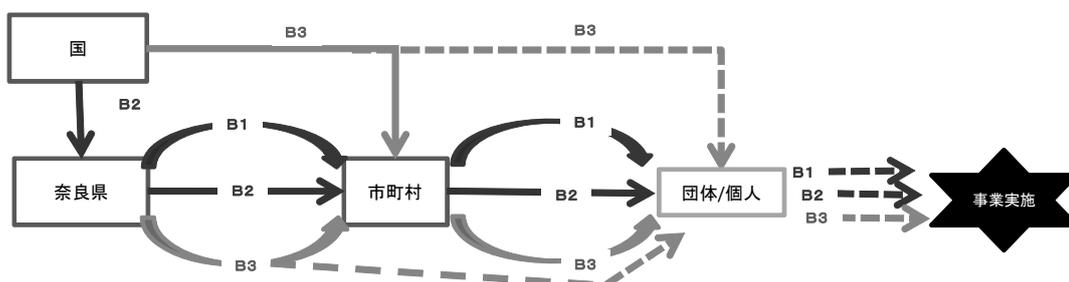
A 2：国の補助金が一旦県の歳入に計上され、県を経由して同額又は県負担額を上乗せして交付されるケース

A 3：国の補助金は直接市町村に交付され、県は県負担額のみを市町村に交付されるケース

パターンAは福祉や育児分野での補助に多く見られる類型で、消防力強化支援事業補助金[No. 22]²（A 1）、国保直営診療所整備補助金（国庫分）[No. 300]（A 2）、市町村地域生活支援事業費補助金[No. 225]（A 3）などがある。

² 番号のある補助金は、当報告書の巻末に掲げる「概要ヒアリング補助金一覧」に掲載されていることを表す。

②市町村を通じて団体/個人が実施する事業等への補助（パターンB）

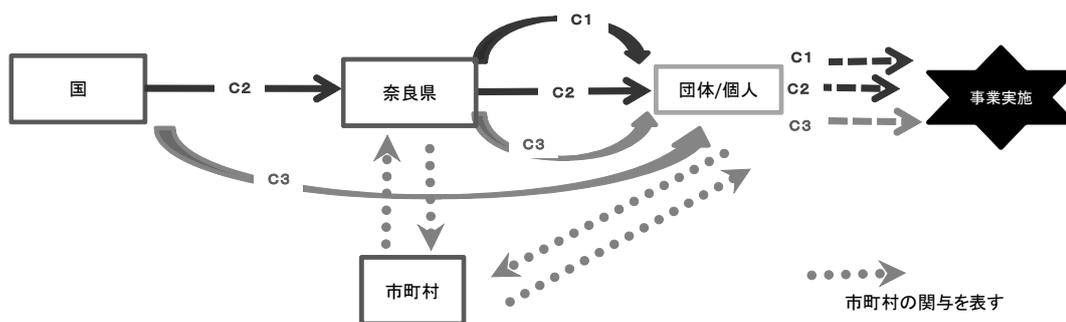


パターンBは団体/個人が事業等の実施主体であり、次のケースに細分化できる。

- B 1：県の補助金が一旦市町村の歳入に計上され、市町村を経由して同額又は市町村負担額を上乗せして交付されるケース
- B 2：国の補助金が一旦県及び市町村の歳入に計上され、県及び市町村を経由して同額又は県負担額、市負担額を上乗せして交付されるケース
- B 3：国の補助金が県、市町村を経由せずに、あるいは県の補助金が市町村を経由せずに交付されるケース

パターンBは農林業分野での補助に多く見られる類型で、林業労働者退職金共済制度推進事業費補助金[No. 857]（B 1）、森林整備地域活動支援事業補助金[No. 845]（B 2）、遊休農地解消活動支援事業[No. 839]（B 3）、奈良県人にやさしい鉄道駅事業補助金[No. 178]（B 3）などがある。

③市町村の関与があり、団体/個人が実施する事業等への補助（パターンC）



パターンCは団体/個人が事業等の実施主体である点では、先のパターンBと同じである。しかし、補助金の交付そのものには市町村が直接関与せずに、補助採択や、事業実施時の指導等に市町村が関与するという類型で、次のケースに細分化できる。

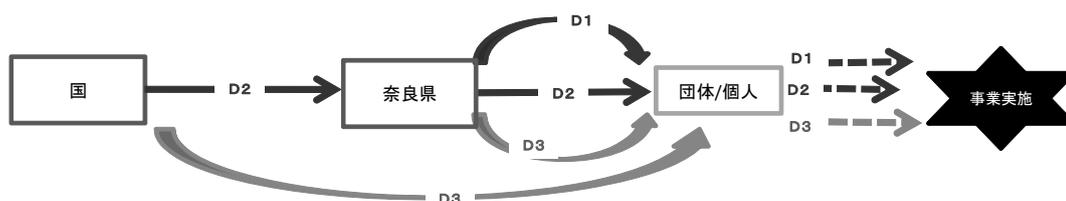
- C 1：県の補助金のみが交付されるケース
- C 2：国の補助金が一旦県の歳入に計上され、県を経由して同額又は県負担

額を上乗せして交付されるケース

C 3 : 国の補助金、県の補助金がそれぞれ直接交付されるケース

複数のパターンにまたがる混在型を除けば、パターンCの件数は多くなく、奈良県教職員互助組合補助金（C 1）、国指定文化財防災設備保守点検等補助金（C 2）などがある。

④市町村が関与せずに団体/個人が実施する事業等への補助（パターンD）



パターンDは団体/個人が事業等の実施主体である点では、先のパターンB、Cと同じであるが、補助金の交付等に関して、市町村が関与しない点が異なり、次のケースに細分化できる。

D 1 : 県の補助金のみが交付されるケース

D 2 : 国の補助金が一旦県の歳入に計上され、県を經由して同額又は県負担額を上乗せして交付されるケース

D 3 : 国の補助金、県の補助金がそれぞれ直接交付されるケース

パターンDは総務・教育分野をはじめあらゆる分野に見られる類型で、広域的・幹線的路線維持対策費補助事業（県単）[No. 909]（D 1）、病院事業費特別会計補助事業（D 1）、私立学校教育経常費補助金（D 2）、重要文化財保存事業補助金（D 3）などがある。

なお、分析の結果、補助金の交付方式や交付先は想定以上に複雑であり、上記パターンAからDまでに類型化し分類を試みても、1つのパターンに当てはまらない混在型やいずれにも当てはまらないものもあった。

（3）補助金の調査依頼

①調査対象の絞り込み

調査票の記入を県の担当部署に依頼するに先立ち、平成 20 年度予算額、決算額及び平成 21 年度予算額並びに県からの補助金支出時点の財源内訳についての情報を収集し、調査範囲を絞り込むこととした。

調査を依頼する対象は、原則として、平成 20 年度予算額、決算額、平成 21 年度予算額のいずれかが 10 百万円以上のもの、もしくは県単独支出補助金等とした。

調査対象とした件数及び金額は次のとおりであった。

なお、調査票にて収集する項目の整理検討と調査票の対象とする補助金等の絞り込みのための情報収集を同時並行で実施していたため、結果としては対象件数が1,046件から967件になる程度であり、十分な絞り込みにはならなかった。

【平成20年度決算（調査票による調査対象）】

	件数	金額
負担金、補助及び交付金	967件	98,742百万円

②調査票における調査項目

収集した補助金ごとの情報は次のとおりである。なお、事務的な項目等は一部掲載を省略している。

項目	内容
番号	負担金、補助金及び交付金に付与した連番(一部欠番がある)
担当部局名/課名	当該補助金等を所管する県の部局/課名
種別	補助金、交付金、負担金の別(担当部署による判断)
補助金等名称	補助金等の正式名称
補助金等の性質	補助金の受け取りに際して市町村に裁量があるか否か ※
H20年度予算額	平成20年度当初予算額
H20年度決算額	平成20年度決算額
H21年度予算額	平成21年度当初予算額
根拠要綱	補助金等の交付にあたり根拠となる県の要綱等
県支出金内訳	県から交付される補助金額の財源内訳
補助パターン	(2)補助金の分類整理で分類した補助金のパターン
補助金の行き先	補助金の行き先(補助対象事業等の実施主体)
負担割合	補助金を実質的に負担する者及び対象事業費あるいは補助金全体額に対するそれぞれの負担割合
H20年度決算の市町村別交付状況(集計が可能な場合)	補助金が市町村を通じ(関与を受けて)、団体/個人に交付される場合、又は交付先が市町村の場合の市町村ごとの集計額

※：監査人が設定した項目であり、解釈に幅があるため、当報告書の巻末に資料として掲載する補助金一覧においては、当該項目は削除した。

4. 補助金に対する監査の進め方

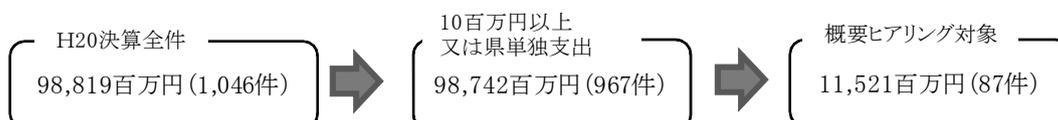
(1) 概要ヒアリングの対象補助金の選定

967件から上記で依頼した調査票の回答並びに「市町村サポート一覧」³及び国・奈良県のホームページ等を閲覧し、市町村の財政力あるいは市町村の当該補助への取り組み姿勢によって、県内で補助が公平になされない可能性がある補助金等と思われるもの（例えば、義務として法律で定められておらず交付に市町村の裁量が働く余地があると思われるものなど）を選定し、補助金等の概要について県からヒアリング（以下「概要ヒアリング」という。）を行うことにした。

概要ヒアリングを行う補助金の選定にあたり、吟味する補助金が多すぎる（967件：98,742百万円）のではないかという考えもあった。しかし、当年度の監査の視点から考えて、できる限り多くの補助金を吟味する方がより多くの有用な意見が述べられると考えて、967件の中から選定することにした。ただし、県単独支出補助金等については、10百万円という金額基準で一律の絞り込みをしていないが、数十万円程度と相対的にあまりにも少額な場合、ヒアリング対象から除外したものがあ

る。この結果、概要ヒアリングの対象として、87件の補助金等が選定された。3.(1) 県での補助金の分類及び保有データで述べたとおり、県では補助金と補助金等とに明確に区分されていないため、概要ヒアリングの対象には、交付金も含まれている。

なお、概要ヒアリングの対象とした補助金等については、調査票に基づく情報を一覧にして、当報告書の巻末に参考として掲げている。



(2) 概要ヒアリングの実施

概要ヒアリングに際しては、以下の資料を必要に応じて閲覧し、県から補助金等の概要について説明を受けた。

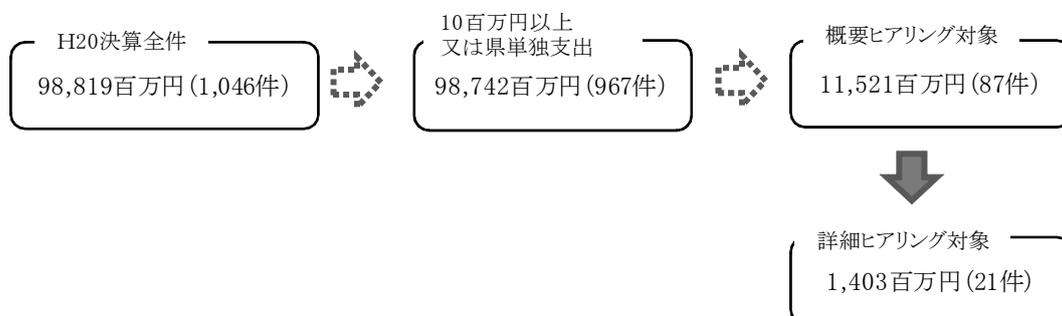
ヒアリングは、補助金の公平性に問題が生じていないかどうか注力して、その判断のために必要な情報を収集し、市町村別交付額の多寡に関連すると想定される社会指標との関係で合理的に説明ができるかどうか（分布に偏在性がないかどうか）を検討した。

³市町村及び団体に対する補助金の概要、その他支援制度の内容等についてまとめた県の資料（県のホームページ掲載）

概要ヒアリングの際に必要なに応じて閲覧した資料
1. 一連の事務の流れが把握できるサンプル資料
2. 補助金要綱等の根拠規程
3. 事務処理マニュアル、申請手続書等
4. 補助金の交付申請書類（添付資料含む）
5. 補助金交付先/交付金額決定に係る検討資料
6. 状況報告書/実績報告書
7. 県監査委員事務局の監査結果（監査がある場合）
8. 国の補助金検査、会計検査受検結果（検査等がある場合）
9. 事務事業評価結果（実施している場合）

（3）詳細ヒアリングの実施

概要ヒアリングの結果を受け、市町村別補助金交付額の分布に偏在性が認められた場合（例えば、補助の対象となる産業構造等が類似している市町村において、特定の市町村への補助金額が飛び抜けて多いあるいは少ない場合など）、関連すると想定される社会指標についてはあるべき分布が不明であった場合、あるいは確認したい疑問が残った場合は、追加の検討を行い、県から詳細なヒアリング（以下「詳細ヒアリング」という。）を行うこととした。



詳細ヒアリングの実施にあたっては、必要に応じて市町村に出向き、関係者との意見交換を行った。

詳細ヒアリングの対象として選定したのは、21件であり、対象とした理由、検討状況、監査人としての意見はそれぞれの補助金ごとに、『第3監査の結果及び意見【2】補助金に対する個別意見』において、記載している。

なお、意見交換に御協力いただいた市町村は次のとおりである。

大和郡山市/宇陀市/山添村/高取町/明日香村

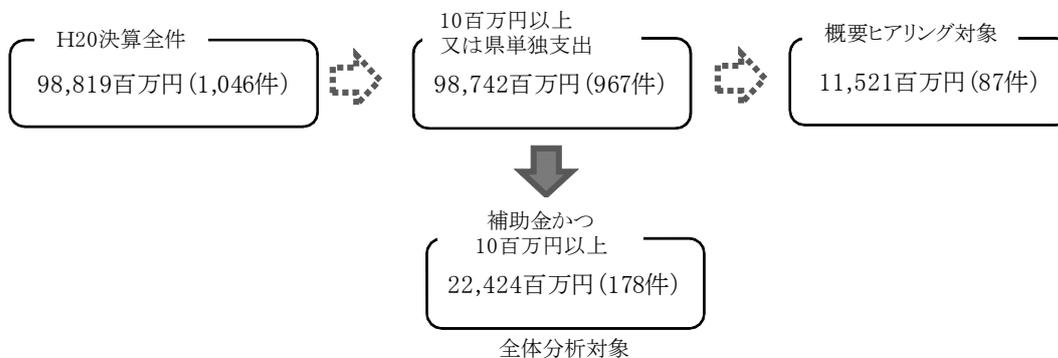
5. 補助金の総括的な分析

(1) 全体分析の対象

概要ヒアリングの対象を選定するために、調査票を利用して補助金に関するデータを手に入れた。そこで当該データに対して全体的な分析を行った。

ただし、分析の対象は、県が「補助金」に区分し、かつ平成20年度予算・決算、平成21年度予算のいずれかが10百万円以上のものとした。

なお、分析の視点とした補助金のパターン、市町村（地域）別交付額の概念は、監査人が設定したものであり、想像以上に補助金の仕組みが多様であったため、これらの視点での分類において、解釈に幅があり、厳密に分類できない補助金が残った点は残念であった。



(2) 補助金のパターンによる分析

補助金のパターンごとに分類した結果は次のとおりである。

【補助金のパターン分析（金額）】

（単位：千円）

	1型	2型	3型	合計
パターンA	2,887,835	3,494,927	427,722	6,810,484
パターンB	97,120	1,655,836	153,608	1,906,564
パターンC	94,608	466,368	13,306	574,282
パターンD	7,334,023	7,621,497	305,476	15,260,996
その他	—	—	—	164,678
混在型（※）	△100,268	△2,179,060	△13,306	△2,292,634
合計	10,313,318	11,059,568	886,806	22,424,370

【補助金のパターン分析（件数）】

（単位：件）

	1型	2型	3型	合計
パターンA	28	34	8	70
パターンB	3	14	4	21
パターンC	2	2	1	5
パターンD	61	27	5	93
その他	—	—	—	2
混在型（※）	△3	△9	△1	△13
合計	91	68	17	178

※混在型はそれぞれの箇所（例えばA 2とB 2）で重複してカウントしているため、合計する際に控除している。

①パターンA

分析対象とした補助金 22,424,370 千円（178 件）のうち市町村が直接実施主体となる事業への補助金（パターンA）が 6,810,484 千円（70 件）と金額ベースで 30.4%、件数ベースで 39.3%を占める。これらは、補助対象の事業の実施にあたって直接的に、県と市町村が連携を図っていく必要があるものである。監査においては、関与する市町村の財政力あるいは取り組み姿勢によって、補助金行政に影響がないか、具体的には事業を必要とする市町村民がいるならば、等しく市町村が当該補助金の交付を受け、補助金対象事業を実施しているかどうか、もしも実施していない市町村があれば、合理的な理由によるものなのか、あるいは使いにくい点があるためなのかを検討することになる。

②パターンB

補助金交付時に市町村を経由して、団体/個人が実施する事業あるいは、団体の運営費に対して交付する補助金（パターンB）は 1,906,564 千円（21 件）と金額ベースで 8.5%、件数ベースで 11.8%を占める。また財源をみると、国の関与がないもの（1型）は 97,120 千円（3 件）と少ないことが分かる。分析対象とした 10,000 千円以上のパターンBの補助金のほとんどに国の関与があることになる。

監査においては、関与する市町村の財政力あるいは取り組み姿勢によって、県の補助金行政に影響がないか、具体的には補助金の市町村別交付額の市町村ごとの多寡（補助金の分布状況）が、合理的な理由に基づくものか検討し、合理的な理由でなければ、市町村の問題であるのか、県としての対応は十分であるのかについて検討することになる。

③パターンC

補助金交付には市町村は関与しないが、補助採択や、事業実施時に市町村の関与を受ける補助金（パターンC）は574,282千円（5件）と金額ベースで2.6%、件数ベースで2.8%を占める。監査における具体的な検討の視点は上記パターンBとほぼ同じである。

なお、C2に区分される466,368千円（2件）のうち453,712千円（1件）は混在型で、森林関係の補助である。つまり純粋なパターンC2は国指定文化財防災設備保守点検等補助金の1件しかない。

④パターンD

県から事業実施主体である団体/個人への直接交付する補助金（パターンD）は15,260,996千円（93件）と金額ベースで68.1%、件数ベースで52.2%を占める。

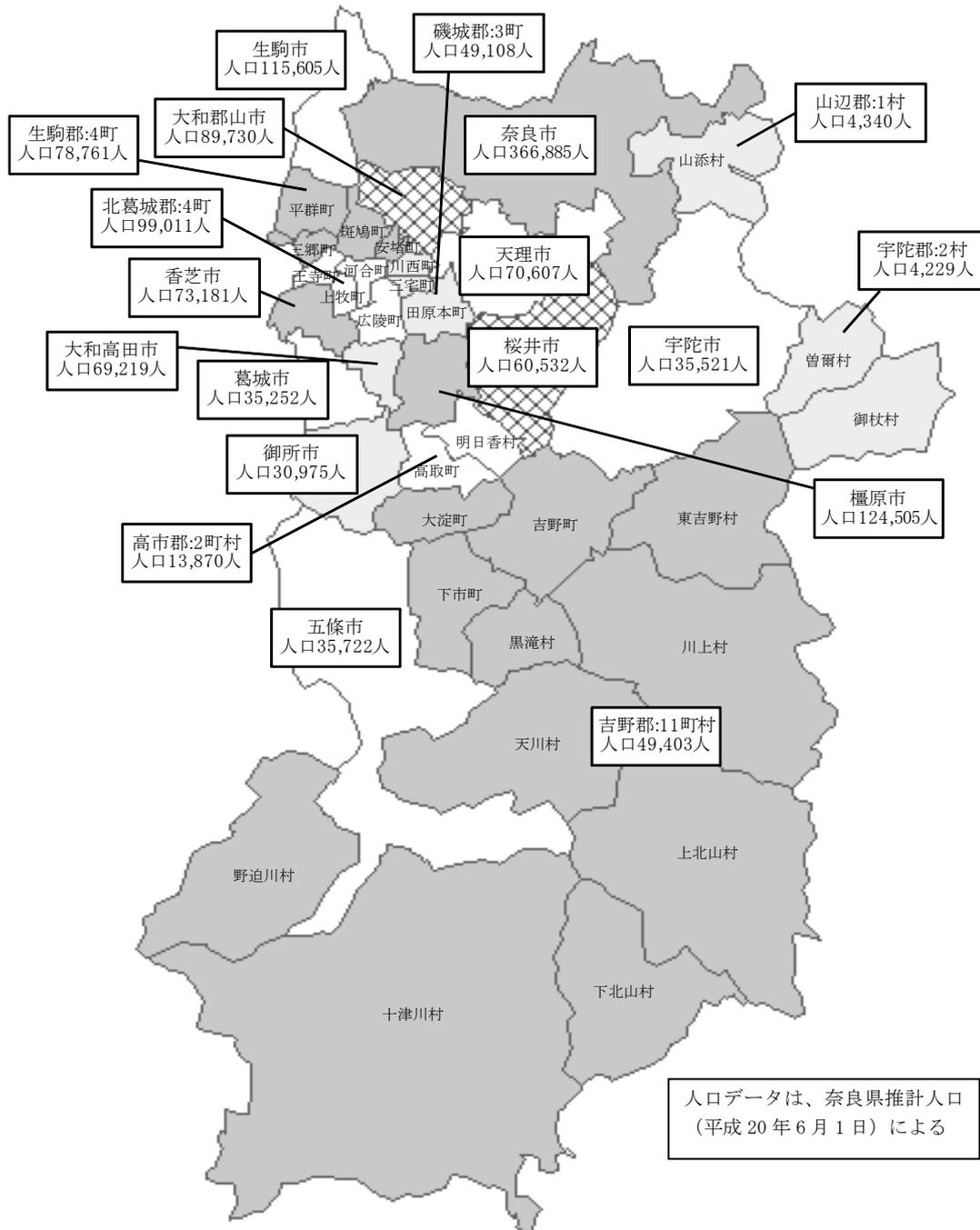
私立学校教育経常費補助金（4,854,555千円）、病院事業費特別会計補助事業（2,155,951千円）、商工会等補助金（基礎的事業）（1,171,888千円）、私立幼稚園教育経常費補助金（1,086,218千円）、軽費老人ホーム運営費助成事業（562,172千円）などの、5億円を超える巨額な補助金がパターンDに分類されており、パターンDの補助金の金額を押し上げている。

補助金交付にあたり、市町村がなんら関与していないため、本監査にあたっては、基本的には検討の対象とはならない。

(3) 地域別交付額による分析

①市及び郡の人口

市町村別交付額の全体分析にあたっては、市町村別ではなく、市及び郡の単位での分析を行った。奈良県の市及び郡とそれぞれの人口は次のとおりである。



②地域別交付額の概観

地域（市及び郡）別交付額⁴の状況は次のとおりである。なお、補助金の地域別交付額に偏在性がないかどうかを検討するには、それぞれの補助金と関連が期待できる社会指標との関係を検討する必要があるが、全体分析においては、簡便的に人口と比較した。

【補助金の地域別交付額及び地域別人口】

	H20 年度決算	地域別交付額	差引額
補助金額（千円）	22,424,370	7,595,672	14,828,698
	人口	地域別交付額 （単位：千円）	一人当たり補助金額 （単位：千円）
奈良市	366,885	1,151,347	3.1
大和高田市	69,219	223,544	3.2
大和郡山市	89,730	314,035	3.5
天理市	70,607	332,307	4.7
橿原市	124,505	420,957	3.4
桜井市	60,532	297,286	4.9
五條市	35,722	433,286	12.1
御所市	30,975	234,479	7.6
生駒市	115,605	267,767	2.3
香芝市	73,181	213,771	2.9
葛城市	35,252	218,125	6.2
宇陀市	35,521	342,705	9.6
山辺郡	4,340	103,515	23.9
生駒郡	78,761	286,920	3.6
磯城郡	49,108	288,049	5.9
宇陀郡	4,229	100,867	23.9
高市郡	13,870	88,543	6.4
北葛城郡	99,011	286,487	2.9
吉野郡	49,403	989,888	20.0
その他1(市町村等)(※)		75,551	
その他2(※)		926,243	
合計	1,406,456	7,595,672	5.4

(※) その他1（市町村等）：一部事務組合、広域連合など、市町村により組織されたもの

その他2：基本的に市町村が事業の実施主体となる補助金において、例外的に民間団体にも交付される場合の当該団体

⁴ 補助金が市町村を通じ（関与を受けて）、団体/個人に交付される場合、又は交付先が市町村の場合の市町村あるいは地域ごとの集計額（集計できないものは除く）

交付に際して市町村が直接（パターンB）あるいは間接的に関与しているもの（パターンC）、あるいは交付先が市町村であるもの（パターンA）については、原則として、地域別に集計することができる。

全体分析の対象とした補助金 22,424,370 千円のうち、7,595,672 千円が地域別に集計することができた。率にすると 33.9%であり、県の補助金行政のおおむね 3分の1は、市町村の関与があるということである。県の補助金行政において市町村との連携が重要であることが、数値の上でも確認できたと言える。

地域別交付額が多い地域としては、奈良市 1,151,347 千円、吉野郡 989,888 千円、五條市 433,286 千円となっている。他方で一人当たり補助金額については、県平均では 5.4 千円であり、多い地域としては、山辺郡 23.9 千円、宇陀郡 23.9 千円、吉野郡 20.0 千円であり、反対に少ない地域としては、生駒市 2.3 千円、香芝市 2.9 千円、北葛城郡 2.9 千円となっている。

③担当部局別の概観

担当部局別補助金額及び地域別交付額の状況は次のとおりである。

【担当部局別補助金額及び地域別交付額】

	補助金額			地域別交付額		
	件数	金額（千円）	割合	件数	金額（千円）	割合
総務部	14	6,704,502	29.9	3	140,559	1.9
地域振興部	5	252,519	1.1	2	221,709	2.9
文化観光局	6	274,308	1.2	1	31,869	0.4
福祉部	32	4,779,484	21.3	15	3,272,893	43.1
こども家庭局	10	657,079	2.9	8	595,721	7.9
健康安全局	19	2,950,467	13.2	8	185,381	2.4
くらし創造部	3	464,515	2.1	1	412,868	5.4
景観・環境局	6	137,139	0.6	5	115,475	1.5
商工労働部	18	2,084,658	9.3	2	31,075	0.4
農林部	41	3,019,122	13.5	26	2,231,986	29.4
土木部	5	314,462	1.4	2	30,546	0.4
まちづくり推進局	4	246,949	1.1	2	134,242	1.8
教育委員会	15	539,166	2.4	8	191,348	2.5
合計	178	22,424,370	100.0	83	7,595,672	100.0

金額的に多い部局としては、総務部 6,704,502 千円、福祉部 4,779,484 千円、農林部 3,019,122 千円、健康安全局 2,950,467 千円である。件数として多い部局としては、農林部 41 件、福祉部 32 件である。

他方、補助金の交付に市町村が直接・間接に関与する地域別交付額となると、様相が少し変わり、金額的に多い部局は、福祉部 3,272,893 千円、農林部 2,231,986

千円、こども家庭局 595,721 千円であり、総務部、健康安全局、商工労働部は金額が著しく減少する。

総務部では、私立学校教育経常費補助金 4,854,555 千円や私立幼稚園教育経常費補助金 1,086,218 千円などが、市町村を経由せずに補助されるパターンD 2 の補助金であり、これらの存在によって地域別交付額は少なくなる。同様に健康安全局では、病院事業費特別会計補助事業 2,155,951 千円（パターンD 1）、商工労働部では、商工会等補助金（基礎的事業）1,171,888 千円（パターンD 1）などの影響によって地域別交付額は少なくなる。

④担当部局別の視点による地域別交付額の分析

補助金の地域別交付額が多い部局である福祉部、農林部、こども家庭局での地域別交付額の分析状況は次のとおりである。

	地域別交付額（単位：千円）					
	福祉部		農林部		こども家庭局	
		一人 当たり		一人 当たり		一人 当たり
奈良市	684,055	1.9	233,101	0.6		
大和高田市	139,257	2.0	365	0.0	35,286	0.5
大和郡山市	197,943	2.2	34,897	0.4	28,874	0.3
天理市	144,613	2.0	89,226	1.3	51,418	0.7
橿原市	250,597	2.0	15,336	0.1	72,442	0.6
桜井市	150,833	2.5	23,404	0.4	50,928	0.8
五條市	92,055	2.6	244,775	6.9	8,302	0.2
御所市	77,033	2.5	5,846	0.2	21,135	0.7
生駒市	173,849	1.5	350	0.0	64,442	0.6
香芝市	133,817	1.8	320	0.0	56,541	0.8
葛城市	81,467	2.3	117,691	3.3	10,804	0.3
宇陀市	79,070	2.2	155,745	4.4	20,875	0.6
山辺郡	17,272	4.0	76,811	17.7	1,333	0.3
生駒郡	157,834	2.0	9,684	0.1	42,491	0.5
磯城郡	102,695	2.1	49,168	1.0	46,305	0.9
宇陀郡	18,736	4.4	54,823	13.0	5,694	1.3
高市郡	33,040	2.4	13,667	1.0	3,740	0.3
北葛城郡	179,966	1.8	794	0.0	48,221	0.5
吉野郡	122,113	2.5	657,458	13.3	26,890	0.5
その他 1	10,000					
その他 2	426,648		448,525			
合計	3,272,893	2.3	2,231,986	1.6	595,721	0.4

<地域別交付額が多額な地域>

奈良市 1,151,347 千円のうちでは、福祉部 684,055 千円、農林部 233,101 千円が大半を占めている。福祉部の補助金は、山辺郡、宇陀郡、生駒市等の例外を除けば一般的に人口と相関関係の強い分野であり、一人当たり補助金額は 1.8 千円から 2.6 千円の間にとまっている。したがって、人口の多い奈良市では必然的に補助金額も多くなる。農林部の補助金は、農業集落排水事業補助[No. 799]193,242 千円の存在により多額となっている。

吉野郡 989,888 千円のうちでは、福祉部 122,113 千円、農林部 657,458 千円が主要なものである。奈良市と同様福祉分野はおおむね人口との相関関係が認められ、農林分野は県内で林業が盛んな地域であるため、多様な補助が活用されている結果である。

五條市 433,286 千円のうちでは、農林部 244,775 千円が主要なものである。県全体で 256,116 千円となる中山間地域等直接支払交付金[No. 830]（県は補助金と区分）のうち 133,249 千円が五條市に交付されている。これが、五條市全体での補助金が多くなる要因である。

<一人当たり補助金額が多い地域>

山辺郡の一人当たり補助金額 23.9 千円は福祉部の障害者自立支援特別対策事業[No. 235]10,003 千円（一人当たり 2.3 千円）、農林部の基幹水利施設管理事業補助[No. 814]21,778 千円（一人当たり 5.0 千円）、地籍調査事業費補助金 23,130 千円（一人当たり 5.3 千円）などの影響が大きい。基幹水利施設や地籍調査事業は人口と連動するものではないため、人口が少ない分だけ、一人当たり補助金額が多く見えることとなる。

宇陀郡 23.9 千円は、福祉部の国保直営診療所整備補助金(国庫分)[No. 300]3,867 千円（一人当たり 0.9 千円）、農林部の中山間地域等直接支払交付金[No. 830]14,943 千円（一人当たり 3.5 千円）、森林整備地域活動支援事業補助金[No. 845]18,726 千円（一人当たり 4.4 千円）などの影響が大きい。国保直営診療所は、県内に等しく設置されているものではないので、存在する地域ではその分一人当たり補助金額が多くなる。また森林整備地域活動支援事業をはじめ、林業に関する補助金が交付されている。これは、近隣の市及び郡と比べ特段多額ではないが、人口が県内の市及び郡の中で最小の 4,229 人のために一人当たり補助金額は多く見えることになる。

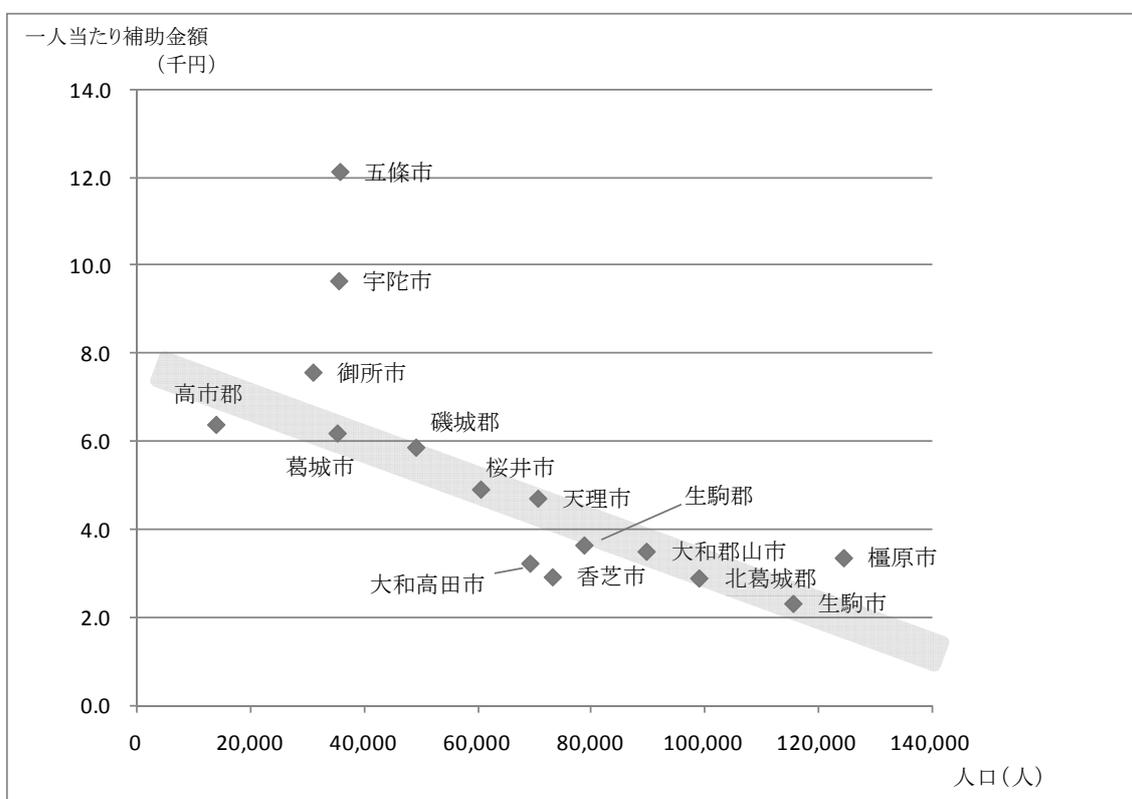
吉野郡 20.0 千円は農林部の補助金（一人当たり 13.3 千円）の影響が大きい。農林部の補助金の地域別交付額 2,231,986 千円のうち吉野郡には、657,458 千円（29.5%）が交付されている。地域別交付額の集計において「その他」に 448,525 千円が計上されているので、これを控除して考えれば、36.9%となる。他方、吉野郡の人口は 49,403 人であり、県（1,406,456 人）に占める割合は 3.5%である。こ

の影響により、一人当たり補助金額が多くなっている。

<一人当たり補助金額が少ない地域>

一人当たり補助金額が少ない地域としては、生駒市（2.3千円）、香芝市（2.9千円）、北葛城郡（2.9千円）であるが、他にも一人当たり補助金額が3.1千円から3.6千円の地域があり、突出して少ないという状況ではない。そこで、一人当たり補助金額が多かった山辺郡、宇陀郡、吉野郡と、人口の多い奈良市（一人当たり補助金額3.1千円）を除いて、一人当たり補助金額と人口の関係をグラフにすると次のとおりであった。

【一人当たり補助金額と人口の関係】



地域の人口が多くなると、一人当たりの補助金額が少なくなる傾向があることがうかがえ、生駒市、香芝市、北葛城郡とも、特別な状況ではないと考えられる。

第3 監査の結果及び意見

【1】総括

1. 監査の進め方

補助金行政では、交付等の事務において県のみで完結せずに市町村との協同が求められるケースも多く、市町村との連携が重要である。しかしながら、県内市町村の財政状態は全国の市町村と比較しても厳しい状況にある。そのため、県が交付する補助金であるが、県内市町村の財政力、取り組み姿勢などにより、団体/個人等が受けられるべき補助金が受けられないケースが出てくるのではないかという思いから監査に着手した。

本監査においては、県あるいは国が補助金の制度設計を行う際に、地域の実情に即して補助要件を設定しているか否かについても留意した。これは、一部の市町村にとって補助金の使い勝手が悪く、利用しにくい制度になっていれば、利用できる地域と利用できない地域が生じることになり、補助金の公平性が阻害されることとなり問題だからである。ただし、本監査は県に対する監査であるため、国あるいは市町村に公平性を阻害する原因があったとしても、直接的に言及する立場にはない。しかしながら、これらの事実があれば、県として、国に対する働きかけや市町村に対する指導が必要であり、これらが十分になされているか否かを検討することは有意義であると考えます。

補助金の実態把握のために、県における関係者との議論や県において入手できる資料の分析に留まらず、必要に応じて特定の市町村にも訪問し、意見交換をすることにした。

2. 補助金の全体分析

まず、補助金の仕組みをパターン化し、分類整理を行った。その結果、県の補助金 22,424 百万円（10 百万円以上集計）のうち、交付等に市町村との連携が必要とされるものは 7,595 百万円であり、県の補助金行政のおおよそ 3 分の 1 は市町村の関与があることが確認できた。

補助金をパターンごとに分析したところ、市町村と協同して外部の団体/個人へ補助するパターン B 及び C（合計 2,480 百万円）よりも、市町村が自ら行う事業に補助するパターン A（6,810 百万円）の方が多いという結果となった。補助金は、公益上必要と認めた場合に限り行うことができる金銭交付であり、どちらかといえば行政から民間への印象を持っていたため、この結果は意外であった。そして、市町村が自ら行う事業への補助（パターン A）が多いのは、補助金には政策誘導の機能があるとしても、国・県・市町村の財源と役割のバランスに問題があるのではないかと感じた。

また、市町村と連携が必要である補助金を国の関与の有無で分類すると、関与のない1型(3,079百万円)よりも、関与のある2型及び3型(合計6,211百万円)の方が多く、県が単独で創設した補助金よりも、国の制度にのっとった補助金が多いという結果となった。ただし、これは県などの地方公共団体が設計した独自の補助金制度でも、有効性・効率性に秀でており、かつ他の地方公共団体においても有用であると判断した場合は、国が国の補助金制度として取り込み、国も財政的な支援を行ってきた経緯によるところも大きいと考えられる。

3. 監査の結果

本監査においては、市町村の財政力、取り組み姿勢によって、県の補助金の公平性が阻害されていないか、実情に即した制度になっておらず十分な利用がされていない補助金がないかという2つの視点から補助金を検討することにした。そして、検討対象とする補助金を金額や所管部局等で限定することなく、県全体の補助金を対象とすることにしたために、結果として2つの視点に特化した監査となった。

監査を通じて、法令違反あるいは著しい不合理等「監査の結果」として記載すべき事項は発見されなかった。

4. 総括意見

(1) 団体/個人が実施する事業への補助金について

補助要件を満たす団体/個人から申請があったが、市町村の財政状況等の事情により補助金が採択されない事例(病院群輪番制病院設備費補助金[No. 394])、団体/個人が補助金制度を活用できなかった事例(奈良県人にやさしい鉄道駅整備事業補助金[No. 178])、補助制度自体が設けられていない事例(奈良県浄化槽設置事業補助金[No. 502])がみられた。

市町村の財政状況に余裕がないことにより、市町村からの補助が受けられないとしても、補助金の仕組み上、国あるいは県によって予算化されている、又は、予算化を期待することが可能な補助部分まで交付されない現状は、公平性の観点から問題があると考えられる。特に県民(市町村民)の生命等にかかわる重要なものであれば、なおさら看過することはできない。

他方で、国・県・市町村という三層の行政構造の中で、それぞれの果たすべき役割が存在する。つまり、特定の市町村で市町村の財政状況等の都合により、補助がなされていないからといって、県が安易に本来市町村の負担すべき部分まで負担するような形で解決を図ると、既に自らが負担すべき部分を負担して補助を実行している市町村との間で公平性の問題が生じる。さらに、市町村として果たすべき役割を果たさなくても、最後は県が助けてくれるといった誤った考えを助長し、モラルハザードを引き起こしかねない。

したがって、市町村の状況を見極めた上で、当該市町村が自助努力を重ねてもなお、財政基盤が弱く財源が十分でないために外部の団体/個人への補助ができないのであれば、居住する市町村によって補助が受けられない団体/個人が出てくるといふ不公平を解消するために、自主的な事業推進を目指して努力する市町村に対する応援は行うなど透明性のある仕組み（例えば、市町村に対する一時的な資金援助制度等を構築し支援する）が必要であると考えます。

（２）市町村が実施する事業への補助金について

①県と市町村とのコミュニケーション強化

市町村との連携が必要な補助金について、市町村に訪問し意見交換を行ったところ、県と市町村とのコミュニケーションはおおむね良好であるとの印象を受けた。また、多くの補助金については、県は市町村に対して、必要な情報提供及び協議を行っており、市町村も必要に応じて、県に相談して、指導を受けているとの印象を受けた。

しかしながら、一方では、県の担当者に対してもう少し補助の現場に足を運ぶことを期待する事例（国保直営診療所整備補助金（国庫分）[No. 300]）や、県と市町村間で期待ギャップが生じるなど、両者の認識のずれが垣間見える事例（市町村地域生活支援事業費補助金[No. 225]、健康増進事業費補助金[No. 436]）もみられた。

県は、市町村との間で、互いの役割分担等について再度認識を共有して、より適切かつ効率的にそして公平に補助金行政を行うために、市町村とのコミュニケーションを強化する必要があると考えます。

②更なる指導的機能の発揮

県が、住民に対する公共サービス提供等の市町村実施事業に対して補助を行うとしても、事業の実施主体は当然に市町村であり、市民のニーズの把握や事業実施における手法・規模等の決定は一義的には市町村の役割である。

しかしながら、すべての市町村が十分なニーズ把握や、最良の方法で事業を実施できているとは限らない。実際に、事業の充実に向けて、県及び市町村相互間で成功事例に関する情報交換や協議を行うことができる場を設けるなど、県が指導的機能を発揮すべき余地があると思われる事例（放課後児童健全育成事業費補助金[No. 325/340]、地域子育て支援拠点事業費補助[No. 360]、一時保育事業費補助[No. 356]など）がみられた。

県は、事業の実施主体が市町村である補助金に対しても、より積極的に指導的機能を発揮できるように努める必要がある。

③国が制度設計した補助金に対する県の役割

国が制度設計した補助金には、全国で一律の運用が求められること、支出規模が大きく自らの財政負担の大きなところへの財政支援を優先していること等から、補助対象とする事業の規模要件が高めに設定されているものが多い。こうなると、実施する事業の規模によって、補助金を受けられる市町村と受けられない市町村が生じることとなり、公平であるとはいえない。この課題に対して、国の設計した補助金を補完するような県単独補助金を設けているもの（奈良県人にやさしい鉄道整備事業補助金[No. 178]に対する補完）もみられた。

しかしながら、規模要件から漏れたまま、市町村財源のみで事業を実施している事例（放課後児童健全育成事業費補助金[No. 325/340]、地域子育て支援拠点事業費補助[No. 360]、一時保育事業費補助[No. 356]など）も散見された。

県は、特に優先度が高いと判断する事業については、国が設定した要件から、小規模を理由として補助金を受けられない市町村に対して、県単独での何らかの支援を検討する必要がある。

④市町村への支援の強化

小規模市町村においては、職員の絶対的な人数は少ないが、基礎自治体として住民に提供する公共サービスの種類は普遍であるため、職員一人当たりが従事する事業の種類が多くならざるを得ない。そして、単独で完結する事業は少なく、補完あるいは関連する事業が存在する場合が多いため、自市町村内の職員間での連携を密にする必要がある。ところが、多種にわたる自己の業務をこなすだけで手一杯であり、十分な連携を行う余裕がなく、効率的かつ効果的に事業を実施できていないケースがあるのではないかとの印象を受けた。県としてもこれらの状況を認識しており、補助金の対象としている市町村事業に関して、県と市町村とのコミュニケーション強化や市町村内での連携強化のための支援を行っている事例（健康増進事業費補助金[No. 436]）もあった。

県はリーダーシップを発揮して市町村への支援の強化に努める必要がある。しかし、小規模市町村への支援に限界があるのであれば、これらの事業については、市町村単独で実施するのではなく、近隣市町村と連携して実施するように指導することも視野に入れて考える必要がある。

⑤補助金行政に関する国への働きかけ

国の関与のある補助金は多く、県の負担がなくても補助金の交付が県を通じて行われる事例（国保直営診療所整備補助金（国庫分）[No. 300]）もみられた。市町村が行う事業への補助をより充実させるためにも、県に対して、市町村との調整及び地域の実情を把握することが期待されているものと思われる。

県としては、これまでも十分に市町村を通じて地域の実情を把握し、市町村からの要望も取りまとめ、国と協議してきたとのことである。この成果として、これまで県の単独補助金であったものに対して、国の財政的関与を引き出した事例もみられた（地域ふれあい活動体験事業補助金[No. 1036]）。

したがって、今後も継続して、県が地域の実情を把握し、必要に応じて国に対する要望を取りまとめ、協議することに期待したい。

⑥補助金に関するわかりやすい情報開示

国及び県からの補助の対象となる市町村事業であっても、実施していない市町村があったり、実施するにしてもその事業規模に差がある事例（放課後児童健全育成事業費補助金[No. 325/340]、地域放課後子ども教室推進事業市町村補助金[No. 1035]、地域ふれあい活動体験事業補助金[No. 1036]など）が多数みられた。

これらの事業の直接的な受益者は、当該市町村に居住する市町村民であるが、市町村による事業であるため、市町村の財政力が必然的に影響する。市町村は限られた財源の中で事業に優先順位をつけ、事業を実施するか否か、実施するならばどのように行うかを決定している。つまり、市町村での事業採択の政策決定は議会を通じた住民の意見の表れである。したがって、県としてもこの市町村自治を基本的には尊重すべきである。

しかしながら、補助金の制度が複雑であり、かつ多様であるため、その前提となる補助金に関する情報が市町村民に十分に伝わっているか否かについては疑問がある。県は、複雑な補助金制度について、例えば、県内市町村での活用状況を比較して説明するなど、県民に対して分かりやすい形で情報提供を行っていく必要がある。

【2】補助金に対する個別意見

1. 病院群輪番制病院設備費補助金 [No. 394]

担当部署	健康安全局-地域医療連携課	県支出金内訳	国庫+県負担
根拠要綱	救急医療施設・設備整備費補助金交付要綱		
補助金の行き先	市町村、団体/個人	補助パターン	パターン B 2
補助金に対する負担割合	国：1/3、県：1/3、市町村：1/3		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	10,853	10,780	14,000

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市		三郷町		吉野町	
大和高田市		斑鳩町		大淀町	
大和郡山市		安堵町		下市町	
天理市		川西町		黒滝村	
橿原市	10,780	三宅町		天川村	
桜井市		田原本町		野迫川村	
五條市		曾爾村		十津川村	
御所市		御杖村		下北山村	
生駒市		高取町		上北山村	
香芝市		明日香村		川上村	
葛城市		上牧町		東吉野村	
宇陀市		王寺町			
山添村		広陵町			
平群町		河合町		合計	10,780

(1) 補助金の概要

①救急医療体制

県における救急医療体制としては、1次救急（軽症の外来初診診療）、2次救急（入院が必要な診療）、3次救急（重症で高度な専門性を要する診療）と、患者の症状に応じて段階的に対応できるよう整備されている。

1次救急及び2次救急の整備は市町村の責務とされ、2次救急については県で定めた医療圏域ごとに整備され、市町村の垣根を越えた取り組みが求められている。そして3次救急については2次救急で対応できない特に高度な処置を要する、もしくは重篤な患者への対応を図るべく、県が主体となって体制を整備している。

救急医療体制の確保については奈良県に限らず、医師不足やベッド不足、患者のモラルの低下などが問題視されている。具体的には、医師不足の中で軽症の救急患

者が増加していることから救急医療を担う勤務医に過度の負担が生じ、救急医療体制の維持が困難になりつつある。また一旦患者を受け入れると、同じ病院に長期入院するケースも多く、2次救急病院や3次救急病院が回復した患者までも抱え続けると、ベッドが不足し本来受け入れるべき重症患者を受け入れることができなくなるリスクもある。

そこで救急医療体制を充実させるため、住民に対する啓発や救急医療を担う勤務医に対する手当を厚くする、ベッド回転率を高める、といった改善を行う必要があることは全国的に認識されているが、なかなか改善が進まないのが現状である。

②補助金の目的

①に記載したとおり救急医療体制について多くの問題を抱える中、2次救急を支える病院群輪番制病院に対する補助も手厚くしていくことが求められている。ここで病院群輪番制とは、地域の医療機関が連携し、交代で休日・夜間等における入院治療が必要な救急患者等の対応を行う体制のことをいう。

当補助金は、地域の救急医療体制の充実を図るため、2次救急を支える病院群輪番制病院を施設整備もしくは設備整備面でサポートするため、国の制度にのっとり設定されたものである。奈良県内の病院群輪番制病院は42病院（平成20年6月1日現在）あるが、財政負担の重さや医師の労働環境の悪化から、2次救急を支える輪番制への参加病院数が少なくなり、地域医療の質が低下するリスクが内在する。このような中、当補助金は、施設・設備の整備を補助することで医療設備の充実に資するだけでなく、病院が輪番制に参加するための動機付けの1つの手段としての役割も担うことが期待される。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①補助対象事業の性質

当補助金は2次救急医療体制を根幹で支える病院群輪番制病院に対し、施設・設備整備に係る補助を行い、それによって救急医療体制の品質向上を図っている。ただし、当補助金は国で定められた制度をもとに県で事業化されたものであり、当補助金を活用するには、国庫だけでなく、県及び市町村の負担も求められる。

医療体制、特に救急医療体制の整備は、人の命にかかわる最も優先度の高い事業と考えられるが、当補助金を活用したい病院が補助金を申請したくても、市町村の財政上の理由等で当補助金の申請ができない病院があれば、同じ県民でも市町村の財政力により受けられる医療の質が左右されることになり妥当でない。

そこで、必要性が高いにもかかわらず、財政上の理由等で当補助対象事業を実施できていない病院がないかどうかを確認したいと考えた。

②補助対象の偏在性の有無

当補助金は、各市町村に万遍なく交付される性質のものではないため、補助対象や補助金額を決定する等に、県に大幅な裁量の余地があれば、特定の市町村を優先して交付するなど、公平性が阻害されるリスクがあるのではないかと考えた。

そこで過去数年間にわたる補助実績を入手し経年比較を実施することで、特定の病院や市町村に偏らず万遍なく補助金が交付されているかどうか、もし偏りがあれば合理的な理由によるものなのかどうか、について確認したいと考えた。

(3) 補助金の検討—県に対するヒアリング

①補助対象及び補助金額の決定方法

補助対象及び補助金額の決定方法について県担当者へヒアリングを実施し、次の回答を得た。

当補助金については、事前にすべての市町村に情報を提供し、申請があれば、要件に合致するものについては、原則としてすべて補助する方向で対応している。そのため、市町村から申請のあったものについては、すべて県として国へ申請しており、市町村や病院のやる気次第で有効活用できる補助金であると認識している。

②補助実績による経年比較

病院群輪番制の地区別、病院別に、データが残っていた平成8年度以降の当補助金の交付実績をまとめた結果は次のとおりである。

【病院群輪番制病院設備費補助実績】

地区名	対象地域	参加病院名	H8年度以降実績計(千円)	補助金交付先																
				H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21			
奈良地区	奈良市	市立奈良病院																		
		県立奈良病院																		
		済生会奈良病院	3,080											○						
		沢井病院	14,000											○						
		大倭病院																		
		奈良西部病院(※1)																		
		西奈良中央病院(※1)	14,000		○															
		おかたに病院																		
		松倉病院	14,000				○													
		吉田病院																		
		奈良春日病院	13,824										○							
		高の原中央病院	14,000					○												
		奈良西九条病院																		
石洲会病院																				
西の京病院							辞退													
その他(過去に参加)	27,732		○							○										
葛城地区	大和高田市 香芝市 葛城市 広陵町	大和高田市立病院	14,000				○													
		土庫病院	14,000		○															
		當麻病院	14,000				○													
		吉本整形外科外科病院	13,732		○															
		中井記念病院(※1)																		
橿原地区	橿原市 高取町 明日香村	平尾病院	13,900														○			
		平井病院																		
		平成記念病院	38,512		○									○			○			
		山の辺病院(※1)																		
		中井記念病院(※1)																		
南和周辺地区	五條市 御所市 吉野郡 (3町8市)	県立五條病院																		
		町立大淀病院																		
		吉野町国保吉野病院	14,000				○													
		済生会御所病院	14,000								○									
		秋津鴻池病院																		
生駒大和郡山地区	生駒市 大和郡山市	奈良社会保険病院																		
		田北病院																辞退		
		郡山青藍病院																		
		倉病院																		
		東生駒病院																		
		阪奈中央病院																		
		西奈良中央病院(※1)																		
奈良西部病院(※1)																				
西和地区	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 王寺町 上牧町 河合町	県立三室病院																		
		恵王病院																		
		奈良友誼会病院																		
桜井地区	桜井市 宇陀市 磯城郡 (3町) 宇陀郡 (2村)	国保中央病院																		
		宇陀市立病院																		
		済生会中和病院																		
		山の辺病院(※1)																		
		辻村病院																		

(※1) 奈良西部病院、西奈良中央病院、中井記念病院、山の辺病院については2つの地域を対象としている。

この表をもとに、疑問の生じた点について県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

<対象地域>

輪番制の対象地域をみると、天理市及び山添村が含まれていない。

これは、天理市については大病院が設置されており医療体制が充実しているため、山添村については、山添村からの搬送先は三重県の病院になることが多いため、輪番制への参加を見合わせていることによる。

<補助実績>

全体の傾向として、近年では橿原市や奈良市が主に活用しており、平成8年度以降でみると、生駒・大和郡山地区、西和地区、桜井地区については、当補助金の利用実績がなく、補助先に若干偏りが生じている。

これは、たまたま申請してきた市町村が続けて申請しているだけで、問題とはならない。

<辞退>

平成13年度には奈良市、平成21年度については大和郡山市が辞退している。

この辞退の理由としては、平成13年度の奈良市では病院の事情によるものだが、平成21年度の大和郡山市では市の財政上の理由による。当補助金は市町村からの申請に基づき予算化されるものであり、県から病院に対するヒアリング等は実施していないため、大和郡山市の辞退に関して病院側が納得していたかどうかについては県では把握していない。

③県の役割

県担当者に対するヒアリングの結果、申請してきた市町村に対しては、県の判断で取り下げることなく、公平に取り扱っているとの印象を受けた。しかし、当補助金を申請したくても市町村の事情で申請できていない病院があれば、県内に住んでも居住する市町村の財政力によって本来受けられる医療サービスのレベルに差が生じることになり、公平性が阻害されているように思える。そこで申請しない補助対象先に対してニーズの有無について確認しているか、またその必要性がないのかどうかについて県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

生駒・大和郡山地区、西和地区、桜井地区については、当補助金は活用されていないものの、広く医療の公平という意味では、いずれの地域にも市(町)立病院(一般財源の中で別途補助)や県立病院が設置されているか、一定数の救急告知病院があるため、住民に対して基本的な医療体制を提供できるレベルには整備されていると考えている。

よって当補助事業に係る県の役割としては、必要な情報を提供し、申請されたものについては、要件に合致すればすべて国へ申請していくことであり、やる気のあ

る市町村・病院に対して補助金を交付するという運用で支障ない。ただし、複数の申請が重なったときには、過去に交付されていない申請者を優先的に対応するなどの配慮はしている。

また当補助金に限らず、救急医療体制の質は「医師の有無」に左右される面が多く、救急医療体制を改善するため、今後見直していく必要があると認識している。

(4) 意見

① 県の積極的関与の必要性

医療体制の品質向上を目指し、医師の確保を中心に改善を図っていく必要性については県においても十分認識されているとの印象を受けた。

また当補助金は、病院群輪番制病院を施設・設備整備面から補助するものであるが、県内においては基本的な医療体制が整備されているため、補助対象先に対してもれなく情報提供を行い申請の機会の平等を図っていれば、申請分についてのみ補助手続を実施していくことで支障がないとの県の判断についても一理はある。

ただし、2次救急体制が充実していないと、2次救急で対応すべき患者が3次救急に回され、3次救急を本来必要とする重症患者等に対する医療が十分に提供できなくなるおそれがある。また当初3次救急で受け入れた患者についても回復に応じて2次で受け入れるなど臨機応変に対応できれば、3次救急の回転率が高まり、3次の受入能力の強化にもつながるため、県全体としての救急医療体制を充実させることが可能となる。

このように考えると、2次救急の体制整備は市町村の役割であるが、県ももっと積極的に関与し、医療体制の充実を図っていくべきと考えられる。ただし、市町村との役割分担の観点からは、県がすぐに支援すればいいというわけではなく、一義的には市町村が単独もしくは連携して1次救急及び2次救急体制の強化に努めていることを確認する必要がある。その上で、市町村側で対応できない特別な事象を認識した際には、県が何らかの支援をする必要性について検討していく必要がある。このように県が2次救急体制にかかわる市町村や病院を補助する1つの手段として当補助金を有効活用することが期待され、輪番制に参加する病院にとって魅力ある制度としていくことが求められる。

そのためには、申請案件への対応だけでなく、申請のない病院に対してもヒアリング等により積極的にニーズを把握していくことで、制度の有効活用を促していくべきである。実際、平成21年度については大和郡山市の辞退が生じたが、県としては病院の納得状況についてまでは把握していないため、もう少し県と病院で直接コミュニケーションを図るなど、フォローアップを充実していくことが必要である。なお、平成18年度及び平成21年度においては、結局、当補助金が活用されなかったため、制度をより使いやすいものとしていくための対策についても検討して

いくことが必要と認められる。

2. 奈良県人にやさしい鉄道駅整備事業補助金 [No. 178]

担当部署	福祉部-福祉政策課	県支出金内訳	国庫+県負担
根拠要綱	奈良県人にやさしい鉄道駅整備事業補助金交付要綱		
補助金の行き先	団体/個人	補助パターン	パターン B3
事業費に対する負担割合	国：1/3、県：1/6、市町村：1/6、団体：1/3		
	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	40,000	7,215	10,000

※ 当補助金は事業実施主体である団体に対し、直接補助金を交付するため、「H20 年度決算の市町村別交付状況」の記載は省略する。

なお、駅別の補助金交付状況については後述参照。

(1) 補助金の概要

鉄道駅は公共的施設の中でも、特に不特定多数の人が利用する施設である。そこで鉄道事業者が行う既存の鉄道駅舎の福祉整備に係る設備投資を支援し、高齢者や障害者等の移動の円滑化（公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の確保）、すなわち駅のバリアフリー化を促進することを目的として当補助金が設定された。

当補助金は国の制度にのっとり平成 13 年度に設定され、鉄道事業者からの申請をもとに、国、県、市町村がそれぞれ事業実施主体である鉄道事業者に対して直接補助金を交付するものである。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の規定に基づき国土交通省が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の中で、1 日当たりの平均的な利用者数が 5,000 人以上の駅のうち、高低差が 5 m 以上の駅については、2010 年度までにエスカレーター又はエレベーターの設置を目標とする旨が定められている。そこで当補助金についても、上記の要件を満たす鉄道駅が「駅宿舎へのエレベーター設置」や「それ以外のバリアフリー化（福祉対応トイレ・スロープ・点字ブロック等）」を行う際に、その整備費用等を補助することとしている。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

① 予算と実績の乖離

平成 20 年度の執行実績が 7,215 千円と、予算の 18%に止まっていたため、執行率が低くなった理由を確認し、その理由が妥当なものかどうかを確認したいと考えた。

② 当補助金の対象外となる鉄道駅舎への対応

当補助金は、駅の利用者数や高低差などにより補助対象が制限されているが、補

助対象外となる比較的小規模な駅でもバリアフリー化のニーズはあると考えられる。そこで補助対象外となる駅についても、バリアフリー化を促進するための補助制度も別途設定されているのかどうかを確認したいと考えた。

③補助対象の偏在性の有無

交付先が特定の駅又は市町村に偏っていたり、駅の所在する市町村の財政力等の問題で本来申請すべき駅が補助金を申請できていなかったりすれば、本来享受し得るサービスを享受できない県民が生じるおそれがあり妥当でない。そこで、補助対象が特定の駅や市町村に偏らず、万遍なく行き渡っているか、偏りがあればそれは合理的な理由に基づくものかどうか、について確認したいと考えた。

(3) 補助金の検討

①予算と実績の乖離理由

予算と実績が大幅に乖離している理由について県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

平成 20 年度については 4 駅を対象としていたが、うち、近鉄大和西大寺駅のエレベーター設置工事（5 基）及び手摺りの整備が年度内に完了せず、平成 21 年度に繰越となったため、大和西大寺駅に対する予算計上分 31,145 千円が予算と実績の差額となっている。なお、この繰越分は「繰越明許費」として取り扱われるため、翌年の予算には組み込まれていない。

②県単独事業の実施

当補助金の対象外となる駅に対するバリアフリー化支援の制度の有無について県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

当補助金は国の制度設計に基づく国庫を活用した補助制度であるが、県単独事業としても鉄道駅のバリアフリー化施設整備のための補助制度を別途設けている。

県単独事業に基づく補助制度においては、エレベーター設置については補助対象外となっているが、負担割合は県 2 分の 1、事業者 2 分の 1 とされており、市町村の負担なく事業を実施することが可能である。また、当補助金の対象外となる駅は比較的小規模であるため、エレベーターの設置を要するような構造になっておらず、県単独補助金を活用して福祉対応トイレ・スロープ・点字ブロックの整備等を進めていくことで安全性は確保されるものと認識している。

③補助金の採択

補助金の交付先の決定方法について県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

補助金の交付先の決定については、鉄道事業者からの要望に基づき予算を確保している。その際、同じ整備に当補助金と上記の県単独事業による補助金との重複利用がないよう留意している。

④経年比較

当補助金の交付実績が特定の市町村もしくは駅に偏っていないかどうかを客観的に確認するため、補助金の交付実績に係る経年比較を実施した。

なお、当補助金は平成 13 年度に新設されたものであるが、平成 8 年度から平成 12 年度までの 5 年間にわたり「住みよい福祉のまちづくり補助事業」に対する補助制度も設定されていた経緯がある。そこで当補助金だけでなく、「住みよい福祉のまちづくり補助事業」に対する補助金や県単独補助金の補助金も含め、広くバリアフリー化に向けた補助実績（平成 21 年度については予定）を示したのが次の表である。

【鉄道駅整備事業補助対象一覧】

(単位：百万円)

駅名	所在市町村名	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	補助金計 (~H20年)	H21	H21 (補正)
近鉄学園前	奈良市			17											17		
近鉄奈良								13 ※1,2							13		
近鉄大和西大寺									2					33 ※1,2	35		
近鉄高の原										24 ※1					24		
近鉄富雄						9 ※1			0			2			12		
近鉄新大宮					3 ※1										3		
近鉄菖蒲池					3										3		
近鉄西ノ京																	40
近鉄尼ヶ辻																	
JR奈良																	
近鉄生駒	生駒市	16	11												27		
近鉄東生駒					15 ※1								1		16		
近鉄一分																	
近鉄南生駒																	
近鉄郡山	大和郡山市								3				2 ※1		4		
近鉄筒井									1				23 ※1		24		
近鉄九条																3	
JR大和小泉																	
JR郡山								13 ※1,2							13		
近鉄王寺	王寺町										2				2		
近鉄新王寺																	
JR王寺						25 ※1,2				3					28		
JR畠田														3 ※1	3	3 ※1	
近鉄大和八木	橿原市								19 *1						19		28
近鉄橿原神宮前									0		1	1 ※1			3		
近鉄八木西口					3 ※1										3		
近鉄真菅												3			3		
近鉄天理	天理市								17 ※1					2	2		
JR天理															17		
JR三郷	三郷町									18 ※1					18		
近鉄大和高田	大和高田市					14 ※1									14		
近鉄高田市									1		0			3	4		28
JR高田																	13
近鉄田原本	田原本町				3										3	3 ※1	
近鉄西田原本															0	3	
近鉄榛原	宇陀市	3													3		53
近鉄桜井	桜井市												1		1		
近鉄五位堂	香芝市																40
近鉄二上																	28
近鉄関屋																	28
近鉄結崎	川西町																
JR法隆寺	斑鳩町																
その他 ※3				15	5	5		3	1		1				30		
合計		19	11	32	28	55	0	28	45	45	4	6	29	40	341	10	255

(※1) 国庫補助金活用分を含む。

(※2) 翌年度への繰越事業を含む。

(※3) 当補助金の対象外となる駅(県単独補助のみ活用可)をその他に集約している。

平成 20 年度までの実績をみると、香芝市に設置されている 3 駅に対しては交付実績がなく、当補助金を十分に活用できていない駅があるようにも思える。ただし、バリアフリー化が進んでいる駅では当補助金の必要性が低く、逆に整備が遅れている駅では当補助金の必要性が高いと考えられる。そこでバリアフリー化の進捗状況と未整備の駅の対応状況について県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

県では、乗降者数 5,000 人を超える 42 駅を中心に、エレベーターの設置状況とトイレのバリアフリー化の状況を把握し、未整備の駅に対して整備を進めるよう促している。特にエレベーター設置工事が必要と判断した 5 駅（近鉄大和八木駅、近鉄五位堂駅、近鉄榛原駅、近鉄高田市駅、JR 高田駅）については、早急に整備を進めるよう、事業者とも連携して市に対して働きかけを行ってきた。

この 5 駅については、事業者としても早期に整備を進める意思はあったが、市も事業費の 6 分の 1 を負担する必要があるため、市の財政上の問題により事業着手に至らず、平成 21 年度の当初予算段階においても補助金は申請されていなかった。

しかし平成 21 年度に国の補正予算で「少子高齢化社会への対応」「安全・安心の実現」等を目的として「経済危機対策臨時交付金」が創設された。当交付金は国庫 100%負担の補助制度であり、当事業も補助対象事業に該当する。当交付金を活用することで県も市も一般財源の負担なく当事業に着手することが可能となったため、平成 21 年度の補正予算でこれらの 5 駅についてもようやくエレベーター設置工事等に着手されることとなった。その他、追加で 3 駅（近鉄西ノ京駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅）についても当交付金を活用してエレベーター設置工事等が行われる。

(4) 意見

①補助制度の合理性

当補助金に加え、県単独事業としての補助金も設定されていることから、駅の利用者数にかかわらず、安全性を確保するためのバリアフリー化に関する制度設計がなされていると考えられる。また平成 20 年度の予算と実績の乖離についても、合理的な理由によるものであり、特に問題は見受けられない。

②県の更なる指導的機能の発揮への期待

平成 21 年度に国で創設された経済危機対策臨時交付金を活用することで、ようやく停滞していた事業の遅れを取り戻し、国土交通省で定められた目標を達成しつつある。

しかし、駅の設置されている市町村の財政力によって、駅のバリアフリー化、すなわち駅の利用に係る安全性や高齢者等の身体的負担に差が生じていたということは否めない事実である。

平成 21 年度の補正予算で整備事業を実施した駅については、市が負担することなく駅のバリアフリー化を図ることができたため、財政面から考えると結果的には適切な行政判断であったかもしれない。しかし平成 21 年度の臨時交付金の措置がなければ、市の財政負担がネックとなり駅の整備事業が先送りされていた可能性は否めない。当補助事業の進捗の遅れが県の努力の成果ではなく、臨時で創設された国の制度でカバーされたという点が残念であった。

県は速やかに事業が実施されるように、市町村に強く働きかけるべきであった。

3. 国保直営診療所整備補助金（国庫分） [No. 300]

担当部署	福祉部-保険福祉課	県支出金内訳	国庫
根拠要綱	医療施設等施設（設備）整備費補助金交付要綱 奈良県保健施設整備事業補助金交付要綱		
補助金の行き先	市町村	補助パターン	パターン A2
事業費に対する負担割合	国：1/2、市町村：1/2		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	6,376	6,186	14,931

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市		三郷町		吉野町	
大和高田市		斑鳩町		大淀町	
大和郡山市		安堵町		下市町	
天理市		川西町		黒滝村	
橿原市		三宅町		天川村	
桜井市		田原本町		野迫川村	
五條市		曾爾村	2,030	十津川村	324
御所市		御杖村	1,837	下北山村	
生駒市		高取町		上北山村	1,995
香芝市		明日香村		川上村	
葛城市		上牧町		東吉野村	
宇陀市		王寺町			
山添村		広陵町			
平群町		河合町		合計	6,186

(1) 補助金の概要

当補助金は、へき地医療の確保を図ることを目的として、厚生労働省医政局による「医療施設等施設整備費補助金」及び「医療施設等設備整備費補助金」のうち、「へき地診療所施設（設備）整備事業」を対象として平成 17 年度に設置された補助金である。

市町村によって設置された国保直営診療所のうち、補助対象となるへき地診療所の要件に合致する診療所は 14 施設（11 市町村）である。また補助対象経費としては、へき地診療所として必要な各部門（診察室、検査室、待合室等）や住宅部門（医師住宅、看護師住宅）の建築費、又はへき地診療所として必要な医療機器購入費が該当する。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①補助対象事業の性質

当補助金は医療体制の充実を目的とした制度であり、人の命にかかわる優先度の高い事業と考えられる。しかし補助金を申請すべき診療所が、所在する市町村の財政力の問題等で申請できていないのであれば、本来享受できるはずであった医療サービスを享受できない県民が生じる可能性があり、妥当でない。

そこで、申請のない診療所について、申請されないことが妥当かどうかを県がどのように判断しているのかについて確認したいと考えた。

②補助対象の偏在性の有無

対象となる国保直営診療所（へき地診療所）は 14 施設あるが、交付先が特定の診療所もしくは市町村に偏っていると、その偏在に合理的な理由がない限り、居住地によって受けられる医療サービスのレベルに大きな差異が生じるリスクがあり妥当でない。

そこで、まず平成 18 年度から平成 20 年度の補助実績、及び平成 21 年度の補助予算額について経年比較を実施し、補助金の交付先及び交付額について偏りがないかどうかを検討した。その結果、対象となる 11 市町村のうち約半分の 5 市町村において当補助金の利用実績（予定）がないことがわかった（具体的な実績については後述参照）。

ただし、4 年間では補助先に偏りが生じていたかどうかを判断するには十分でない。そこで更に過去にさかのぼって補助実績を入手し、特定の診療所や市村に偏らず万遍なく補助金が交付されているかどうか、もし偏りがあれば合理的な理由によるものなのかどうかについて、確認したいと考えた。

(3) 補助金の検討

①補助対象及び補助金額の決定方法

補助対象及び補助金額の決定方法について県担当者へヒアリングを実施し、次の回答を得た。

市町村からの申請をもとに、要件に合致するものはすべて国に対して申請しており、県の判断で申請を取り下げることはない。

②補助金の経年比較

当補助金は平成 17 年度に設定された補助金であるため、当補助金の実績だけでは補助先に偏りがあるのか否かを判断する期間としては不十分である。そこで国保直営診療所を対象とする次の 2 つの補助金の交付実績も加味し、へき地医療を確保するため補助金を有効活用しているのかどうかを総合的に分析してみることにし

た。

- a 厚生労働省医政局で制定された枠組みを活用した「国保直営診療所整備補助金」
(平成 17 年度以前に設定されていた当補助金と同名の補助金(仕組みは若干異なる))
- b 厚生労働省保険局から交付される「国民健康保険調整交付金」(直営診療施設整備分)

なお、b については、補助率や補助金の基準額は異なるが、対象施設や設備については重複している。

a、b も含め、補助金の利用実績(平成 21 年度は予定)を示したのが次の表である。

【国庫直営診療施設 設備整備補助経過一覧】

市町村名	施設名	計	補助金額														(単位：千円)	
			H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21 (予定)	
山添村	国保東山診療所	3,847		393	525	479				1,400						1,050		
	国保波多野診療所	3,730				2,625	105								1,000			
宇陀市 (室生村)	国保田口診療所	※ 2,020											2,020					
		3,280			525				525			210				2,000		
	国保東里診療所	※ 3,832							3,832									
曾爾村	国保診療所	※ 17,459							4,935			4,722				2,030	5,772	
		2,263	810	190		213								1,050				
御杖村	国保診療所	※ 1,837														1,837		
		10,229					6,886		318		525			202	2,298			
黒滝村	国保診療所	※ 2,467											2,467					
		5,009	133	231		297								4,348				
天川村	国保診療所	18,825					18,825											
野迫川村	国保野迫川診療所	※ 378											378					
		3,306	515			157		525			109					2,000		
十津川村	国保小原診療所	※ 3,419														324	3,095	
		1,479			525		470					157		327				
	国保上野地診療所	1,968	428			199		350	106		525		360					
下北山村	国保診療所	※ 15,702							4,856				898		6,615		3,333	
		997	500		120		234		143									
上北山村	国保診療所	※ 3,129								1,134						1,995		
		4,909	180		3,675		525										549	
川上村	国保川上診療所	4,576		200		460							3,281		635			
合計	※	50,243	0	0	0	0	0	0	4,935	9,822	0	4,722	3,743	2,020	6,615	6,186	12,200	
		66,608	2,546	1,014	5,370	4,430	27,045	875	1,082	0	2,559	577	3,641	5,827	3,933	7,050	549	

※ 厚生労働省医政局の補助金（平成17年度以降が今回検証対象の補助金）

※印のないものは、厚生労働省保険局の補助金

上表のとおり、厚生労働省医政局の補助金に限らず厚生労働省保険局が管轄している国民健康保険調整交付金も併せてみると、いずれの国保診療所においても補助金を活用して施設や設備の充実が図られていることが読み取れる。

③ 県の役割

当補助金については県の補助負担はないが、ニーズのある診療所に補助金を万遍なく交付し、へき地医療を確保していくため、県はどのような役割を担っていくべきと考えているか、について県担当者へヒアリングを実施し、次の回答を得た。

現在も年度末には執行状況の確認のため、診療所へ直接出向き、購入した機器等の検査を実施している。今後は、補助金を申請していない診療所にも出向き、施設内を視察したり、医師等とも直接コミュニケーションをとっていったりする方向で検討している。

(4) 意見

①未申請の理由の把握

補助金の交付実績を経年比較で分析することで、補助金の交付先は特定の診療所に偏らず、公平に行き渡っているとの印象を受けた。ただし、現状は申請してこない診療所について、ニーズがないのか、それとも申請したくても診療所の設置者である市町村の財政上の問題等で申請できないのかといった点までは十分に把握できていない。

しかしなぜ申請してこないのか、その理由を県が把握できていなければ、ニーズがあるのに市町村の財政力等の理由で申請できていない市町村があっても、県でそのフォローアップをすることができず妥当でない。

よって今後は申請してこない診療所についても、申請されない理由を把握し、その理由が妥当なものかを判断の上、ニーズがあれば指導的機能を発揮していくことが必要である。

②県と市町村とのコミュニケーションの強化

県では現状、補助金の交付実績のある診療所については執行状況の検査のため訪問している。しかし交付実績のない補助対象先については未訪問の診療所もあり、電話やメールでのコミュニケーションだけでは、十分に実態を把握できていないおそれがある。

ただし、今後は申請のない補助対象先も訪問し、医師等と直接コミュニケーションを図ることを予定していることから、今後はよりの確にニーズを把握し、その情報を業務に生かしていくことが期待される。また直接診療所を訪問することで、現場の担当者や医師から県に対して相談しやすい体制を構築することができ、各診療所をモニタリングする観点からも一定の効果がある。そしてこれは①の観点からも非常に有意義である。

よって今後は、県の検討しているとおり、補助金申請をしていない国保直営診療所も訪問し、市町村と県との連携を強化していくことで、よりニーズに見合った補助を行える体制を構築していくことが必要である。

4. 市町村地域生活支援事業費補助金 [No. 225]

担当部署	福祉部-障害福祉課	県支出金内訳	県負担
根拠要綱	地域生活支援事業費等補助金交付要綱		
補助金の行き先	市町村	補助パターン	パターン A3
事業費に対する負担割合	国：1/2、県：1/4、市町村：1/4		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	207,000	208,252	233,000

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市	67,700	三郷町	2,485	吉野町	1,543
大和高田市	12,783	斑鳩町	4,813	大淀町	4,534
大和郡山市	17,244	安堵町	1,075	下市町	820
天理市	9,107	川西町	795	黒滝村	151
橿原市	16,622	三宅町	1,070	天川村	228
桜井市	8,715	田原本町	5,795	野迫川村	0
五條市	4,876	曾爾村	28	十津川村	615
御所市	3,336	御杖村	116	下北山村	8
生駒市	13,196	高取町	1,222	上北山村	42
香芝市	5,532	明日香村	420	川上村	282
葛城市	4,971	上牧町	2,920	東吉野村	205
宇陀市	3,826	王寺町	2,124		
山添村	728	広陵町	3,663		
平群町	2,281	河合町	2,381	合計	208,252

(1) 補助金の概要

①障害者自立支援法の制定

障害者自立支援法は平成 18 年 4 月に一部施行、同年 10 月に全面施行された。

従来の制度では、地方自治体間のサービス格差が大きい、財源確保が困難、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害など）ごとに縦割りでサービス提供されていたため施設・事業体系がわかりにくい、などの問題点が指摘されていた。

そこでこれらの制度上の課題を解決し、障害種別にかかわらず障害者が必要なサービスを利用できるように改善するとともに、障害のある人々に身近な市町村が責任を持って一元的にサービスを提供するなど、一層の推進を図るため、障害者自立支援法が制定された。なお、この障害者自立支援法による総合的な自立支援システムは、「自立支援給付」（義務的経費）と「地域生活支援事業」（当補助金の対象事業）で構成されている。

②当補助金の趣旨

当補助金は障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的としている。

地域生活支援事業は「市町村事業」と「都道府県事業」に分けられ、市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行うこととされている。当補助金は、後述する「市町村事業」を対象として交付されるものである。

③補助対象事業

市町村事業は5つの必須事業とその他の事業とに大別され、必須事業については対象者（サービスを必要とする人）が存在すれば、原則として全市町村で実施されるべきものと考えられている。

市町村事業の具体的な事業内容は次のとおりである。

事業名		内容
必須事業	a 相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。
	b コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行う。
	c 日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う。
	d 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う。
	e 地域活動支援センター機能強化事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。
その他の事業		市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①当補助金の性質

当補助金は、障害者の生活を支える義務的要素の高い補助金であり、市町村の財政力や行政の取組方針により左右されるべきものではなく、必要とする障害者にサービス提供をするために市町村に公平に交付されるべきものである。

しかし、障害者自立支援法の施行に伴い、従来は義務的経費であったものについても、裁量の余地が高まったとして、当事業費を削減している市町村があれば、居住する市町村によって、障害者が必要なサービスを受けないおそれがあるため、そのような市町村がないかどうかを確認したいと考えた。

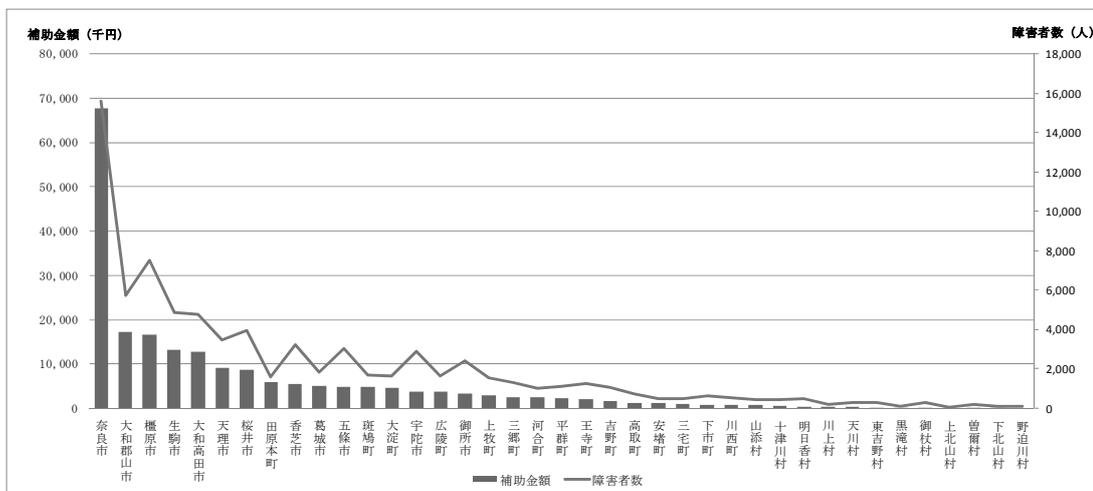
②補助金額と障害者数との関係

当補助金は障害者へのサービス事業を補助対象としているため、補助金額は各市町村に居住する障害者の人数に比例しているのではないかと考えた。そこで、障害者1人当たりの補助金額、及び補助金額と障害者数との関係を示したのが次の表である。

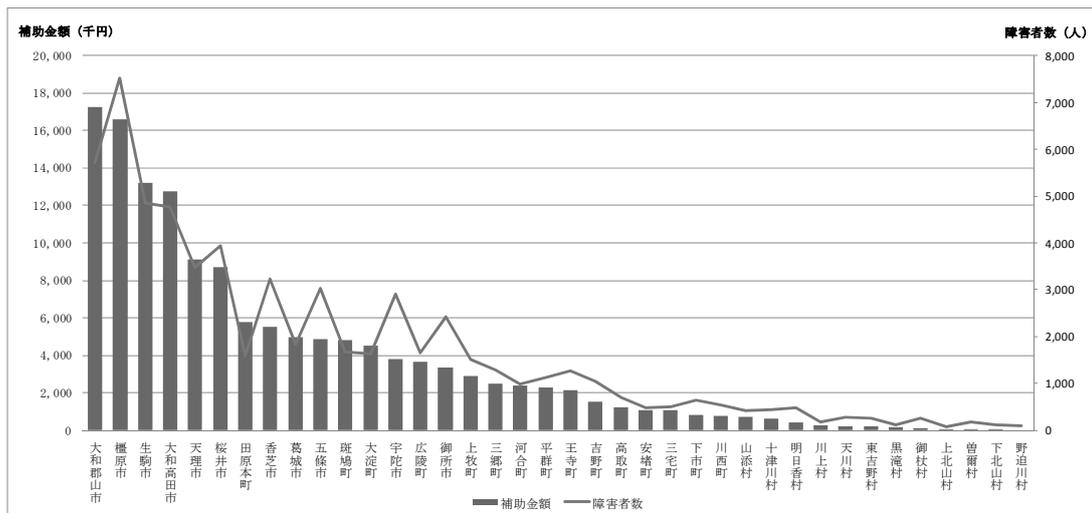
【補助金額と障害者数の関係】

市町村名	H20年度 補助金額 (千円)	障害者数 (人)	身体 障害者数(人) (H20年度)	精神 障害者数(人) (H19年度末)	知的 障害者数(人) (H20年度)	障害者数 順位	障害者1人当 たり補助金額 (千円)
奈良市	67,700	15,581	12,368	1,061	2,152	1	4.3
大和郡山市	17,244	5,711	4,935	234	542	3	3.0
橿原市	16,622	7,519	6,442	305	772	2	2.2
生駒市	13,196	4,848	4,106	206	536	4	2.7
大和高田市	12,783	4,777	3,983	231	563	5	2.7
天理市	9,107	3,475	2,857	166	452	7	2.6
桜井市	8,715	3,943	3,356	129	458	6	2.2
田原本町	5,795	1,589	1,362	47	180	16	3.6
香芝市	5,532	3,229	2,721	106	402	8	1.7
葛城市	4,971	1,834	1,554	67	213	12	2.7
五條市	4,876	3,024	2,670	71	283	9	1.6
斑鳩町	4,813	1,677	1,431	65	181	13	2.9
大淀町	4,534	1,643	1,456	46	141	15	2.8
宇陀市	3,826	2,902	2,538	71	293	10	1.3
広陵町	3,663	1,659	1,423	36	200	14	2.2
御所市	3,336	2,430	2,166	81	183	11	1.4
上牧町	2,920	1,522	1,335	66	121	17	1.9
三郷町	2,485	1,292	1,056	110	126	18	1.9
河合町	2,381	989	859	36	94	22	2.4
平群町	2,281	1,130	949	47	134	20	2.0
王寺町	2,124	1,269	1,085	48	136	19	1.7
吉野町	1,543	1,053	967	20	66	21	1.5
高取町	1,222	712	613	18	81	23	1.7
安堵町	1,075	480	411	21	48	27	2.2
三宅町	1,070	494	430	14	50	26	2.2
下市町	820	645	581	14	50	24	1.3
川西町	795	538	457	17	64	25	1.5
山添村	728	412	373	11	28	30	1.8
十津川村	615	436	371	12	53	29	1.4
明日香村	420	479	411	10	58	28	0.9
川上村	282	182	166	2	14	35	1.5
天川村	228	280	249	5	26	31	0.8
東吉野村	205	269	236	4	29	32	0.8
黒滝村	151	117	105		12	36	1.3
御杖村	116	268	227	2	39	33	0.4
上北山村	42	71	64		7	39	0.6
曾爾村	28	188	144	4	40	34	0.1
下北山村	8	115	103	1	11	37	0.1
野迫川村		98	87	3	8	38	
合計	208,252	78,880	66,647	3,387	8,846		

【補助金額と障害者数の関係（グラフ）】



【補助金額と障害者数の関係[奈良市除く]（グラフ）】



まず障害者1人当たり補助金をみると、奈良市をはじめとする都市部の方が過疎地域よりも比較的多い傾向にあることが分かる。また補助金額と障害者数との関係をみると、奈良市だけが突出して多く、その他の市町村が過小であるように思える。奈良市を除外してみても、補助金額と障害者数に一定の相関関係は認められるが、部分的には比例関係が認められない。

そこで、補助金額と障害者数が厳密に比例しない要因について確認し、市町村間で生じている差異が合理的な理由によるものなのかどうかを検証したいと考えた。

(3) 補助金の検討

①補助金額の偏在性

なぜ市町村によって障害者1人当たり補助金額が大きく異なるのか、つまり補助金額が障害者数に連動しないのかについて県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

補助対象事業の種類も多様化しており、障害種別によって必要なサービスも異なるため補助金額は障害者人口に完全に比例するものではない。

この回答を受け、各市町村が実際に各補助対象事業をどの程度実施しているのかを確認したいと考えた。そこで平成20年度の地域生活支援事業の実績（事業費）を示した次の表をもとに検証を実施する。

【地域生活支援事業実績（事業費）】

（単位：千円）

市町村名	a 相談支援	b コミュニケーション支援	c 日常生活用具給付等	d 移動支援	e 地域活動支援センター機能強化	その他	事業費計
奈良市	16,000	12,930	64,332	179,044	19,500	57,347	349,154
大和郡山市	15,000	4,910	17,395	33,572	7,500	16,275	94,652
橿原市	5,000	4,831	19,900	29,816	6,000	4,225	69,773
大和高田市		4,149	13,591	27,881	6,000	7,595	59,216
天理市		1,241	13,038	23,588	6,992	9,668	54,527
生駒市		1,392	14,221	10,828	7,500	19,302	53,243
桜井市		1,634	12,309	15,313		8,984	38,240
田原本町		470	7,682	18,231		5,479	31,862
斑鳩町		2,959	4,914	9,375	9,000	621	26,869
香芝市		644	9,556	10,944		5,358	26,502
大淀町	1,135	39	5,729	5,300	9,000	4,533	25,737
葛城市			5,425	7,393	6,000	3,174	21,992
五條市	1,828	158	7,692	7,724		2,105	19,507
広陵町		169	5,021	8,527		5,048	18,765
宇陀市		848	7,242	3,457	2,000	2,357	15,904
御所市		149	6,537	6,230		1,739	14,655
三郷町		227	4,029	3,468		6,439	14,163
上牧町		606	3,736	5,744	1,500	1,056	12,642
河合町		383	3,048	6,848		2,006	12,285
王寺町		62	3,824	5,016		784	9,686
平群町		713	2,573	3,717		2,156	9,159
吉野町	714	18	2,909	928		4,332	8,901
高取町		5	547	4,334		337	5,222
三宅町		74	1,659	1,197		1,701	4,631
安堵町		84	1,190	1,968		1,059	4,300
山添村			978	86		2,452	3,515
川西町		161	1,314	929		1,083	3,486
下市町	624		1,700	365		595	3,284
十津川村			1,026	1,015		420	2,461
明日香村		8	913	638		682	2,241
天川村			610	753			1,363
川上村			853	209		68	1,131
東吉野村		32	872				904
御杖村			315			584	899
黒滝村		484	31			129	644
上北山村				172			172
曾爾村			115				115
下北山村				32			32
野迫川村							
合計	40,300	39,376	246,828	434,643	80,992	179,694	1,021,833

各市町村の事業実績をみると、必須事業とされている5事業についてもすべての市町村で実施されているわけではなく、事業実績ゼロとなっている項目も散見される。そこで事業実績の傾向について県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

<a 相談支援事業、e 地域活動支援センター機能強化事業>

「a 相談支援事業」や「e 地域活動支援センター機能強化事業」を実施するには施設が必要であるため、一義的には当事業を実施する施設の所在の有無に影響されるが、すべての施設が対象となるわけではない。

まず「a 相談支援事業」については、一般的な相談を行う「障害者相談支援事業」は交付税の対象とされているため、当補助金は、より高い専門性を必要とする「市町村相談支援機能強化事業」「住宅入居等支援事業」「成年後見制度利用支援事業」の3事業のみを対象としている。

次に「e 地域活動支援センター機能強化事業」については、地域活動支援センター（旧法の小規模作業所や授産施設が新体系に移行した施設）が従来の事業に加えて機能を強化するための事業に限定されており、従来実施していた「基礎的事業」の経費については交付税の対象とされている。

よって、対象施設が所在し、かつ当事業の補助対象となる専門性の高い事業や機能強化を行っている場合に限り補助がなされるため、一部の市町村でしか実績が計上されていない。

<b コミュニケーション事業、c 日常生活用具給付等事業、d 移動支援事業>

残りの必須事業である「b コミュニケーション事業」「c 日常生活用具給付等事業」「d 移動支援事業」については、個人への支援を行うもので特に施設や設備を必要としないため、市町村がニーズを把握していれば事業を実施しているものと考えられる。

ただし、実績ゼロであれば必要な事業が実施されていないと単純に判断できるものでもなく、対象者が不在のためニーズがなく実施されていないケースもあり、事業を実施するか否かは、各市町村でのニーズの有無に大きく左右される。

例えば野迫川村については平成19年度までは実績計上されていたが、平成20年度は日常生活用具の受給者1名の死亡により対象者がいなくなったため、実績がゼロとなっている。

それ以外にも、「c 日常生活用具給付等事業」についてみると、介護保険適用者であれば、介護保険で対応可能な品目（車イスや歩行支援用具など）については介護保険が優先適用される。このように介護保険を優先適用すれば当補助金の対象事業費には含まれないため、高齢者の多い過疎地などでは事業費が少なくなる傾向にある。

なお、「c 日常生活用具給付等事業」だけでなく、その他の事業に含められている「日中一時支援事業」や「訪問入浴サービス事業」についても介護保険と事業内容が重複しているため、介護保険適用者であれば介護保険が優先して適用されることになる。

② 事業費と補助金のアンバランス

県担当者に対するヒアリングの中で、市町村の持ち出しが多いため、その軽減要望がある旨の説明を受けた。そこで事業費の負担割合の実態を把握し、補助の配分方法等に問題がないか検討したいと考えた。その負担割合を示したのが次の表である。

【事業費の負担割合】

(単位：千円)

市町村名	平成20年度 事業費計	国庫交付 決定額	国庫返還額	県費補助額 ①	市町村負担額 ②	②/①
御杖村	899	233		116	550	4.7
天理市	54,527	18,214		9,107	27,206	3.0
天川村	1,363	457		228	678	3.0
吉野町	8,901	3,087		1,543	4,271	2.8
三郷町	14,163	4,971		2,485	6,707	2.7
大淀町	25,737	9,069		4,534	12,134	2.7
斑鳩町	26,869	9,626		4,813	12,430	2.6
田原本町	31,862	11,590		5,795	14,477	2.5
大和郡山市	94,652	34,488		17,244	42,920	2.5
明日香村	2,241	840		420	981	2.3
河合町	12,285	4,763		2,381	5,141	2.2
奈良市	349,154	135,400		67,700	146,054	2.2
広陵町	18,765	7,326		3,663	7,776	2.1
山添村	3,515	1,456		728	1,331	1.8
香芝市	26,502	11,064		5,532	9,906	1.8
大和高田市	59,216	25,567		12,783	20,866	1.6
王寺町	9,686	4,248		2,124	3,314	1.6
葛城市	21,992	9,942		4,971	7,079	1.4
東吉野村	904	410		205	289	1.4
御所市	14,655	6,673		3,336	4,646	1.4
桜井市	38,240	17,431		8,715	12,094	1.4
川西町	3,486	1,590		795	1,101	1.4
上牧町	12,642	5,840		2,920	3,882	1.3
三宅町	4,631	2,141		1,070	1,420	1.3
高取町	5,222	2,445		1,222	1,555	1.3
黒滝村	644	303		151	190	1.3
橿原市	69,773	33,245		16,622	19,906	1.2
宇陀市	15,904	7,652		3,826	4,426	1.2
曽爾村	115	58	(1)	28	30	1.1
上北山村	172	85		42	45	1.1
生駒市	53,243	26,392		13,196	13,655	1.0
平群町	9,159	4,562		2,281	2,316	1.0
川上村	1,131	611	(46)	282	284	1.0
下市町	3,284	1,771	(130)	820	823	1.0
十津川村	2,461	1,396	(166)	615	616	1.0
五條市	19,507	10,696	(943)	4,876	4,878	1.0
安堵町	4,300	2,150		1,075	1,075	1.0
下北山村	32	71	(55)	8	8	1.0
野迫川村						
合計／平均	1,021,833	417,863	(1,341)	208,252	397,060	1.9

事業費に対する補助割合が、国：2分の1、県：4分の1である（残り4分の1は事業主体である市町村負担）ため、事業費の全額を対象として補助がなされていれば、県と市町村の負担割合はほぼ同一となるはずである。しかし県の補助金額は、国庫補助金の交付決定額の2分の1をベースに決定しているため、市町村によって補助金による事業費のカバー割合が大きく異なっている。なお、国庫補助金の交付決定時に想定していた事業費よりも実際の事業費が少なくなった場合には、補助金額のうち事業費の2分の1を超過した部分について、国への返還義務が生じる。それを示したのが「国庫返還額」欄である。

ではなぜ、県は国の交付決定額の内訳に従い、補助金額を決定しているのか、国庫内示額の算定根拠やそれに対する県の調整の必要性をどのように考えるかについて県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

国庫内示額については、平成20年度までは前年度実績や人口割をベースとしていたが、平成21年度以降は実績をより重視する観点から前年度実績をベースに決定されている。また県では国庫内示額に微調整を加えた上で最終的な交付金額を決定しているが、市町村の持ち出し状況の偏りを解消する程大幅な調整は入っていない。これは、国庫内示額は一定の指標に基づき算定されているため、県の判断で国庫内示額から支出見込をもとに再分配するのは適切でないとの考えに基づく。なお、平成21年度以降は、国庫内示額の算定指標が変更されたため、より実態に合致した配分となり、市町村の負担も平成20年度に比べ平準化される見込みである。

③制度改正の影響

障害者自立支援法の施行前は義務的経費であったが、同法施行に伴い当補助金の対象となり、市町村の裁量の余地が高まった事業について、経費節減を目的として事業を縮小している市町村がないのかどうかを確かめたいと考えた。そこで、同法施行前（平成18年9月まで）に義務的経費とされていた「c 日常生活用具給付等事業」の事業費について、制度の改正前後における金額について比較分析しようと考えた。

なお、cと類似した補装具支給事業については制度改正後も義務的経費として取り扱われているが、制度改正に伴い、補装具と日常生活用具の対象項目が一部変更（対象項目の入替や廃止など）されたため、両事業費を併せて検討することとした。これらの公費負担割合や公費負担額の推移実績を示したのが次の表である。

【公費負担割合】

	区分	同法施行前 (～平成 18 年 9 月)	同法施行後 (平成 18 年 10 月～)
補装具 (義務的)	A 福祉事務所設置市町村	国1/2、市町村1/2	国1/2、県1/4 市町村1/4
	B 未設置市町村	国1/2、県1/4 市町村1/4	
日常生活用具 (当補助対象)		国1/2、県1/4、市町村1/4	

【公費負担額（市町村、県、国の負担合計）】

(単位：千円)

	補装具 (義務的)	日常生活用具 (当補助対象)	計
平成 16 年度	A 福祉事務所設置市町村 不明	57,060	128,369 (不明分あり)
	B 未設置市町村 71,309		
平成 17 年度	A 不明	55,798	136,915 (不明分あり)
	B 81,117		
平成 18 年度 (制度改正年度)	A 70,338 (10～3月分のみ)	79,176	208,834 (半年不明分あり)
	B 59,320		
平成 19 年度	A 120,543	172,725	346,011
	B 52,744		
平成 20 年度	A 130,839	183,139	411,281
	B 97,303		

(注) 中核市(奈良市)については、制度改正前において日常生活用具の県負担がなく、県で実績を把握していないため、制度改正前後で比較できないことから上記の集計には含めていない。

上記の数値及びこれを市町村ごとの数値に細分化した実績数値を入手するとともに、県担当者から次の説明を受けた。

平成 16 年度から平成 18 年度 9 月までは「A 福祉事務所設置市町村」(12 市町村)の補装具費については県の負担がなかったため市町村からの実績報告がなく、県ではその間の実績数値は把握していない。しかし上記の金額推移をみると、制度改正により公費負担額が減少したとはいえない。

県担当者の説明どおり、上記の事業については増加傾向にあり、制度上は裁量的経費となっても、実質上は義務的経費と同様に、各市町村において積極的に障害者に対するサービス事業を実施していることが読み取れる。

④県の役割

市町村で実施される地域生活支援事業が円滑に、かつ県内において居住地を問わず一定水準以上の障害者福祉サービスを受受できる体制にしていくため、県はどのような役割を担っていくべきと考えているのか、県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

補助対象事業は市町村事業であることから、県の担うべき役割としては、必要な情報を提供し、適宜助言していくことであると考えている。なお、予算策定時には市町村に対してヒアリングを実施し、支出見込額については把握しているが、潜在的ニーズまで把握することは、各市町村においても県においても実務上困難である。

⑤市町村へのヒアリング

当補助金を活用し、地域生活支援事業を実施していくのは市町村であるため、2つの市町村を訪問し、地域生活支援事業への取組方針や当補助金に対する意見等について市町村担当者へヒアリングを実施した。ヒアリングの結果は次のとおりである。

<市町村における地域生活支援事業への取組状況>

障害者自立支援法の施行に伴い制度は改正されたが、2団体とも従来から取り組んできた福祉制度を維持しており、制度上は義務的経費でなくなったからといって事業費を削減したものはなく、申請されたものについてはすべて対応している。

なお、日常生活用具給付等事業の金額が大幅に増加した要因の1つとして、制度の周知徹底を図ったことが考えられる。

<市町村の要望>

県との関係は良好であり、必要な情報は適時提供を受けているが、県に対して、サービス利用の上限や利用者負担額を定めるにあたって参考となるような全国的なモデルを提示してほしいという要望はある。

また当補助制度の対象とはなり得ないことは認識しているが、市町村単独事業として障害者に対するタクシーチケットの交付を行っている市町村が多いため、このことに対しても何らかの補助をして欲しいという思いもある。

<市町村の要望に対する県の見解>

市町村から出された上記2つの要望に対する県の見解は次のとおりである。

まず、「全国的なモデルの提示」に係る要望については、市町村の担当者の意見としては聞いたことはあるが、正式な要望としては出されていない。また地域生活支援事業は各地域の実情に応じて実施されるよう設計されたものであり、全国的な

モデルを示すことは制度の趣旨に反すると考えている。その旨は市町村担当者会議等において口頭で回答している。

さらに、各市町村の利用の上限や自己負担額の設定には、それぞれの財政規模や予算配分についての考え方が反映されていると考えられ、市町村の財政状況や規模に違いがある中で、国や県から一定基準を示して全市町村に一律の運用を求めても、全市町村がそれに沿って事業を実施することは難しいと考える。

よって県としては、各市町村の要綱や基準の設定にあたり、情報提供や助言を行うことによって地域の実情に応じたサービスを提供できるよう支援していきたいと考えている。

次に、「タクシーチケットへの補助」についてであるが、タクシーチケットの補助など、従前から市町村単独事業であったものは補助対象経費とならない旨が国から示されているため、当補助事業ではタクシーチケット事業を補助することはできない。ただし、補助金全体に関して「市町村が支出した額の全額を補助対象としてほしい」との要望については認識しているため、補助金全体についての確実な財政措置については今後も要望していく方針である。

<補助制度に対する市町村の意見>

当補助金のように、前年度実績をもとに国が国庫補助内示額を決定し、それに従い県の補助金額も決定するといった補助金算定方法によると、財政難の市町村では、事業拡大の意思があってもその拡大効果が補助金に反映されるのは翌年度であるため、事業拡大年度における財源確保の困難が増大する仕組みになっている。

また当補助金に限らず、一般的に国や県の補助対象経費の範囲や補助率等が縮小されると、国や県による代替の財政支援がなければ市町村負担が大きくなり、結局一般財源で補填せざるを得なくなるため、その予算と実績との差の積み重ねが市町村の財政悪化の要因の1つとなっている。

(4) 意見

①補助金分配方法の見直し

上述のとおり、補助金額は前年度実績等をもとに算定された国の内示額をベースに県の補助金も算定され、それで賄われない分についてはすべて市町村の負担となっている。

しかし、市町村からの意見にもあったように、当補助金のように義務的要素の高い事業に対する補助金に対しても前年度実績に縛られた補助金額の算定しかできないのであれば、財政難の市町村においては事業拡大の必要性を認識していても事業に着手できないおそれがある。

また現在は当補助金について義務的経費と同等の取り扱いがなされており、市町

村の財政状況等にかかわらず、補助金で賄えない事業費についても市町村負担で対応されている。しかし補助金が各市町村に十分に行き渡らないと、形式上、裁量的経費に該当するものは、将来的には必要な事業と認識しつつも経費節減の対象となり、事業を縮小せざるをえないという最悪の事態に陥るリスクもある。

よって、このようなリスクが顕在化しないよう、県としては国庫内示額が当該年度の支出見込額に応じて交付されるような仕組みとなるよう、国に対して働きかけを行っていくことが求められる。その一方で、県単独事業として、当補助制度でカバーしきれない部分を追加で補助していくことも検討していくことが必要である。

②県の指導的機能の発揮

県及び市町村に対するヒアリングを実施した結果、現状においても各市町村が補助金を申請するにあたり必要な情報は提供されているとの印象を受けた。しかし、市町村へのヒアリングを通じて、県の意向が市町村に十分に伝わっていない、もしくは逆に補助事業の実態等の市町村の詳細な情報が県へうまく伝わっていない場合もあるとの印象を受けた。

例えば全国的なモデル提示に関する要望への対応として、地域生活支援事業の地域性を重んじる趣旨から一律のモデルを提示すべきでないという県の考えは理解できるが、それでも何らかの指針が欲しいという市町村もあり、期待ギャップが生じている。そのため、一律なモデルではなくとも、他の市町村の事例など、各市町村に有益な情報については、より積極的に情報提供していくことが必要と考えられる。

よって今後は、県担当者がより積極的に市町村担当者と交流を図り、日々の交流の中で認識した市町村の抱える疑問や要望に対して、より積極的にサポートしていくことが必要である。

5. 健康増進事業費補助金 [No. 436]

担当部署	健康安全局-健康増進課	県支出金内訳	国庫+県負担
根拠要綱	奈良県健康増進事業費補助金交付要綱		
補助金の行き先	市町村	補助パターン	パターン A 2
事業費に対する負担割合	国：1/3、県：1/3、市町村：1/3		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	103,415	32,687	51,803

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市	11,086	三郷町	645	吉野町	40
大和高田市	1,517	斑鳩町	470	大淀町	284
大和郡山市	1,685	安堵町	702	下市町	349
天理市	746	川西町	132	黒滝村	27
橿原市	2,785	三宅町	184	天川村	38
桜井市	981	田原本町	146	野迫川村	43
五條市	1,039	曾爾村	83	十津川村	136
御所市	721	御杖村	355	下北山村	104
生駒市	1,409	高取町	77	上北山村	60
香芝市	1,932	明日香村	429	川上村	187
葛城市	679	上牧町	234	東吉野村	141
宇陀市	750	王寺町	768		
山添村	282	広陵町	715		
平群町	541	河合町	185	合計	32,687

(1) 補助金の概要

現行の健康増進事業は、平成 19 年度までは老人保健事業として実施されていたが、老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」へと全面改正されたことを契機に、平成 20 年度からは健康増進法に基づき実施されている。地域住民の健康増進及び疾病の予防を行い、もって公衆衛生の向上に寄与するために、県では次の 6 事業を主な対象として補助を行っている。

【主な対象事業】

項目	内容	対象年齢	対象（詳細）
a 健康手帳作成	健康検査の記録など、健康の保持に必要な事項を記載し、健康管理と適切な医療の確保に資する。	40歳～	・健康手帳の交付を希望する者 ・市町村が必要と認めた者
b 健康教育費	健康に関する正しい知識の普及を図ることで、壮年期からの健康保持増に資する。	40～64歳	・健康診査の結果「要指導」の者等 ・必要に応じ家族も可 ※特定保健指導の対象者を除き、重複実施を避ける
c 健康相談費	心身の健康に関する個別の相談に応じる。	40～64歳	・必要に応じ家族も可
d 健康診査費	生活習慣病等の危険因子を早期に発見し、これらの疾病を予防する。	40歳～	・生活保護受給者など公的医療保険に入っていないもの
e 機能訓練費	疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることを予防することに資する。	40～64歳	・疾病・外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者。ただし、医療におけるリハビリテーションを要する者を除く。
f 訪問指導費	療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康保持を図ることに資する。	40～64歳	・心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者

なお、制度改正に伴う主な影響は次のとおりである。

<健康診査費について>

老人保健法の全面改正に伴い、旧保健事業費等負担金が対象としていた「基本健康診査等」については各保険者に引き継がれることとなった。その結果、市町村が保険者である国民健康保険（国保）については従来と同様、義務的なものとして負担金にて財源措置されることとなり、保険未加入者（生活保護受給者等）を対象とした市町村が実施する健康診査については当補助金で措置されることとなった。

<健康診査費以外（健康教育、健康相談等）について>

健康増進法に基づき市町村が継続実施するが、国は本事業の重要性を勘案し、従前どおり国庫＋県費補助を想定している。また当事業は生活習慣病予防のために重要な事業であり、肝炎対策や、運動や食生活の改善を推進する上できわめて重要であることから、県においても従前どおり市町村補助を行うこととされた。

ただし、65歳以上の介護保険の第1号被保険者（要支援・要介護者を除く）に対しては、介護保険法に基づき、市町村の介護担当部局が介護予防のための生活機能評価を行うこととされているため、当補助金の対象外とされている。

（2）詳細ヒアリングの対象とした理由

①予算と実績の乖離

平成20年度の予算は103,415千円とされていたが、それに対する執行状況は32,687千円（執行率31.6%）に止まっている。また平成21年度の予算額は51,803千円と、前年度予算の半分となっている。

そこで当初予算に比べ、なぜ大幅に執行率が低くなったのか、その要因を分析し、当事業を実施していく上で改善の余地がないのか、また市町村の取組状況に問題がないのかどうかについて確認したいと考えた。

②補助金の性質

県民が健康な生活を送るためには、病気を患ってから治療するのではなく、事前に生活習慣病を予防していくことが重要であり、それが結果的に医療費抑制にもつながると考えられる。

このような観点から健康増進事業は非常に重要な事業と考えられるが、健診については、老人保健法の全面改正に伴い、負担金から補助金での財源措置に切り替えられ、義務から努力目標とされたものもあることから、制度上は裁量の余地が高まった。

このような状況下においては、健康増進事業への取組状況は市町村の健康増進事業に対する意識によって大きく左右されると考えられる。また3分の1の負担が財政的に厳しいとの理由で、もしくは行政判断により健康増進事業を縮小あるいは廃止したケースもあるのではないかと考え、それを確認したいと考えた。

③補助金額と対象人口との関係

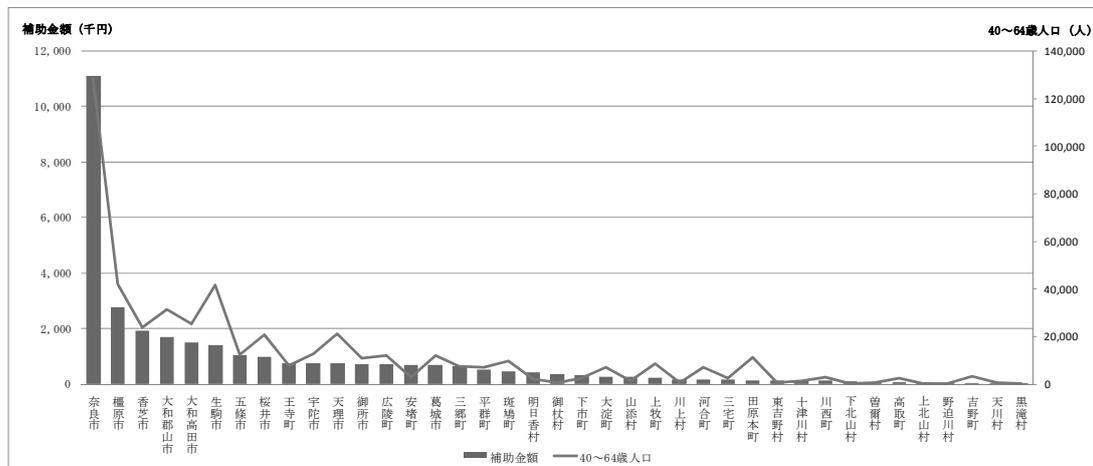
当補助金は補助対象者が40歳から64歳の事業が多いため、当該年齢の人口と補助金額に一定の関係があるのではないかと考えた。そこで、補助金額と40歳から64歳の人口との関係、及び対象年齢1人当たり補助金額を示したのが次の表である。

【補助金額と40～64歳人口の関係】

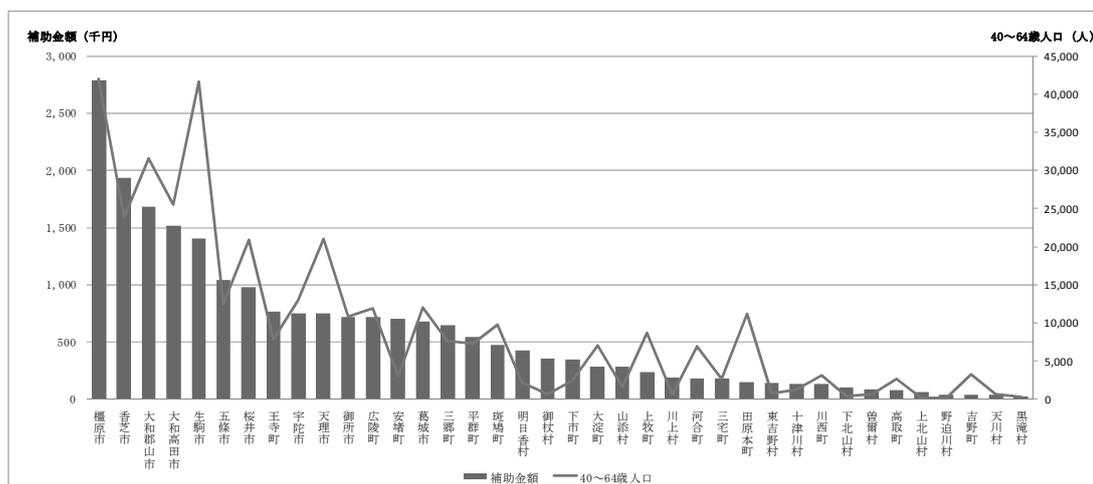
市町村名	補助金額 (千円)	40歳～64歳人口 (人) (平成20年10月1日現在)	40歳～64歳人口 順位	40歳～64歳人口 1人当たり 補助金額(円)
奈良市	11,086	128,150	1	87
橿原市	2,785	42,038	2	66
香芝市	1,932	23,886	6	81
大和郡山市	1,685	31,512	4	53
大和高田市	1,517	25,508	5	59
生駒市	1,409	41,611	3	34
五條市	1,039	12,531	10	83
桜井市	981	20,875	8	47
王寺町	768	7,901	17	97
宇陀市	750	12,947	9	58
天理市	746	21,019	7	35
御所市	721	10,782	14	67
広陵町	715	11,910	12	60
安堵町	702	2,968	24	237
葛城市	679	12,043	11	56
三郷町	645	7,673	18	84
平群町	541	7,225	19	75
斑鳩町	470	9,730	15	48
明日香村	429	2,207	28	194
御杖村	355	705	32	504
下市町	349	2,398	27	146
大淀町	284	7,059	20	40
山添村	282	1,552	29	182
上牧町	234	8,677	16	27
川上村	187	621	34	301
河合町	185	6,933	21	27
三宅町	184	2,642	26	70
田原本町	146	11,167	13	13
東吉野村	141	791	31	178
十津川村	136	1,274	30	107
川西町	132	3,081	23	43
下北山村	104	366	36	284
曾爾村	83	698	33	119
高取町	77	2,677	25	29
上北山村	60	230	38	261
野迫川村	43	152	39	283
吉野町	40	3,252	22	12
天川村	38	616	35	62
黒滝村	27	305	37	89
合計	32,687	487,712		

(注) 人口は住民基本台帳及び外国人登録に基づく人口による。

【補助金額と 40～64 歳人口の関係（グラフ）】



【補助金額と 40～64 歳人口の関係[奈良市除く]（グラフ）】



まず 40～64 歳人口 1 人当たり補助金については、比較的小規模の町村の方が都市部よりも多い傾向にあることが分かる。また補助金額と 40～64 歳人口との関係をみると、橿原市と生駒市は対象人口に大差ないが、生駒市の補助金額は橿原市の約半分となっているなど、部分的に比例関係が認められない。

そこで、補助金額と 40～64 歳人口が比例しない要因について確認し、市町村間で生じている差異が合理的な理由によるものかどうかを検証したいと考えた。

(3) 補助金の検討

① 予算と実績の乖離

予算と実績が大幅に乖離している理由について県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

平成 20 年度の実績は 32,687 千円（執行率 31.6%）と予算を大きく下回った主な要因としては、次の 2 点があげられる。

まず第 1 に、当補助金に係る国からの通知が執行年度（4 月以降）に入ってからと遅かったため、市町村側も十分な対応を図ることができなかったという点である。第 2 に、平成 20 年度はこれまでの老人保健事業から健康増進事業へと制度変更された初年度であり、健康診査の受診対象や受診方法等が大幅に変更されたため、想定以上に受診者が少なくなったことが大きい。

なお、平成 21 年度の予算数値については、平成 20 年度の状況を踏まえて予算を設定したため、より現実的な見込数値となっている。

②補助金額の決定方法

補助金額の決定方法について県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

当補助金は補助対象者に対する各健康増進事業の実施実績に従い予算の範囲内で交付されるものである。交付金額は国の補助金要綱にのっとり、市町村から事業計画（予算策定時）や実績報告（交付時）の提出を受け、算定している。よって県には、特定の市町村を手厚くするといった裁量の余地は与えられていない。

この回答によると、補助金額の大小は、補助対象事業である健康増進事業の取組状況に連動すると考えられる。そこで、各市町村において健康増進事業で求められている事業（当該健康増進事業に相当する保健事業を含む）が実施されているかどうかを検証したいと考えた。平成 20 年度の市町村ごとの事業実績及び補助実績を事業別に示したのが次の表である。

【健康増進事業費及び補助金実績】

(単位：千円)

市町村名	平成20年度事業費		平成20年度補助金額							
	事業費 合計	市町村 負担	補助金 合計 (国+県)	健康 手帳 作成	健康 教育費	健康 相談費	健康 診査費	健康 診査 受診率	機能 訓練費	訪問 指導費
奈良市	21,711	10,625	11,086	128	1,200	163	9,287	6.6%		308
橿原市	6,874	4,089	2,785	78	742	405	1,534	75.0%		26
大和郡山市	3,506	1,821	1,685	4	205	15	1,461	2.2%		
大和高田市	3,389	1,872	1,517	52	510	207	714	4.8%		34
香芝市	3,176	1,244	1,932	100	968	207	551	4.3%	72	34
生駒市	2,754	1,345	1,409	123	211	240	835	11.7%		
五條市	1,848	809	1,039	33	510	207	255	8.7%		34
天理市	1,725	979	746	67	115	10	553	4.9%		1
広陵町	1,713	998	715	27	343	207	115	2.2%		23
桜井市	1,707	726	981	20	369	57	534	1.4%		1
宇陀市	1,403	653	750	48	389	9	296	0.9%		8
斑鳩町	1,354	884	470	22	174	74	189	5.8%		11
三郷町	1,327	682	645	49	38	49	498	0.0%		11
安堵町	1,309	607	702	73	295	103	224	57.1%		7
王寺町	1,185	417	768	42	92	103	531	17.2%		
御所市	1,085	364	721	5	342	206	161	12.3%		7
葛城市	1,055	376	679	43	363	22	241	3.9%		10
平群町	816	275	541	12	45	33	438	3.4%	13	
下市町	735	386	349	18	189	104	31	0.0%		7
明日香村	648	219	429	9	349	55	9	0.0%		7
大淀町	562	278	284	6	108	78	80	1.0%		12
御杖村	558	203	355	3	221	97	29	21.4%		5
山添村	429	147	282	63	116	81	21	6.3%		1
上牧町	420	186	234	34	65	96	37	0.7%		2
三宅町	358	174	184	13	92	40	36	0.0%		3
川上村	334	147	187	33	53	14	87	-		
河合町	314	129	185	11	73	62	27	-		12
東吉野村	312	171	141	1		104	36	21.7%		
川西町	311	179	132	13	28	6	85	1.2%		
田原本町	291	145	146	18	24	30	74	2.4%		
十津川村	212	76	136	10	63	33	30	18.2%		
下北山村	192	88	104	6		83	8	30.8%		7
高取町	182	105	77	15		51	11	0.0%		
曾爾村	142	59	83	7	40		29	0.0%		7
野迫川村	110	67	43			5	37	40.9%		1
上北山村	97	37	60			58	2	100.0%		
吉野町	70	30	40	8		24	1	0.0%		7
天川村	60	22	38	1			37	-		
黒滝村	43	16	27		16		11	50.0%		
合計	64,315	31,628	32,687	1,195	8,348	3,338	19,135	5.5%	85	586
割合	100.0%	49.2%	50.8%	3.7%	25.5%	10.2%	58.5%		0.3%	1.8%

(注) 健康診査受診率は、肝炎ウィルス検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診を除く。

上表によると、各市町村においてゼロ計上されている項目が散見されること、また健康診査の受診率が低いことが読み取れる。そこでなぜこのような実績に至ったのか、その原因や傾向について県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

<健康教育費、健康相談費について>

平成 20 年度は、健康増進事業補助金が新設された年度であるため、各市町村も健康教育等の事業をどの程度扱うべきか検討していた面もあった。しかし、平成 21 年度については、ほとんどの市町村で健康教育が開催されている。

ただし、事業を実施していても、高齢化が進んでいる市町村などでは、参加者の年齢が 65 歳以上で占められる割合が多く、当補助金の対象外となるため、実績数値には含まれていない。

また、健康相談については、健康相談として事業立てせず、健康診査時に相談に応じている市町村もある。また、職員が対応している場合には、職員の人件費は当該実績に反映されず、実績ゼロとなっているものもある。

<健康診査費について>

健康診査費は当事業の 6 割弱を占めており、肝炎ウィルス検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診も含まれている。なお、上表の受診率は便宜上、肝炎ウィルス検診等の受診率を除外し、基本項目に係る健康診査についての受診率のみ示している。

この受診率に着目すると、市町村ごとで受診率に大きな差異があるが、対象者となる公的医療保険未加入者そのものの人数が少ないため、受診率は変動しやすい。また都市部をはじめ 10%を割り込むなど受診率が低い市町村も多く見受けられるが、これは主な対象である生活保護受給者の多くが既に慢性疾患で医療費負担を受けており、当事業の対象となる健康診査を受診するケースが少ないこと等に起因している。

なお、生活保護受給者に対しては、市町村により異なるが、生活保護にかかる個人通知や受給時に本人に案内するなど、一定の周知が図られているため、受診率は低いものの健康診断を受診する意思のある対象者が受診できる環境にはある。しかし、健診システムの改正等に伴い受診方法も変更されたため、今後更に市町村と健診の周知方法等について協議を進めていく必要があるとの認識である。

<機能訓練費について>

対象年齢が 40 歳から 64 歳で、かつ医療保険及び介護保険適用者が対象外となるなど、機能訓練事業の実績計上が少ないのは機能訓練事業が実施されていないというわけではなく、適用されている財源の違いによる所が大きい。

<訪問指導費について>

訪問指導についても、対象年齢の枠に合致しないケースや、所内面接を希望されるケースなどもあり、これらの場合には実績が計上されない。

ただし実務上、訪問指導を行うには一定のマンパワーが必要であり、1 人の保健

師で対応している市町村などでは、必要性を認識していても、マンパワーの限界から訪問が困難となってしまうケースもある。

③県の役割

県担当者に対し、現状をどのように認識しているか、また今後県がどのような役割を担っていくべきかについてヒアリングを実施し、次の回答を得た。

老人保健法に基づき健康増進事業を実施していたときには、国の直接補助制度であったが、平成 20 年度からは間接補助制度（県が国庫分も合わせて市町村へ事業費を補助し、県は国から補助を受ける）に変わったため、市町村に対する県の指導体制を強化している。

現状において、対象となる事業を実施していない市町村はなく、最低限提供すべきサービスは住民に提供されているものと認識している。ただし、サービスの質については市町村によってレベル差があるため、今後は質の向上や参加者の増加を図っていくこと等が課題であると認識している。また、健康診査についてはおおむね対応できているため、今後は健康教育や健康相談など、健診以外の事業にもっと注力してほしいと考えている。

このように事業を推進していくにあたっては、市町村の実態を把握している保健所（県の所管）のフォローが重要な役割を担っており、県としては各保健所によるヒアリングや研修等を強化し、格差の縮小に向けた相談・支援を行うことで市町村格差の是正に努めている。しかし健康増進事業の実施主体は市町村にあり、また市町村で各種事業の必要性を理解してもマンパワー不足で十分に対応できない現状にある。

このように当事業を推進していくに当たり、市町村における保健師不足、更には財政上の問題が最大のネックとなっている。県では各市町村の実態を踏まえ、今後更にきめ細やかな支援が行われるよう保健所の強化を図り、効率的に事業を実施していくことで、その弊害をカバーしていきたいと考えている。

④保健センター（市町村の所管）及び保健所（県の所管）へのヒアリング

当補助金を活用し、健康増進事業を実施していくのは市町村であり、その市町村に最も近い所でサポートする県の機関が保健所である。そこで、2市町村及び保健所1拠点を訪ね、当事業への取組方針や当補助金に対する意見等について、担当者へヒアリングを実施した。その結果、事業への取組状況については、③の県担当者の説明と整合していることが分かった。ただし、それに加え問題点や評価すべき点についても明らかとなった。その具体的な内容は次のとおりである。

<問題点ー市町村内でのセクショナリズム>

当補助金の対象となる健康増進事業は、国保や介護保険とも密接に関係しているが、市町村内におけるセクショナリズムの弊害により、当補助対象事業の担当課と国保担当課又は介護予防事業担当課との連携が不十分となっている市町村がある。

<問題点ー市町村と県との認識の相違>

保健所（県の所管）は、健康に関する指標分析や健康診査の計画と実績の比較、市町村ヒアリングなどを実施し、各市町村の実情に合致した取組方法（優先順位付けや重点事項等）についてアドバイス提供をするなど、指導的機能を発揮していくことが主な役割であると認識し、そのとおりに業務を行っている。

一方、市町村保健センターでは、県の保健所に対して、アドバイス機能だけではなく、もう少し現場の仕事を一緒に実施していくことで連携を強化していきたいと考えているようである。

その結果、市町村から県に対して期待ギャップが生じている。

<問題点ーマンパワー不足>

人口の少ない市町村においては職員数も減少傾向にあるが、人口比に応じて仕事量が減少するわけではないため、小規模の市町村においては人員不足に陥りやすい。

健康増進事業についても例外ではなく、保健センターに保健師が1名しかいない市町村もいくつかある。また近年は頻繁に制度改正が行われ業務も増加傾向にあるが、1人では処理能力に限界があり、国保担当課等との連携の必要性を認識していても実行に移す余裕がない。その結果、提供できるサービスにも必然的に限界が生じているのが現実である。

このような人員不足の市町村では、人材に余裕のある市町村と同じ業務は実施できないため、事業の優先順位付けや効率化を図ることで住民ニーズに対応するよう努めている。

<問題点ー業務の非効率>

保健所から保健センターに対して、市町村格差の解消や費用対効果の観点から、限られた財源を有効な形で使えるようにアドバイス提供を行っている。しかし保健所で認識している改善案のうち市町村で実行に移されているのはまだ一部であり、費用の追加負担なく検診項目の追加が可能になる例も見受けられるなど、まだまだ改善途上にある。

＜評価すべき点－市町村から県に提出された要望への対応＞

市町村で健康増進事業をアピールする手段は広報紙への掲載など限られているため、当補助金の予算を削減してでも年に1～2回、県で強調月間を設け、県主導で広報活動をしてほしいと県に要望を伝達していた市町村があった。

この要望については、国及び県で健康増進月間、食生活改善普及月間など、年間を通じて強化月間を定め、市町村に対して健康増進事業の実施を働きかけており、既に県で対応されていた。

(4) 意見

①セクショナリズムの解消

上述のとおり、健康増進事業は、国保や介護保険とも密接に関係している。

まず国保との関係を見ると、市町村で実施している検診は、国保に基づくものと、当事業に基づくものがあり、国保の被保険者については国保で、医療保険未加入者については当事業で補助されることになる。また国保でも特定保健指導が実施されており、事業内容が類似しているが、当事業では国保との重複を避けるため、特定保健指導を受けていない者を対象としている。

また国保と健康増進事業の担当者が互いに連携し、情報共有を図ることで、必要なデータの統合化による整合性のある計画策定、検診・保健指導と健康づくりに関する普及啓発事業（未受診者対策や保健指導後の継続支援など）の効果的実施、生活習慣病対策全体の総合的な評価などを行うことが可能となる。さらには事業費の効率的な活用にもつなげられる。

次に介護保険との関係を見ると、65歳以上の者に対する生活機能評価については、基本的には介護保険法に基づく地域支援事業の中で対応すべきとされているが、手帳はどちらの事業でも作成されており、健康手帳と介護予防手帳を合併して作成し、費用を両者で按分して負担することも可能とされている。また機能訓練費については当事業と介護保険法の事業が並行している。さらに65歳以上の者に対する健康相談や健康教育については当補助金の対象外とされているが、健康教育については健康増進事業との合同で対応しているケースもある。

ヒアリングを実施した結果、現状は健康増進事業の一環で65歳以上の者に対して実施した健康教育費等については当補助金を受けられず、全額市町村負担となっているケースが多いようであった。しかし県担当者に確認したところ、介護予防の一般高齢者施策として健康教育を健康増進事業と合同で実施した場合、対象者の人数等で按分することは可能であり、一定要件に合致すれば、介護予防事業費として地域支援事業交付金を受けられる余地もあるとのことである。

よって、健康増進事業の実施にあたり、当事業の担当者は国保担当課や介護予防事業担当課など、他の部局とも互いに情報交換を行い、市町村にとって最も有利な

補助制度を活用するとともに事業の重複回避による効率化を図ることで、住民のニーズを満たしていくことが必要である。

②マンパワー不足の解消

保健センターにおける保健師の配置が少ない市町村においては、マンパワー不足により、国保等との連携の必要性を認識していても、それを実行する余裕がない。人員不足については、市町村が広域で連携できるシステムを構築するなど、市町村側でも何らかの対応策を講じる必要があると考えられる。

ただし、当事業のように制度体系が複雑な事業については、県で窓口を一本化し、各市町村に共通する疑問を解消できるような体制を構築していくことも一案である。

この案に対する県の見解は次のとおりである。

県としては、制度改変時期に保健所が衛生部門と国保部門の担当者を集め、研修会等で相談に応じてきた。しかし、市町村の実態として予算担当課ごとの縦割り行政の壁が厚く、保健担当者のマンパワー不足の中では、調整の必要性は理解できても実施できない実態がある。また県で一元管理ができたとしても、市町村の組織改正やマンパワーの確保も併せて取り組まないと、部門を越えた情報共有や制度の有効活用は実現困難であると考えられる。

県の意見も踏まえて考えると、やはり市町村内における部局間交流を図り、セクショナリズムを解消するよう努めていくことで、組織風土を改善していくことから試みる必要があると認められる。その上で、情報を有効活用できるような組織づくりや人員の補強を行うとともに、県がリーダーシップを発揮して情報の一元管理された窓口を設置することで、県民にとって最善の制度が活用されるような体制を構築していくことが必要である。

③役割の明確化

県が設置する保健所の役割と、市町村が設置する保健センターの役割が不明確となっており、期待している内容と実務の対応に差が生じていることから、期待ギャップが生じている。

そこで、保健所と保健センターの役割について明文化したものはないのか、県担当者に確認したところ、地域保健法の内容が基本になっているとの回答を得た。

地域保健法によると、保健所が備えるべき機能として「専門的かつ技術的業務の推進」「情報の収集、整理及び活用の推進」「市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整の推進」「企画及び調整の機能の強化」等が示されている。一方、保健センターについては、「地域保健に関する計画的な事業の実施」「保健と福祉の総合的な機能を備えること」等が求められているが、保健所との関係では、「保健所か

らの専門的かつ技術的な援助及び協力を積極的に求めること」と明示されている。

また、健康増進事業における両者の役割については、健康増進法にも次のように明示されている。

まず計画については、県が都道府県健康増進計画を定め、市町村はそれを勘案して市町村健康増進計画を定めるよう努めるものとする。また、市町村においては生活習慣相談等を実施し、県（保健所）は専門的な栄養指導や市町村相互間の連絡調整、技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行う。

このように地域保健法及び健康増進法に明示されている内容をみると、保健所が市町村に対して行う「援助」や「協力」の解釈が異なることから、県と市町村の認識の相違が生じているものと判断できる。よって、法の趣旨をもとに、再度、県と市町村の役割分担について明確化し、両者の認識をすり合わせることで、期待ギャップを解消していくことが必要である。

6. 地域放課後子ども教室推進事業市町村補助金、地域ふれあい活動体験事業補助金
[No. 1035/1036]

担当部署	教育委員会事務局 -人権・社会教育課	県支出金内訳	国庫+県負担
根拠要綱	奈良県地域教育力再生事業補助金交付要綱		
補助金の行き先	市町村	補助パターン	パターン A 2
事業費に対する負担割合	国：1/3、県：1/3、市町村：1/3		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	11,512	8,327	（※2） 13,025
（※1）	2,774	1,981	

（※1）上段は「地域放課後子ども教室推進事業市町村補助金」

下段は「地域ふれあい活動体験事業補助金」の補助金額を示している。

（次の「H20 年度決算の市町村別交付状況」についても同様）

（※2）平成 21 年度は、「地域放課後子ども教室推進事業市町村補助金」と「地域ふれあい活動体験事業補助金」が統合され、「奈良県地域教育力再生事業補助金」として 1 本化された。

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市		三郷町	446	吉野町	
			172		
大和高田市		斑鳩町		大淀町	
大和郡山市	3,293	安堵町	237	下市町	
	400		28		
天理市		川西町	398	黒滝村	
橿原市	42	三宅町		天川村	
	256				
桜井市	4	田原本町		野迫川村	
	102				
五條市		曽爾村		十津川村	
御所市	148	御杖村	367	下北山村	
	399		64		
生駒市	281	高取町		上北山村	
香芝市	696	明日香村		川上村	
葛城市	1,261	上牧町	243	東吉野村	
宇陀市	376	王寺町			
	560				
山添村		広陵町	223		
平群町	312	河合町		合計	8,327
					1,981

(1) 補助金の概要

①趣旨

これら2つの補助金は、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、市町村が様々な子どもの活動を通して、地域の教育力の向上を図るために実施する事業を支援することを目的として設定されたものである。

「地域ふれあい活動体験事業補助金」は、従来、人権教育の一環として、県単独

事業として実施していたが、国との交渉により、平成 20 年度から国庫補助金の枠組みに組み入れた。平成 21 年度からは「地域放課後子ども教室推進事業市町村補助金」と「地域ふれあい活動体験事業補助金」を 1 本化し、更に利便性を高めている。

なお、補助対象となる「地域放課後子ども教室」「地域ふれあい活動」を行うには、運営委員会の設置やコーディネータの配置が要件として定められており、中心的な対象者として「地域放課後子ども教室」は小学生を、「地域ふれあい活動」は中学生を想定している。

②補助対象事業

事業の内容としては、「地域放課後子ども教室」「地域ふれあい活動」それぞれの参加者の発達段階を踏まえ、「居場所の確保」的な内容から、「社会性の育成」を図るものへと系統性をもった内容とすることが求められている。

すなわち、放課後や週末等における子どもの居場所確保から、地域の大人の参画・交流による地域コミュニティの充実など、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動における運営費等の経費が補助対象となる。

なお、中核市である奈良市は県からの補助対象ではない。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①予算と実績の乖離

平成 20 年度の予算と実績を比較すると、両補助金とも、予算の 7 割程度しか執行されておらず、補助金を十分に活用しきれていなかったように見える。そこで執行率が低下した理由を確認し、市町村にとってより使い勝手のいい制度とするため、改善の余地がないかどうかを検証したいと考えた。

②補助対象事業の性質と補助対象の偏在性

「地域放課後子ども教室推進事業」「地域ふれあい活動体験事業」いずれも、実施している市町村と実施していない市町村が存在する。また当事業は裁量的要素が高いため、補助採択にあたり市町村の方針や財政力の影響を受けやすいように思える。

そこで、当事業を実施していない市町村に居住していれば、同じ県民でも居場所の確保や社会性の育成といったサービスを受用することができず、公平性が阻害されているのではないかと考え、検証したいと考えた。

(3) 補助金の検討

①補助対象事業の実績分析

「地域放課後子ども教室推進事業」は小学生を中心的な対象者としており、原則として1小学校区当たり1教室の実施が補助対象の限度とされている。また「地域ふれあい活動体験事業」は中学生を中心的な対象者としており、原則として1中学校区当たり1活動の実施が限度とされている。

そこでまず、市町村ごとの学区数と実際の実施状況を比較したのが次の表である。

【地域放課後子ども教室推進事業市町村補助金額と小学校区等との関係】

市町村名 ※1	H20年度 補助金額① (千円)	公立小学校数 (校) ② (H21年5月1日現在)	放課後 クラブ数	放課後 子ども教室 数 ③	カバ ー 率 ③/②	年間平均 実施日数 (日)	平均参加 児童数 (人)	補助金額① /教室数③ (千円)
大和郡山市	3,293	11	11	11	100%	38	31	299
葛城市	1,261	5	5	5	100%	35	6	252
香芝市	696	10	15	2	20%	70	19	348
三郷町	446	2	3	2	100%	35	18	223
川西町 ※2	398	1	1	2	100%	71	28	199
宇陀市 ※3	376	10	7	3	50%	38	26	125
御杖村	367	1	-	1	100%	70	6	367
平群町	312	4	5	1	25%	40	8	312
生駒市	281	12	14	1	8%	34	22	281
上牧町	243	3	3	1	33%	36	14	243
安堵町	237	1	1	1	100%	80	29	237
河合町	223	3	3	1	33%	41	28	223
御所市	148	7	8		0%			-
橿原市	42	16	18		0%			-
桜井市	4	11	10		0%			-
五條市		10	6		0%			
天理市		9	11		0%			
大和高田市		8	9		0%			
十津川村		7			0%			
田原本町		5	6		0%			
広陵町		5	5		0%			
斑鳩町		3	3		0%			
王寺町		3	5		0%			
大淀町		3	3		0%			
下市町 ※4		3	1		0%			
吉野町		2			0%			
山添村		1	1		0%			
三宅町		1	2		0%			
曾爾村		1	1		0%			
高取町		1			0%			
明日香村		1	1		0%			
黒滝村		1			0%			
天川村		1			0%			
野迫川村		1			0%			
下北山村		1			0%			
上北山村		1			0%			
川上村		1			0%			
東吉野村		1			0%			
合計	8,327	167	158	31	20%			269

(※1) 中核市は当補助金の対象外であるため、奈良市は含めていない。

(※2) 川西町においては、平成20年度までは小学校が2校設置されていたが、平成21年度に統合され1校となった。よって平成20年度のカバー率の算定上は2校として算定している。

(※3) 宇陀市においては、放課後子ども教室が実施されているのは3拠点だが、3拠点で5校区を対象としているため、カバー率の算定上はこれを考慮している。

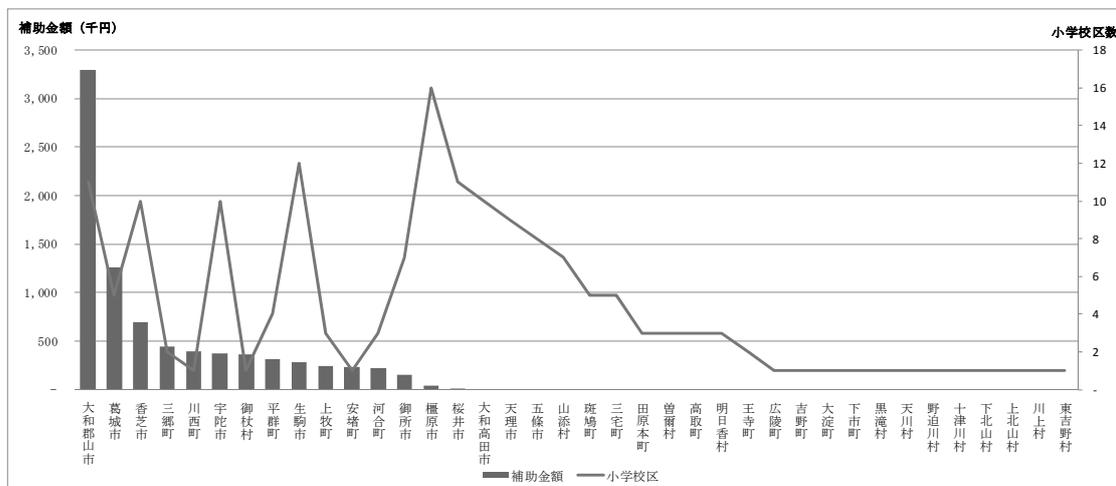
(※4) 休校中の1校を除く。

【地域ふれあい活動体験事業補助金と中学校区等との関係】

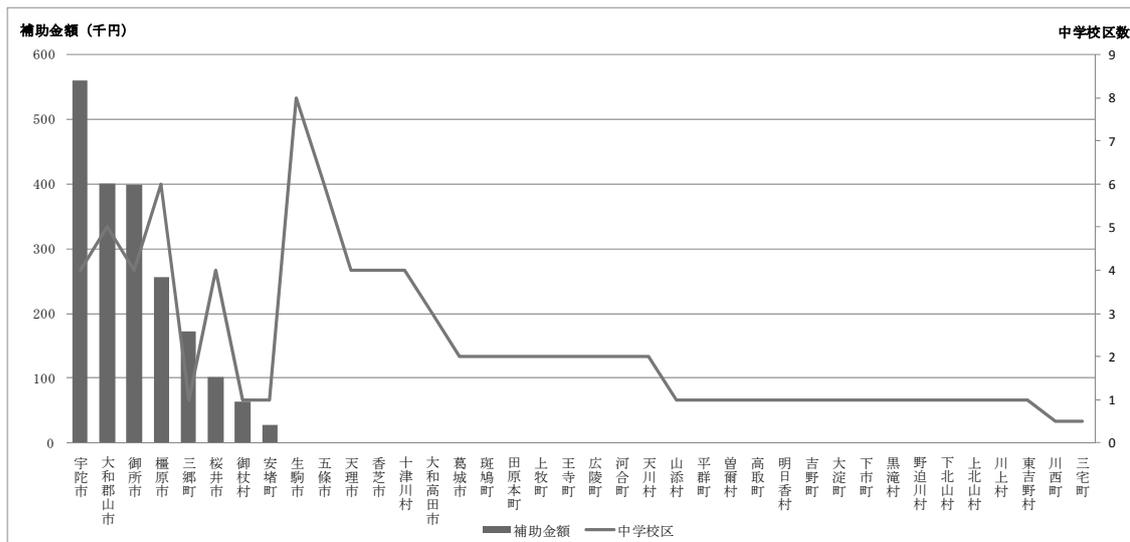
市町村名 ※1	H20年度 補助金額① (千円)	公立 中学校数 (校) ②	実施 校区数 ③	カバー率 ③/②	年間平均 実施日数 (日)	平均参加 児童数 (人)	補助金額① /実施校区③ (千円)
宇陀市	560	4	4	100%	31	22	140
大和郡山市	400	5	3	60%	25	14	133
御所市	399	4	4	100%	22	23	100
橿原市	256	6	2	33%	24	20	128
三郷町	172	1	1	100%	35	30	172
桜井市	102	4	1	25%	29	15	102
御杖村	64	1	1	100%	12	10	64
安堵町	28	1	1	100%	40	10	28
生駒市		8		0%			
五條市		6		0%			
天理市		4		0%			
香芝市		4		0%			
十津川村		4		0%			
大和高田市		3		0%			
葛城市		2		0%			
斑鳩町		2		0%			
田原本町		2		0%			
上牧町		2		0%			
王寺町		2		0%			
広陵町		2		0%			
河合町		2		0%			
天川村		2		0%			
山添村		1		0%			
平群町		1		0%			
曾爾村		1		0%			
高取町		1		0%			
明日香村		1		0%			
吉野町		1		0%			
大淀町		1		0%			
下市町		1		0%			
黒滝村		1		0%			
野迫川村		1		0%			
下北山村		1		0%			
上北山村		1		0%			
川上村		1		0%			
東吉野村		1		0%			
川西町		0.5		0%			
三宅町		0.5		0%			
合計	1,981	86	17	20%			117

(※1) 中核市は当補助金の対象外であるため、奈良市は含めていない。

【地域放課後子ども教室推進事業市町村補助金額と小学校区の関係（グラフ）】



【地域ふれあい活動体験事業補助金額と中学校区の関係（グラフ）】



②実績ゼロの要因

分析結果をもとに、なぜ一部の市町村のみの実施となっているのか、その要因について県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

<地域性>

過疎地において実績ゼロとなっている村が多いが、これは過疎地においては都市部に比べ、居場所を作る必要性に乏しいことが1つの要因としてあげられる。また明日香村のように通学にスクールバスを利用している市町村では、複数回スクールバスを走らせることも、保護者に迎えに来てもらうことも大変であるため、事業実施を見合わせているケースもある。

<財政上の問題>

当事業を実施するに当たり、国県から3分の2を負担してもらえとはいえ、残り3分の1及び補助金で賄えない分については市町村の持ち出しが増えることになる。財政難の市町村においては、よりシビアに事業の優先順位付けがなされており、当補助金のような裁量の余地のある事業については優先順位が低くなり、その結果、事業実施が見合わせられている所があるのも事実である。

ただし、このように放課後子ども教育等に対するニーズがあるにもかかわらず、当補助対象事業を実施できていない市町村においては、別の学校支援事業に係る国庫100%補助を受けて放課後のクラブ活動などに取り組むことで一定の部分については、フォローされている。

<制度上の問題>

当補助制度が廃止された際に、すべて市町村負担となると、財政的に厳しくなるため事業規模の縮小を余儀なくされるとの理由で、当初から当補助金を活用せず、市町村単独事業として実施している市町村もある。

また、当補助対象事業の実施にあたっては、子どもたちの安全管理を図る「安全管理員」等のスタッフの配置が必要であるが、PTAに依頼すると負担が重複する、もしくは責任が重いとのことから精神的負担が大きいため、人員確保が困難という問題も生じている。

<その他>

少子化に伴い、県内で小中学校の統廃合が進んでおり、対象となる児童や生徒を集めることが困難となってきたことで、事業が縮小傾向にあることも1つの事実である。

また、当事業は学校施設や公民館等の公共施設を利用することが想定されているが、学校の耐震工事により空き部屋がなくなり、公民館への交通手段にも乏しいため、従来は当事業を実施していたが、やむを得ず廃止を予定している市町村もある。

③執行率の低下要因

執行率が低下した要因について県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

執行率が低下した要因は、開催日が減少したケースと、コストダウン効果によるケースの2つに大別される。

まず、開催日の減少要因としては、これらの行事は学校施設等を利用するケースが多いため、学校行事に左右されることが多い。すなわち、学校行事の都合で当初の予定日に開催できず、代替日も確保できなければ、結局開催日数の減少につながる

る。なお、平成 21 年度はインフルエンザの影響により執行率が低下することが予想される。ただし、実績不足となった市町村についても、変更申請に応じて県から国へ補助申請を行うことで減額支給は受けている。

またコストダウンの要因としては、制度上、配置が求められているコーディネータ等を市町村職員が担うことで、謝金が不要となるケースなどが考えられ、これも執行率の低下要因となる。

④県の役割

「地域放課後子ども教室」や「地域ふれあい活動」を通じて、県内の子どもたちが平等に「居場所の確保」や「社会性の育成」といった目的を達成できるようにするため、県はどのような役割を担っていくべきかについて県担当者へヒアリングを実施し、次の回答を得た。

まず、補助金の交付額の決定にあたっては、基本的には市町村の申請に基づき、電話やFAXで聞き取りするが、それ以外にも研修会を開催し、周知徹底し、機会の平等を図っている。

また「地域ふれあい活動体験事業補助金」については、従来は県単独事業であったが、県が国と交渉し、中学生も対象として認めてもらうことで国の枠組みに組み込み、国庫を活用することで市町村の負担が減少するよう働きかけを行った。

その他、この事業は学童保育を念頭に置いているため、補助の要件が厳しいが、県では実態に合致するよう、要件の緩和を国に働きかけて市町村の使い勝手を良くしており、今後も改善事項があれば国に対して働きかけを行っていく予定である。ただし、当補助金はあくまで地域教育力を高めるための制度の1つであるため、他の色々な仕組みと併せて目的を達成することが重要と考えている。

なお、市町村への聞き取り時に、各市町村の状況はおおむね把握しており、現在、必要だが何ら対策を講じていない市町村はないとの認識である。

⑤市町村へのヒアリング

当補助金を活用し、地域教育力再生事業を実施していくのは市町村であるため、当事業を実施している市町村を訪問し、「地域ふれあい活動体験事業補助金」の担当者に対して地域ふれあい活動に対する取組方針や当補助金に対する意見等についてヒアリングを実施し、次の回答を得た。

<地域ふれあい活動の必要性>

不登校者も集いに参加するなど、人権教育という意味でも充実しており、また子ども会がなくなっている現状においてそれを補填する役割もあり、当活動の必要性は強く認識している。また議員の関心も高く、協力体制は良好である。

事業内容としては保育園のボランティア、国際交流、祭り、世代間交流、避難所体験、NPO と連携した竹細工の体験など多様化しており、参加者も中学生に限定せず、小学校1年生から対象としているものもある。

ただし、近年は子どもがクラブ活動等で忙しく、開催日も休日に限定したことから、開催日数は以前に比べ減少傾向にある。

<当制度に対する意見>

県単独事業から国の補助制度に組み込まれたことで、従来は2分の1であった県からの補助金が、国県合わせて3分の2の補助を受けられるようになったため、市町村の負担は減少した。また補助がなければ当事業を実施するのは困難なため、当補助制度は非常に有意義であると認識している。しかし、予算的な縛りがあるため、実施できる事業には限界があり、またこの補助制度がいつまで継続されるのかという点で不安は残る。

また、学校と市でそれぞれ実施している人権教育の位置付けが不明確であるため、両者の関係が複雑であり、学校の先生との関わり方が難しい。現在はその影響もあり指導員が不足気味であるため、県単独事業の際に一時期支給されていたように、指導員の人件費についても補助があれば助かる。

なお、県との関係は良好であり、補助金の対象経費に該当するか否かなどの問い合わせをすることも多い。

<今後の課題>

中学校区ごとに事業を実施することが目標だが、旧同和地区を含む一部の地区でしか事業を実施できていないため、全校区を対象とした事業を実施することで公平性を確保することも検討している。なお、現在実施している事業については、各校でチラシを配布して告知するなどして、公平に参加できる機会を設けている。

ただし、現状の人的資源・財源においては、全校区で各々事業を開催していくことは困難であり、資源確保の可否が今後の事業展開に大きな影響を与えるものと考えられる。

(4) 意見

①積極的な取り組みの実施

県担当者及び市町村へのヒアリング・意見交換を行った結果、県と市町村とは良好な関係が築かれており、県も市町村の状況を把握した上で取り組みがなされているとの印象を受けた。

また地域ふれあい活動体験事業補助金については県単独補助金であったものを国庫の枠に組み込んだり、要件緩和を行うなど、市町村が使い易いように県から国

へと積極的に働きかけを行っている点は評価できる。

②モニタリングの必要性

対象事業を実施している市町村と実施していない市町村との間、もしくは対象校区が一部に止まっている場合には、同じ県民、市町村民であっても、サービスを享受できる人と享受できない人の両者が存在していることは事実であり、この点、不公平感が生じてしまう点は否めない。

また、スタッフの確保が困難、もしくは財政状況の悪化による影響で補助対象事業の実施に支障が生じていることも事実であるため、補助対象事業が実施されていない市町村に対しては特に意識して状況をモニタリングしていくことが重要である。もし今後、他の制度によっても代替されていないという事態が発生した場合には、県が追加で補助していくことも検討する必要がある。

7. 放課後児童健全育成事業費補助金 [No. 325/340]

担当部署	こども家庭局-こども家庭課	県支出金内訳	国庫+県負担
根拠要綱	放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱		
補助金の行き先	市町村	補助パターン	パターンA 2
事業費に対する負担割合	国：1/3、県：1/3、市町村：1/3		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	281,945	283,894	318,229

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市		三郷町	4,905	吉野町	
大和高田市	16,499	斑鳩町	4,787	大淀町	6,033
大和郡山市	17,860	安堵町		下市町	1,148
天理市	23,691	川西町	4,447	黒滝村	
橿原市	33,390	三宅町	3,191	天川村	
桜井市	21,529	田原本町	8,812	野迫川村	
五條市	6,716	曾爾村	1,074	十津川村	
御所市	13,125	御杖村		下北山村	
生駒市	37,544	高取町		上北山村	
香芝市	24,291	明日香村		川上村	
葛城市	7,842	上牧町	4,764	東吉野村	
宇陀市	6,025	王寺町	9,768		
山添村	1,333	広陵町	9,221		
平群町	11,648	河合町	4,251	合計	283,894

(注) 国の施策に対応した特定のクラブを区分して予算要求しているため、予算要求上は、No325 と 340 に区分して計上されているが、決算上は全額 No325 に計上されている。また、予算要求後に国の補助基準額の改正が行われ、不足額が生じたため、流用により対応した。

(1) 補助金の概要

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする事業である。

国の「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」によると、市町村が行う放課後児童健全育成事業に対して都道府県が補助する事業に対して国は補助するものとしており、県でも当該要綱にのっとり、市町村に対して補助金を交付してい

る。

なお、中核市である奈良市は県からの補助対象ではない。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①補助金交付額の偏在性

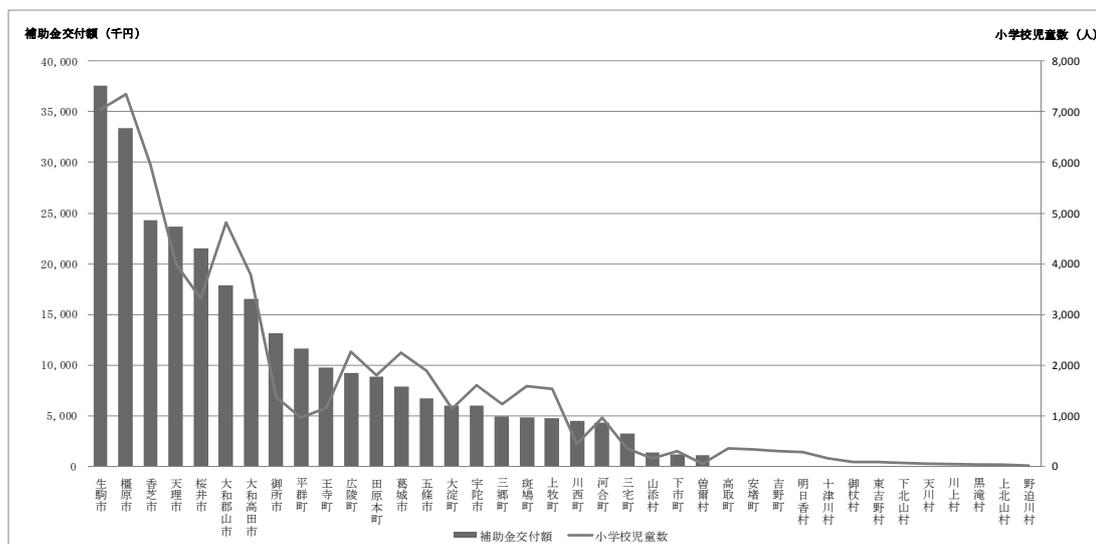
当補助金の交付額と各市町村(奈良市を除く)の小学校児童数を比較したところ、次のとおりであった。

【補助金交付額と小学校児童数の比較】

	平成20年度 補助金交付額 (単位：千円)	小学校児童数 (*) (単位：人)	小学校児童数 順位	児童一人あたり 補助金交付額 (単位：円)
	A	B		C=A/B
生駒市	37,544	7,052	2	5,324
橿原市	33,390	7,356	1	4,539
香芝市	24,291	5,960	3	4,076
天理市	23,691	3,991	5	5,936
桜井市	21,529	3,321	7	6,483
大和郡山市	17,860	4,810	4	3,713
大和高田市	16,499	3,785	6	4,359
御所市	13,125	1,363	15	9,629
平群町	11,648	960	20	12,133
王寺町	9,768	1,156	17	8,450
広陵町	9,221	2,263	8	4,075
田原本町	8,812	1,790	11	4,923
葛城市	7,842	2,238	9	3,504
五條市	6,716	1,878	10	3,576
大淀町	6,033	1,141	18	5,287
宇陀市	6,025	1,607	12	3,749
三郷町	4,905	1,229	16	3,991
斑鳩町	4,787	1,588	13	3,014
上牧町	4,764	1,523	14	3,128
川西町	4,447	440	21	10,107
河合町	4,251	966	19	4,401
三宅町	3,191	346	22	9,223
山添村	1,333	147	29	9,068
下市町	1,148	295	25	3,892
曽爾村	1,074	48	34	22,375
高取町		343	23	
安堵町		337	24	
吉野町		288	26	
明日香村		280	27	
十津川村		162	28	
御杖村		76	30	
東吉野村		75	31	
下北山村		64	32	
天川村		55	33	
川上村		45	35	
黒滝村		25	36	
上北山村		25	36	
野迫川村		14	38	
合計	283,894	59,042		4,808

(*) 平成21年5月1日現在。

【補助金交付額と小学校児童数（グラフ）】



これによると、市町村ごとの小学校児童一人当たりの補助金額は0円から22,375円の間で分布しており、県内平均では4,808円である。このように、市町村間で市補助金交付額に偏りが生じる理由や市町村ごとの放課後児童クラブの充足状況を確認したいと考えた。

(3) 補助金の検討

①補助金交付額と放課後児童クラブ数及び登録児童数の関係

県内市町村の放課後児童クラブ数及び登録児童数の情報を入手し、補助金交付額と比較したところ、次のとおりであった。

【放課後児童クラブ数と補助金交付額の比較】

	平成20年度 補助金交付額 (単位：千円)	クラブ数 (*) (単位：箇所)	クラブ数 順位	クラブあたり 補助金交付額 (単位：千円)
	A	B		C=A/B
生駒市	37,544	12	3	3,129
橿原市	33,390	17	1	1,964
香芝市	24,291	13	2	1,869
天理市	23,691	8	7	2,961
桜井市	21,529	10	5	2,153
大和郡山市	17,860	11	4	1,624
大和高田市	16,499	9	6	1,833
御所市	13,125	8	7	1,641
平群町	11,648	5	12	2,330
王寺町	9,768	5	12	1,954
広陵町	9,221	5	12	1,844
田原本町	8,812	6	10	1,469
葛城市	7,842	5	12	1,568
五條市	6,716	6	10	1,119
大淀町	6,033	3	16	2,011
宇陀市	6,025	7	9	861
三郷町	4,905	3	16	1,635
斑鳩町	4,787	3	16	1,596
上牧町	4,764	3	16	1,588
川西町	4,447	3	16	1,482
河合町	4,251	3	16	1,417
三宅町	3,191	1	22	3,191
山添村	1,333	1	22	1,333
下市町	1,148	1	22	1,148
曾爾村	1,074	1	22	1,074
安堵町		1	22	
明日香村		1	22	
御杖村		1	22	
高取町				
吉野町				
十津川村				
東吉野村				
下北山村				
天川村				
川上村				
黒滝村				
上北山村				
野迫川村				
合計	283,894	152		1,868

(*) 平成20年5月1日現在。

【放課後児童クラブへの登録児童数と補助金交付額の比較】

	平成20年度 補助金交付額 (単位：千円)	登録児童数 (*) (単位：人)	登録児童数 順位	児童一人あたり 補助金交付額 (単位：円)
	A	B		C=A/B
生駒市	37,544	869	1	43,204
橿原市	33,390	735	2	45,429
香芝市	24,291	613	3	39,626
天理市	23,691	527	5	44,954
桜井市	21,529	370	7	58,186
大和郡山市	17,860	557	4	32,065
大和高田市	16,499	467	6	35,330
御所市	13,125	195	14	67,308
平群町	11,648	167	17	69,749
王寺町	9,768	289	9	33,799
広陵町	9,221	224	12	41,165
田原本町	8,812	210	13	41,962
葛城市	7,842	318	8	24,660
五條市	6,716	169	16	39,740
大淀町	6,033	167	17	36,126
宇陀市	6,025	286	10	21,066
三郷町	4,905	110	20	44,591
斑鳩町	4,787	249	11	19,225
上牧町	4,764	184	15	25,891
川西町	4,447	81	21	54,901
河合町	4,251	150	19	28,340
三宅町	3,191	75	22	42,547
山添村	1,333	19	26	70,158
下市町	1,148	16	27	71,750
曾爾村	1,074	25	23	42,960
明日香村		23	24	
安堵町		21	25	
御杖村		15	28	
高取町				
吉野町				
十津川村				
東吉野村				
下北山村				
天川村				
川上村				
黒滝村				
上北山村				
野迫川村				
合計	283,894	7,131		39,811

(*) 平成20年5月1日現在。

これによると、クラブ1箇所当たりの補助金額は0円から3,191千円の範囲に分布しており、平均は1,868千円である。また、登録児童一人当たりの補助金額は0円から71,750円の範囲に分布しており、平均は39,811円である。

このように、クラブ1箇所当たりや登録児童一人当たりでも、市町村ごとの補助金額に偏りがみられるが、この主な要因は、国の補助基準額の設定によるものである。

国の補助基準額の設定は、次のとおりであり、年間の開設日数が多い、開設時間が長い、障害児を受け入れているなど、放課後児童クラブの運営が充実している市町村については、補助額が加算される仕組みとなっている。補助金の額は、補助対象の事業費と補助基本額のどちらか低い方の額に補助率を乗じて算出される。

【放課後児童クラブの補助基準額（平成 20 年度）】

		開設日数	
		250 日以上	200 日～249 日
基本単価			
年間 平均 児童 数	10 人～19 人	990 千円	1,651 千円
	20 人～35 人	1,612	
	36 人～70 人	2,408	
	71 人～	3,204	
開設日数加算		251 日以上開設 1 日につき 13 千円 300 日を上限とする	
長時間開設加算		<ul style="list-style-type: none"> ・平日分（1 日 6 時間を超え、18 時を超えて開設の場合）：18 時を超える時間につき 199 千円 ・長期休暇分（1 日 8 時間を超えて開設の場合）：1 日 8 時間を超える時間につき 90 千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日分（1 日 6 時間を超え、18 時を超えて開設の場合）：18 時を超える時間につき 199 千円

この結果、放課後児童クラブが 1 箇所設置されている三宅町への補助金交付額は、提供するサービスに応じて加算を多く受けており、クラブ 1 箇所当たりで県内最高の 3,191 千円となっている。この反面、安堵町、明日香村及び御杖村は、同じく放課後児童クラブが 1 箇所設置されているにもかかわらず、補助の要件を満たせず、補助金交付額が 0 円となっている。また、下市町は登録児童数が 16 人と安堵町及び明日香村を下回るにもかかわらず、開設日数が 250 日以上のため、補助の対象となっており、児童一人当たりの補助金交付額は県内最高の 71,750 円となっている。

国の補助基準によると、このような放課後児童クラブは補助対象とならず、また、当事業に代わる補助金は設けられていない。このため、県としても国に対して、小規模の放課後児童クラブも補助対象となるよう、補助対象の見直しを要望している。

②県内の放課後児童クラブの充足状況

放課後児童クラブの充足度は、小学校の児童数のみならず、保護者の状態（共働き世帯かどうか、核家族化が進んでいるかどうか、祖父母などに子どもをみてもらえる環境にあるかどうかなど）の影響を受ける。一般的に、都市部においては、児

童数が多いことに加え、核家族化も進んでいるため、放課後児童クラブの設置数が比較的多くなる傾向にある。一方、都市部以外の地域においては、放課後児童クラブの設置数は比較的少なくなる傾向にある。

県内において放課後児童クラブに申込みの手続きを行ったにもかかわらず登録できなかった児童がいる市町村、児童数及び待機率は次のとおりである。

【放課後児童クラブへの待機状況（平成21年度）】

市町村名	登録できなかった児童数	待機率
上牧町	14名	8.59%
大淀町	9名	5.26%
三宅町	8名	10.00%
三郷町	5名	4.13%
大和郡山市	2名	0.36%
香芝市	2名	0.31%
奈良市	1名	0.03%
計	41名	0.41%

これによると、県全体で放課後児童クラブに申込みの手続きを行ったにもかかわらず登録できなかった児童数は41名、待機率は0.41%となっている。全国で放課後児童クラブに登録できなかった児童数は13,096名（待機率1.64%）であり、これと比較しても、県内の待機率はかなり低い状況となっている。しかし、県内における保育所の5歳児の入所者数に対する放課後児童クラブの小学校1年生登録者数の割合は6割強となっており、放課後児童クラブへの潜在的なニーズは表面上の待機率よりも高いことが想定される。保育所の5歳児入所状況（推定値）と放課後児童クラブの小学校1年生登録状況を市町村ごとに比較すると次のとおりである。

【保育所の5歳児入所数（推定値）と放課後児童クラブの小学校1年生登録状況の比較
（平成21年度）】

市町村名	保育所 5歳児児童数 A	放課後児童クラブ 小学校1年生 登録児童数 B	入所率 B/A (%)
三宅町	20	23	115.00
斑鳩町	49	52	106.12
河合町	33	34	103.03
宇陀市	66	64	96.97
平群町	51	45	88.24
香芝市	287	247	86.06
王寺町	113	93	82.30
生駒市	281	225	80.07
曾爾村	8	6	75.00
奈良市	1,083	799	73.78
天理市	232	158	68.10
葛城市	154	103	66.88
大和高田市	242	148	61.16
下市町	18	11	61.11
上牧町	107	65	60.75
広陵町	132	80	60.61
大淀町	105	63	60.00
三郷町	76	45	59.21
大和郡山市	257	148	57.59
田原本町	96	54	56.25
橿原市	437	224	51.26
明日香村	12	6	50.00
桜井市	266	121	45.49
山添村	19	8	42.11
川西町	30	12	40.00
御所市	117	46	39.32
五條市	220	77	35.00
安堵町	31	10	32.26
十津川村	23		0.00
高取町	18		0.00
下北山村	13		0.00
御杖村	12		0.00
吉野町	8		0.00
野迫川村	5		0.00
川上村	5		0.00
上北山村	3		0.00
黒滝村			
天川村			
東吉野村			
合計	4,629	2,967	

(注) 保育所5歳児児童数は、平成20年10月1日社会福祉施設等調査、放課後児童クラブ
小学校1年生登録児童数は、平成21年5月1日厚生労働省Wish調査による。

なお、放課後児童クラブが設置されていない町村のうちでも、高取町、吉野町、
下北山村、川上村は、放課後児童クラブ設置のニーズがあり、高取町及び下北山村
は平成22年4月、吉野町は平成23年4月から開設する予定である。

③市町村へのヒアリング

保護者が運営委員会を組織し、放課後児童クラブの運営を行っている市にヒアリングしたところ、市独自の要綱を定め、市の単費で、国、県の補助金に上乗せして、運営委員会に対する補助金の交付を行っているとのことであった。

(4) 意見

各市町村においては、厳しい財政状況のもと、住民ニーズを十分に検討して、施策の優先順位を決定した上で、放課後児童クラブを運営する場合の運営形態や保護者負担金の水準、市町村単独の財源により交付する補助金の水準などを決定している。そして、この判断にあたっては、国、県からの補助金の交付水準が重要な要素となると考えられる。前述のとおり、当補助金の補助基準額は運営が充実している市町村について補助が厚くなっているものの、市町村の3分の1負担を前提としている。このため、財政力に余裕のある市町村は、負担額が増加することを受け入れた上で放課後児童クラブの増設や既存クラブの運営の充実を図ったり、補助対象とならない小規模な放課後児童クラブの運営を行ったりすることが想定される。逆に、財政力に余裕がない場合には、この補助金は、積極的に新たな事業を推進する誘因とはならないであろう。このように、市町村の財政力により補助金の交付額に格差が生じている面は否めない。

当補助金は、もともと国の制度設計が前提にあり、県としての裁量の余地が少ないことも事実である。しかし、子育て世帯の支援は、昨今の少子化・共働き世帯の増加の状況のもと、優先度の高い施策であることから、次のような方策を検討し、県として可能な限り当補助金が真に放課後児童クラブへの登録を必要とする児童に配分されるようにすることも必要と考える。

①市町村における放課後児童クラブの実態把握の支援

事業主体である各市町村は、住民ニーズを把握し、事業実施の必要性や実施する際の運営形態を十分に検討した上で、放課後児童クラブを開設していると考えられる。しかし、住民ニーズや運営形態についての検討手法は、市町村ごとに異なると考えられるため、より有効な検討手法について、県及び県内市町村相互間で情報交換や協議を行うことのできる場を設けるなどして、実施主体である市町村に対して、放課後児童クラブの充実に向けた働きかけを行うことが望ましい。

また、このような情報交換や協議の過程で、国の制度設計が実態に即していないと考えられるのであれば、国に対する要望も検討すべきである。

②小規模放課後児童クラブへの助成

県の判断により、補助金を国庫補助の対象とならない小規模な放課後児童クラブ

に配分することも考えられる。しかし、当補助金は、県が市町村に対し、国の要綱に定められた補助基準額に基づき補助しているため、国庫補助対象とならない放課後児童クラブへの補助を行うためには、事実上、国庫補助の枠外で県単独での補助を行うほか方策はないと考えられる。県の財政状況も厳しい状況であるが、県として地域の子育て環境の充実を優先度の高い施策と判断するのであれば、県単独の補助の創設も検討すべきである。

8. 地域子育て支援拠点事業費補助 [No. 360]

担当部署	こども家庭局-こども家庭課	県支出金内訳	国庫+県負担
根拠要綱	地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱		
補助金の行き先	市町村	補助パターン	パターンA 2
事業費に対する負担割合	国：1/3、県：1/3、市町村：1/3		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	140,696	127,760	125,223

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市		三郷町	4,990	吉野町	
大和高田市	9,112	斑鳩町	2,490	大淀町	5,330
大和郡山市	7,360	安堵町		下市町	1,717
天理市	7,701	川西町	4,990	黒滝村	
橿原市	8,234	三宅町	4,990	天川村	
桜井市	8,532	田原本町	4,990	野迫川村	
五條市		曾爾村	2,903	十津川村	
御所市	1,717	御杖村	1,717	下北山村	2,370
生駒市	6,793	高取町	1,700	上北山村	
香芝市	8,234	明日香村	1,717	川上村	2,903
葛城市	1,717	上牧町	4,088	東吉野村	
宇陀市	10,796	王寺町	2,411		
山添村		広陵町	1,211		
平群町	5,330	河合町	1,717	合計	127,760

(1) 補助金の概要

地域子育て支援拠点事業とは、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする事業である。その事業内容は、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等とされている。また、実施形態は、常設のひろばを開設し、子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する「ひろば型」、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開する「センター型」等がある。国の「地

域子育て支援拠点事業実施要綱」によると、市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業について国は補助するものとしており、県でも当該要綱にのっとり、市町村に対する補助を行っている。

なお、中核市である奈良市は県からの補助対象ではない。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①補助金交付額の偏在性

当補助金の交付額と各市町村における地域子育て支援拠点事業の対象となる就学前児童数及び地域子育て支援拠点数の関係は次のとおりとなっている。

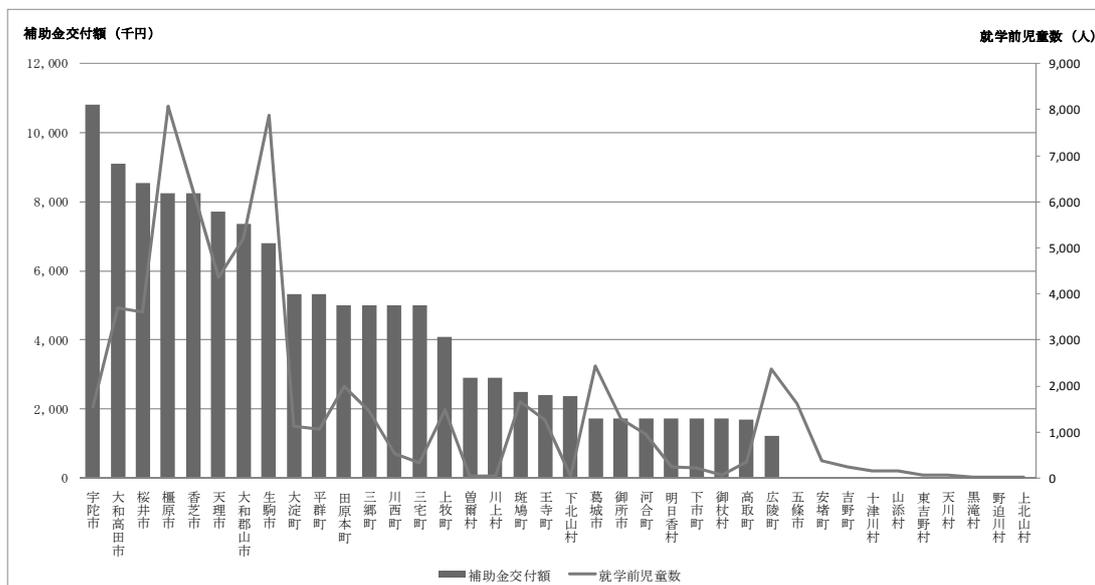
これによると、児童一人当たりの補助金額は、0円から87,970円で、平均2,051円となっている。このように、市町村間で補助金交付額に偏りが生じる理由を確認したいと考えた。

【補助金交付額と就学前児童数の比較】

	補助金交付額 (単位：千円)	就学前児童数 (※) (単位：人)	就学前 児童数 順位	児童一人あたり 補助金交付額 (単位：円)	地域 子育て 支援 拠点数
	A	B		C=A/B	
宇陀市	10,796	1,558	13	6,929	3
大和高田市	9,112	3,688	6	2,471	3
桜井市	8,532	3,606	7	2,366	2
橿原市	8,234	8,074	1	1,020	2
香芝市	8,234	6,261	3	1,315	2
天理市	7,701	4,360	5	1,766	2
大和郡山市	7,360	5,201	4	1,415	3
生駒市	6,793	7,875	2	863	3
大淀町	5,330	1,121	18	4,755	1
平群町	5,330	1,065	19	5,005	1
田原本町	4,990	2,000	10	2,495	1
三郷町	4,990	1,449	15	3,444	1
川西町	4,990	521	21	9,578	1
三宅町	4,990	339	24	14,720	1
上牧町	4,088	1,485	14	2,753	2
曾爾村	2,903	48	33	60,479	1
川上村	2,903	33	35	87,970	1
斑鳩町	2,490	1,655	11	1,505	1
王寺町	2,411	1,258	17	1,917	1
下北山村	2,370	41	34	57,805	1
葛城市	1,717	2,437	8	705	1
御所市	1,717	1,282	16	1,339	1
河合町	1,717	945	20	1,817	1
明日香村	1,717	235	26	7,306	1
下市町	1,717	227	27	7,564	1
御杖村	1,717	57	32	30,123	1
高取町	1,700	359	23	4,735	1
広陵町	1,211	2,365	9	512	1
五條市		1,603	12		
安堵町		379	22		
吉野町		250	25		
十津川村		161	28		
山添村		158	29		
東吉野村		70	30		
天川村		58	31		
黒滝村		26	36		
野迫川村		17	37		
上北山村		15	38		
合計	127,760	62,282		2,051	41

(※) 平成20年10月1日現在の乳幼児人口。

【補助金交付額と就学前児童数の比較（グラフ）】



(3) 補助金の検討

① 県担当者に対するヒアリング

県担当者に対して、公的な子育て支援機能についてヒアリングを実施し、次の回答を得た。

地域子育て支援拠点事業の最終的な目的は子育て親子の交流や子育てに関する相談により、子育て不安の解消を図ることであるが、子育て不安の解消は、家族、親族、友人等によるサポートで対応できる部分もあれば、地域コミュニティー等の支援、助け合いで対応できる部分もある。しかし、近年、核家族化が進展するとともに、地域コミュニティーが希薄化する中で、公的な子育て支援の必要性はますます高まっている傾向にある。地域子育て支援拠点はおおむね中学校区に1拠点を目安に設置することを理想と考える市町村が多いが、どの範囲まで公的な子育て支援機能を拡大するかは、各市町村が、自らの財政状況や住民ニーズ等を総合的に判断し、決定している。このように、地域子育て支援拠点の潜在的なニーズは、児童数のほか、地域性の違いによる影響を大きく受けるものである。一般的には、都市部よりも都市部以外の方が地域コミュニティーが充実しており、公的な子育て支援機能の拡大の必要性は低いと考えられる。しかし、客観的な社会指標によって地域子育て支援拠点の潜在的なニーズを把握することは困難である。

② 当補助金の補助基準額

国の要綱によると当補助金の補助基準額は次のとおりとなっている。補助金の額は、補助対象の事業費と補助基本額のどちらか低い方の額に補助率を乗じて算出さ

れる。

【地域子育て支援拠点の補助基準額（平成 20 年度）】

週開設日数		基準額
ひろば型	3～4 日型	1 拠点あたり 年額 3,556 千円
	5 日型	1 拠点あたり 年額 4,355 千円
	6～7 日型	1 拠点あたり 年額 5,154 千円
センター型	5 日型	1 箇所あたり 年額 7,485 千円
	6～7 日型	1 箇所あたり 年額 7,996 千円
	経過措置分 (小規模型指定施設)	1 箇所あたり 年額 2,576 千円

児童一人当たりの補助金額の偏りは、都市部は児童数が多く、一拠点当たりの児童数が多くなるため、一人当たりの補助金額が少なくなる傾向がある一方、児童数の少ない地域で拠点を設けた場合、一拠点当たりの児童数が少ないため、一人当たりの補助金額が多くなる傾向にあることに起因している。

③市町村に対するヒアリング

市町村に対してヒアリングを実施したところ、次の回答を得た。

公民館での地域子育て事業について、公民館の稼働割合が高く、週 3 日の使用ができないため、補助対象とならないが、このような事業についても補助が欲しい。

(4) 意見

当補助金も、7. 放課後児童健全育成事業費補助金 [No. 325/340] と同様、週開設日数が少ない地域子育て事業は補助対象とならないような補助基準額の設定となっており、また、市町村の 3 分の 1 負担を前提としている。このため、財政力に余裕がない市町村にとっては、この補助金は、積極的に地域の子育て支援拠点を充実させる誘因とはならないであろう。

そして、当補助金も、もともと国の制度設計が前提にあり、県としての裁量の範囲が狭いことも 7. 放課後児童健全育成事業費補助金 [No. 325/340] と同様である。

さらに、当事業は、平成 21 年度まで、県も市町村への補助額の 3 分の 1 を負担していたが、平成 22 年度以降は、次世代育成支援対策交付金を構成するひとつの事業として、他の事業分と併せて、包括的に国庫補助相当額が直接市町村に交付さ

れることとなり、県の負担はなくなることとなった。

このように、平成 22 年度以降、当事業に対する県の裁量の余地は更に少なくなってしまうものの、子育て世帯の支援は、昨今の少子化の状況のもと、優先度の高い施策であることから、次のような方策を検討することも必要と考える。

①市町村における地域子育て支援拠点の実態把握の支援

事業主体である各市町村は、住民ニーズを把握し、事業実施の必要性や実施する際の運営形態を十分に検討した上で、地域子育て支援拠点事業を実施していると考ええる。しかし、住民ニーズや運営形態についての検討手法は、市町村ごとに異なると考えられるため、より有効な検討手法について、県及び県内市町村相互間で情報交換や協議を行うことのできる場を設けるなどして、実施主体である市町村に対して、地域の子育て支援拠点の充実に向けた働きかけを行うことが望ましい。

また、このような情報交換や協議の過程で、国の制度設計が実態に即していないと考えられるのであれば、国に対する要望も検討すべきである。

②市町村独自の地域子育て事業への助成

前述のとおり、当事業は、平成 22 年度から次世代育成支援対策交付金を構成するひとつの事業となるが、従来どおり、市町村独自の地域子育て事業に対する国からの助成は行われず、県の財政状況も厳しい状況であるが、県として地域子育て支援拠点事業を優先度の高い施策と判断するのであれば、必要性が高いと認められる市町村に対して、一時的に県からの助成を行うことも検討すべきである。

9. 一時保育事業費補助 [No. 356]

担当部署	こども家庭局-こども家庭課	県支出金内訳	国庫+県負担
根拠要綱	保育対策等促進事業費補助金交付要綱		
補助金の行き先	市町村	補助パターン	パターンA 2
事業費に対する負担割合	国：1/3、県：1/3、市町村：1/3		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	43,470	36,704	36,936

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市		三郷町	720	吉野町	
大和高田市	2,160	斑鳩町	900	大淀町	1,440
大和郡山市		安堵町		下市町	
天理市	4,680	川西町		黒滝村	
橿原市	6,840	三宅町	180	天川村	
桜井市	180	田原本町	2,340	野迫川村	
五條市	180	曾爾村		十津川村	
御所市	900	御杖村		下北山村	
生駒市	2,340	高取町	46	上北山村	
香芝市	7,200	明日香村	33	川上村	
葛城市	360	上牧町		東吉野村	
宇陀市	1,080	王寺町	3,420		
山添村		広陵町	85		
平群町	1,620	河合町		合計	36,704

(1) 補助金の概要

一時保育事業とは、常日頃、保育所を利用していない家庭における保護者の疾病、災害等や保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援に必要となる一時的な保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に保育するものである。国の「一時・特定保育等事業実施要綱」によると、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業について国は補助するものとしており、県でも当該要綱にのっとり、市町村に対する補助を行っている。

なお、中核市である奈良市は県からの補助対象ではない。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①補助金交付額の偏在性

一時保育事業は、「常日頃、保育所を利用していない家庭」を対象とするものであるから、厳密には認可外保育施設の入所児童を加味する必要があるものの、おおむね就学前児童から通常保育児童を差し引いた児童が一時保育対象者となると考えられる。

当補助金の交付額と各市町村（奈良市を除く）の就学前児童から通常保育児童を差し引いた児童数を比較したところ、次のとおりであった。

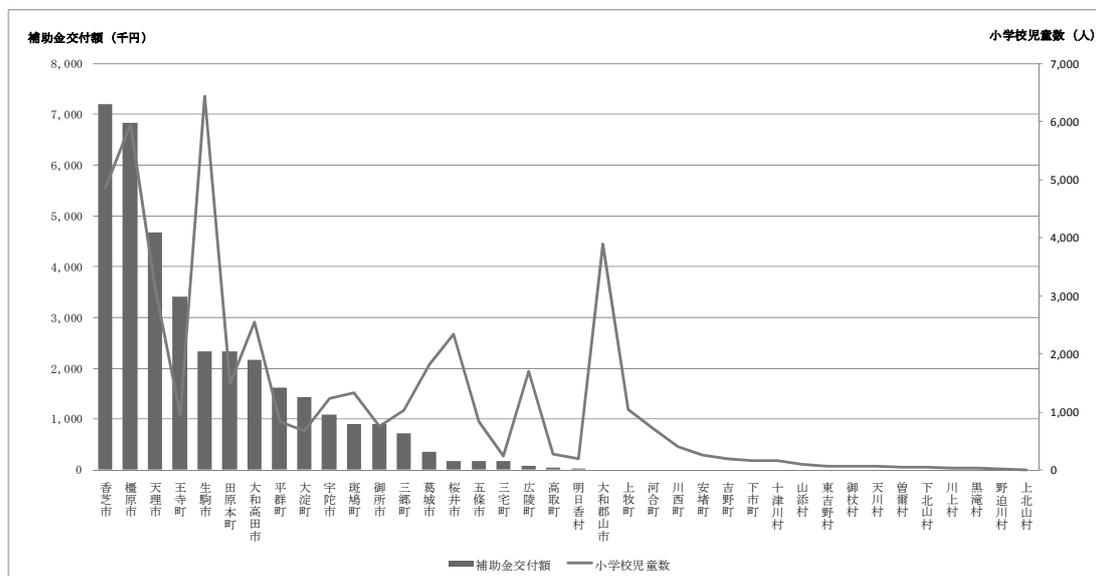
【補助金交付額と一時保育対象者の比較】

	補助金交付額	一時保育対象者		一時保育対象者順位	一時保育対象者一人あたり補助金額 (単位：円)	
	(単位：千円)	(単位：人)	就学前児童数 (※1)			通常入所者数 (※2)
	A	B=a-b	a	b	C=A/B	
香芝市	7,200	4,846	6,261	1,415	3	1,486
橿原市	6,840	5,953	8,074	2,121	2	1,149
天理市	4,680	3,148	4,360	1,212	5	1,487
王寺町	3,420	952	1,258	306	15	3,592
生駒市	2,340	6,436	7,875	1,439	1	364
田原本町	2,340	1,488	2,000	512	10	1,573
大和高田市	2,160	2,552	3,688	1,136	6	846
平群町	1,620	832	1,065	233	17	1,947
大淀町	1,440	679	1,121	442	20	2,121
宇陀市	1,080	1,227	1,558	331	12	880
斑鳩町	900	1,330	1,655	325	11	677
御所市	900	758	1,282	524	18	1,187
三郷町	720	1,023	1,449	426	14	704
葛城市	360	1,810	2,437	627	8	199
桜井市	180	2,342	3,606	1,264	7	77
五條市	180	836	1,603	767	16	215
三宅町	180	242	339	97	24	744
広陵町	85	1,703	2,365	662	9	50
高取町	46	273	359	86	22	168
明日香村	33	195	235	40	25	169
大和郡山市		3,886	5,201	1,315	4	
上牧町		1,034	1,485	451	13	
河合町		725	945	220	19	
川西町		404	521	117	21	
安堵町		248	379	131	23	
吉野町		187	250	63	26	
下市町		161	227	66	27	
十津川村		161	161		27	
山添村		94	158	64	29	
東吉野村		67	70	3	30	
御杖村		57	57		31	
天川村		57	58	1	31	
曽爾村		48	48		33	
下北山村		41	41		34	
川上村		33	33		35	
黒滝村		24	26	2	36	
野迫川村		17	17		37	
上北山村		6	15	9	38	
合計	36,704	45,875	62,282	16,407		800

(※1) 就学前児童数は、平成20年10月1日現在の乳幼児人口である。

(※2) 通常入所者数は、平成20年10月1日現在、保育所へ通常入所している児童数である。

【補助金交付額と一時保育対象者の比較（グラフ）】



これによると、市町村ごとの一時保育対象者一人当たりの補助金額は0円から3,592円の間分布しており、県内平均では800円である。このように、市町村間で補助金交付額に偏りが生じる理由を確認したいと考えた。

(3) 補助金の検討

① 当補助金の補助基準額

国の要綱によると当補助金の補助基準額は次のとおりとなっている。補助金の額は、補助対象の事業費と補助基本額のどちらか低い方の額に補助率を乗じて算出される。

【一時保育の補助基準額】 (平成20年度)

年間延べ利用児童数	基準額
25人以上 300人未満	270,000円
300人以上 600人未満	810,000円
600人以上 900人未満	1,350,000円
900人以上 1,200人未満	1,890,000円
1,200人以上 1,500人未満	2,430,000円
1,500人以上 1,800人未満	2,970,000円
1,800人以上 2,100人未満	3,510,000円
2,100人以上 2,400人未満	4,050,000円
2,400人以上 2,700人未満	4,590,000円
2,700人以上	5,130,000円

このように、補助金の額は、基本的に、年間延べ利用児童数のみによって決定される。平成 20 年度における市町村ごとの補助金交付額及び一時保育時間数は次のとおりとなっている。

【補助金交付額と一時保育時間数】

	補助金交付額	一時保育時間数	一時保育対象者	一人あたり
	(単位：千円)	(単位：時間)	(単位：人)	時間数
		A	B	C=A/B
香芝市	7,200	5,811.0	4,846	1.2
橿原市	6,840	5,476.0	5,953	0.9
天理市	4,680	3,754.5	3,148	1.2
王寺町	3,420	3,164.0	952	3.3
生駒市	2,340	2,337.5	6,436	0.4
田原本町	2,340	2,153.0	1,488	1.4
大和高田市	2,160	1,877.0	2,552	0.7
平群町	1,620	1,461.0	832	1.8
大淀町	1,440	1,422.0	679	2.1
宇陀市	1,080	1,031.0	1,227	0.8
斑鳩町	900	808.0	1,330	0.6
御所市	900	708.5	758	0.9
三郷町	720	500.0	1,023	0.5
葛城市	360	192.0	1,810	0.1
桜井市	180	83.0	2,342	0.0
五條市	180	298.5	836	0.4
三宅町	180	278.0	242	1.1
広陵町	85	71.0	1,703	0.0
高取町	46	39.5	273	0.1
明日香村	33	31.0	195	0.2
合計	36,704	31,496.5	38,625	

②当補助金の補助要件

国の要綱において、当補助金の補助要件は、児童福祉法施行規則に定める設備及び人員に関する基準等を遵守することとされている。すなわち、一時保育についても、あらかじめ設定された受入可能人数をもとに、通常保育で求められるのと同様の基準で設備の整備及び職員の配置をしなければならないこととされている。

したがって、個々の保育所において要綱の定める要件を満たすことが可能かどうか、一時保育の実施の有無に影響を及ぼすことになる。また、私立の保育所における採算性の判断については、当然、設置者の意向の影響を受けることになる。

③市町村に対するヒアリング

通常保育にかかる待機児童が多くいるため、保育所において、一時保育に必要な設備を確保できず、一時保育が実施できない状況となっている市にヒアリングを行ったところ、国から直接交付される「ファミリー・サポート・センター」の交

付金により設置されたこどもサポートセンターの事業が一時保育の補完をしている面もあるとのことであった。

(4) 意見

当補助金も、7. 放課後児童健全育成事業費補助金 [No. 325/340] 及び8. 地域子育て支援拠点事業費補助 [No. 360] と同様、年間延べ利用児童数が少ない小規模な事業は補助対象とならないような補助基準額の設定となっており、また、市町村の3分の1負担を前提としている。このため、財政力に余裕がない市町村にとっては、この補助金は、積極的に一時保育事業を充実させる誘因とはならないであろう。

そして、当補助金は、もともと国の制度設計が前提にあり、県としての裁量の範囲が狭いことも7. 放課後児童健全育成事業費補助金 [No. 325/340] 及び8. 地域子育て支援拠点事業費補助 [No. 360] と同様である。

さらに、当事業は、平成21年度まで、県も市町村への補助額の3分の1を負担していたが、平成22年度以降は、次世代育成支援対策交付金を構成するひとつの事業として、他の事業分と併せて、包括的に国庫補助相当額が直接市町村に交付されることとなり、県の負担はなくなることとなった。

このように、平成22年度以降、当事業に対する県の裁量の範囲は更に狭くなってしまふものの、子育て世帯の支援は、昨今の少子化の状況のもと、優先度の高い施策であることから、次のような方策を検討することも必要と考える。

①市町村における一時保育事業の実態把握の支援

事業主体である各市町村は、住民ニーズを把握し、事業実施の必要性や実施する際の運営形態を十分に検討した上で、一時保育事業を実施していると考えられる。しかし、住民ニーズや運営形態についての検討手法は、市町村ごとに異なると考えられるため、より有効な検討手法について、県及び県内市町村相互間で情報交換や協議を行うことのできる場を設けるなどして、実施主体である市町村に対して、一時保育事業の充実に向けた働きかけを行うことが望ましい。

また、このような情報交換や協議の過程で、国の制度設計が実態に即していないと考えられるのであれば、国に対する要望も検討すべきである。

②小規模な一時保育事業への助成

前述のとおり、当事業は、平成22年度から次世代育成支援対策交付金を構成するひとつの事業となるが、従来どおり、小規模な一時保育事業に対する国からの助成は行われない。県の財政状況も厳しい状況であるが、県として一時保育事業を優先度の高い施策と判断するのであれば、必要性が高いと認められる市町村に対して、一時的に県からの助成を行うことも検討すべきである。

10. 奈良県浄化槽設置事業補助金 [No. 502]

担当部署	景観・環境局・環境政策課	県支出金内訳	国庫＋県負担
根拠要綱	奈良県浄化槽設置事業補助金交付要綱		
補助金の行き先	団体／個人	補助パターン	パターンB 3
補助額に対する負担割合	国：1/3、県：1/3、市町村：1/3		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	71,530	53,883	70,402

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市	6,175	三郷町		吉野町	2,612
大和高田市		斑鳩町	2,403	大淀町	1,657
大和郡山市		安堵町		下市町	1,187
天理市		川西町		黒滝村	
橿原市	4,683	三宅町		天川村	
桜井市	1,756	田原本町		野迫川村	
五條市	6,760	曾爾村	1,453	十津川村	2,282
御所市		御杖村	1,022	下北山村	359
生駒市	9,113	高取町	1,325	上北山村	
香芝市		明日香村		川上村	
葛城市		上牧町		東吉野村	1,121
宇陀市	6,109	王寺町			
山添村	1,712	広陵町			
平群町	2,154	河合町		合計	53,883

(1) 補助金の概要

当補助金は、浄化槽の整備促進を図るため、市町村が実施する合併処理浄化槽設置者への助成事業に対して補助するものである。

具体的には、浄化槽設置費用の6割を合併処理浄化槽設置者たる個人が負担、4割を市町村から助成することとなっており、市町村が助成する額の3分の1を国、県からそれぞれ補助することになっている。

合併処理浄化槽の設置には90万円から100万円程度の費用が発生し、設置者たる個人が負担しなければならないため、公共下水道への接続（40万円程度）に比べて個人負担が重くなってしまう。このような不公平感に対応することが、当補助金が設けられた趣旨である。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①補助金交付額の偏在性

平成18年から平成20年までの3ヶ年平均の当補助金の交付額と下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽のいずれによっても汚水処理が行われていない人口（以下「汚水未処理人口」という。）とを比較した結果、次のとおりであった。なお、下水道にかかる汚水処理人口は、下水道処理区域内人口を採用しており、下水道が整備されている区域内で下水道に接続していない人口も含まれている。

これによると、汚水未処理人口一人当たり補助金額は、0円から3,443円の間分布しており、県内平均では、260円となっている。また、汚水未処理人口が県内第3位である大和高田市及び同第5位である御所市に対する補助金の交付額は0円となっている。

汚水未処理人口が多い市町村においては、合併処理浄化槽の整備の必要性も高くなり、当補助金の交付額も多額となると想定されるが、そのような相関関係が見られない市町村が存在する理由について確認したいと考えた。

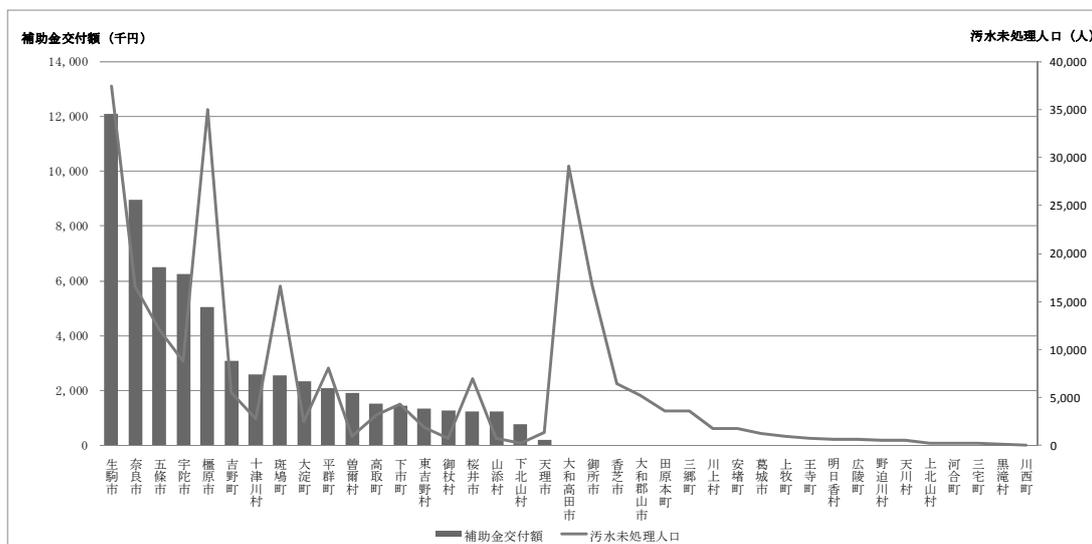
【補助金交付額と汚水未処理人口の比較】

	補助金交付額 (平成18年度 ～20年度平均) (単位：千円)	汚水未処理 人口		汚水未処理 人口順位	汚水未処理 人口一人あたり 補助金額 (単位：円)	
		(単位： B=a-b)	市町村人口 (※1) a			汚水処理人口 (※2) b
	A	B=a-b	a	b		C=A/B
生駒市	12,085	37,480	117,761	80,281	1	322
奈良市	8,954	16,599	365,655	349,056	6	539
五條市	6,502	11,993	36,263	24,270	7	542
宇陀市	6,253	8,751	36,376	27,625	8	715
橿原市	5,057	35,059	124,382	89,323	2	144
吉野町	3,100	5,486	9,483	3,997	12	565
十津川村	2,572	2,808	4,183	1,375	18	916
斑鳩町	2,547	16,627	28,442	11,815	4	153
大淀町	2,340	2,417	20,001	17,584	19	968
平群町	2,096	8,023	20,448	12,425	9	261
曽爾村	1,917	951	1,949	998	25	2,016
高取町	1,520	3,214	7,845	4,631	17	473
下市町	1,440	4,284	7,246	2,962	14	336
東吉野村	1,322	1,855	2,562	707	20	713
御杖村	1,276	703	2,237	1,534	29	1,815
桜井市	1,220	6,955	61,114	54,159	10	175
山添村	1,215	743	4,423	3,680	27	1,635
下北山村	785	228	1,228	1,000	35	3,443
天理市	199	1,331	68,001	66,670	23	149
大和高田市		29,131	70,787	41,656	3	
御所市		16,604	31,010	14,406	5	
香芝市		6,423	74,217	67,794	11	
大和郡山市		5,154	90,574	85,420	13	
田原本町		3,622	32,830	29,208	15	
三郷町		3,616	23,029	19,413	16	
川上村		1,753	1,947	194	21	
安堵町		1,696	8,021	6,325	22	
葛城市		1,234	35,966	34,732	24	
上牧町		941	24,467	23,526	26	
王寺町		708	22,393	21,685	28	
明日香村		658	6,253	5,595	30	
広陵町		611	33,862	33,251	31	
野迫川村		535	550	15	32	
天川村		501	1,824	1,323	33	
上北山村		242	708	466	34	
河合町		210	19,447	19,237	36	
三宅町		196	7,610	7,414	37	
黒滝村		163	970	807	38	
川西町		53	8,906	8,853	39	
合計	62,401	239,558	1,414,970	1,175,412		260

(※1) 市町村人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

(※2) 汚水処理人口は、平成20年度末の下水道処理区域内人口、農業集落排水等整備人口、住宅用途合併処理浄化槽設置済人口及びコミュニティプラント処理人口の合計である。

【補助金交付額と汚水未処理人口の比較（グラフ）】



(3) 補助金の検討

①当補助金と公共下水道の事業計画との関係

<当補助金の補助対象事業>

奈良県浄化槽設置事業補助金交付要綱によると、生活排水処理基本計画により、市町村等が主として下水道事業が及ばない地域において浄化槽の整備促進を図り、もって、公共用水域の水質保全等を図るため実施する事業経費について、予算の範囲内において市町村に対し補助金を交付するものとされている。ここに、「下水道事業が及ばない地域」とは、公共下水道の事業計画の認可を受けていない区域を指す。

<公共下水道の事業計画の認可>

公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、原則として、市町村が行うこととされており（下水道法（昭和33年法律第79号）第3条第1項）、市町村が公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならないこととされている（下水道法第4条第1項）。

②県担当者に対するヒアリング

当補助金の交付額と汚水未処理人口との間に相関関係がみられない市町村が存在する要因について県担当者へヒアリングを実施し、次の回答を得た。

<市町村の財政力>

汚水未処理人口の多い大和高田市及び御所市に対して当補助金の交付額が0となっているのは、両市が合併処理浄化槽に対する補助制度を有していないためである。

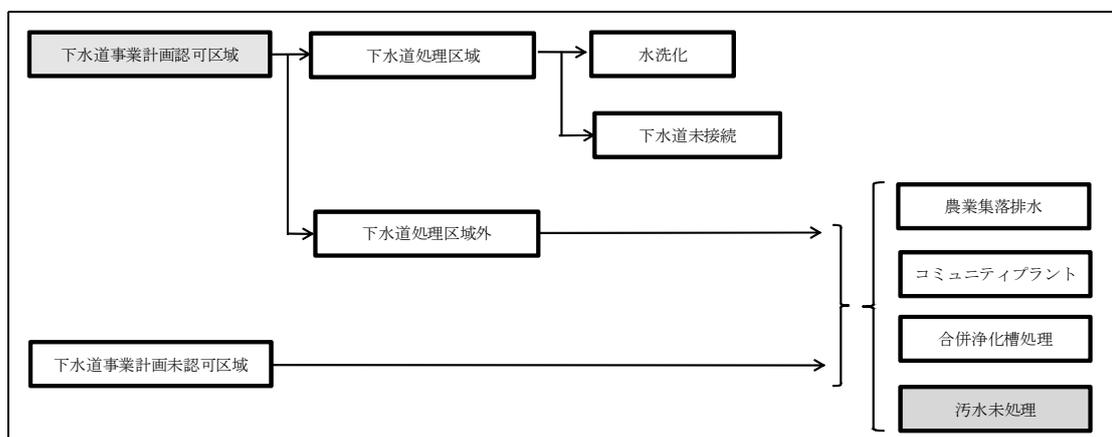
生活排水対策に係る事務は、市町村の事務であり、当補助金についても、まず市町村が住民に対する補助事業を行うことを前提としている。すなわち、生活排水の適正な処理を行うため、くみ取り世帯や単独処理浄化槽の世帯について、合併処理浄化槽への転換を促進する具体的な方法については、市町村が決定すべき事項である。したがって、両市とも、限られた財源のもと、生活排水対策の優先順位を検討した結果、合併処理浄化槽に対する補助制度を有していないものと考えられる。

<公共下水道事業計画の認可区域>

市町村では、おおむね5年から7年以内に公共下水道の供用開始が見込まれる区域に対し、公共下水道事業計画の認可申請を行っているが、現実的には、事業計画の認可されている区域においても、下水道の整備が計画どおりに進捗せず、計画の時点から5年から7年を経過してもなお、供用に至らないケースも多い。

公共下水道の事業計画認可区域と当補助金の交付により合併浄化槽の整備を促進すべきと考えられる汚水未処理区域の関係を図示すると、次のとおりである。

【下水道事業計画認可区域と汚水未処理区域の関係】



これによると、汚水未処理区域は、公共下水道の事業計画が認可されていない区域はもとより、認可されている区域内にも存在していることが分かる。公共下水道の事業計画認可区域については、原則として当補助金の交付対象とならないため、当該区域内において公共下水道の整備が遅延した場合、浄化槽設置に対する補助も行われなくなり、結果として生活排水の適正な処理が進まないおそれもある。

(4) 意見

「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル」(平成14年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・浄化槽推進室)によると、今後の整備対象となる中小規模の市町村では、一般的に人口密度が低く、平坦地の割合も低いことが多いため、個別処理の形態をとる合併処理浄化槽の方が経済的であるとされている。

このような状況のもと、合併処理浄化槽の整備促進を目的とする当補助金の重要性も今後一層高まってくると考える。そして、当補助金の目的を達成するためには、次のような方策を検討し、県として可能な限り当補助金が真に合併処理浄化槽の整備を必要としている住民に配分されるようにすることも必要と考える。

①補助制度を有していない市町村への働きかけ

市町村の財源配分に関する判断は尊重すべきであるが、市町村が補助制度を設けていない場合には、当該市町村の住民は、国、県からの補助金を受けることができなくなる。したがって、補助制度を有していない市町村に対しては、補助制度の創設を検討するよう働きかける必要があると考える。

②浄化槽整備の潜在的なニーズの把握

県内の汚水未処理人口のうち、各市町村が、合併処理浄化槽による対応を想定している人口を調査するなどし、当補助金の潜在的なニーズを把握した上で、可能な限り、市町村間で補助金配分額の偏在を緩和する方策を検討することが望ましい。この際、公共下水道事業認可区域における事業の進捗状況についても留意する必要がある。

11. 消防力強化支援事業補助金 [No. 22]

担当部署	総務部-消防救急課	県支出金内訳	県負担
根拠要綱	消防力強化支援事業補助金交付要綱		
補助金の行き先	市町村等	補助パターン	パターンA 1
事業費に対する負担割合	一般 県：1/3、市町村：2/3 過疎 県：4.5/10、市町村：5.5/10		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	20,000	18,627	20,000

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市		三郷町		吉野町	
大和高田市		斑鳩町		大淀町	1,204
大和郡山市		安堵町		下市町	
天理市		川西町		黒滝村	2,261
橿原市	3,546	三宅町		天川村	
桜井市	1,468	田原本町		野迫川村	
五條市		曾爾村		十津川村	
御所市		御杖村		下北山村	
生駒市	1,684	高取町		上北山村	
香芝市		明日香村		川上村	
葛城市	3,450	上牧町		東吉野村	
宇陀市		王寺町		その他 1 (注)	3,546
山添村		広陵町			
平群町	1,468	河合町		合計	18,627

(注) 「その他 1」は、山辺広域行政事務組合である。

(1) 補助金の概要

国が平成 17 年度に実施した国庫補助負担金改革（三位一体の改革）に伴い、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防施設及び設備（以下「消防施設等」という。）の整備に対する補助対象の見直しが行われ、従来、補助対象となっていた事業の一部が一般財源化された。県では、市町村等の消防施設等の整備を促進するため、三位一体の改革に伴って国の補助対象から除外された事業等に対応するよう、従来の県費補助金の内容を変更した。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①補助金交付額の偏在性

過去3ヶ年における当補助金の市町村等別の交付状況は次のとおりである。

【過去3ヶ年における市町村等別交付状況】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
大和郡山市		3,617	
橿原市			3,546
桜井市	1,468		1,468
御所市		1,468	
生駒市		6,000	1,684
葛城市	3,450		3,450
平群町			1,468
御杖村	1,483	2,252	
明日香村	3,639		
吉野町	2,422		
大淀町	1,468		1,204
黒滝村	2,422		2,261
天川村	2,422	1,483	
十津川村		2,422	
東吉野村		1,483	
山辺広域行政事務組合		842	3,546
合計	18,774	19,567	18,627

これによると、過去3ヶ年に補助金の交付を受けているのは、16市町村等と限定されており、うち8市町村等は3ヶ年中2ヶ年にわたり補助金の交付を受けているなど、補助金の交付先に偏りが認められた。このため、県が、各市町村等における消防施設等の必要性や整備の緊急性を判断した上で、補助金の交付先を決定しているかについて確認したいと考えた。

(3) 補助金の検討

①国庫補助金と県費補助金の補助対象

消防施設等に対する国庫補助金には、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金が設けられている。両補助金の要綱等によると、主な補助対象は次のとおりである。

【消防施設等の国庫補助対象】

補助金名	主な補助対象	事業費に対する負担割合
消防防災施設整備費補助金	耐震性貯水槽	国：1/2 市町村等：1/2
	高機能消防指令センター総合整備事業	国：1/3 市町村等：2/3
緊急消防援助隊設備整備費補助金	災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車、救助消防ヘリコプター、災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材	国：1/2 市町村等：1/2

このように、国庫補助金は、消防施設及び緊急消防援助隊⁵に配備される消防車両等を補助対象としている。また、政令指定都市以外の市町村等においては、1市町村等当たり補助金額ベースで950万円未満（事業費ベースでは、2,850万円未満又は1,900万円未満）となる場合には配分されない旨、国から通知されており、小規模な施設整備には活用しにくい。

一方、県が交付する当補助金は、国の補助対象から除外されたもののほか、国の補助対象ではあるものの、事業費が多額となり、県費による補完が必要なものも補助対象としている。具体的な補助対象の概要は次のとおりである。

【当補助金の補助対象の概要】

消防施設等		補助対象市町村等
設備	a 消防ポンプ自動車	消防団を管轄している市町村、一部事務組合（山辺広域行政事務組合）
	b 水槽付消防ポンプ自動車	
	c 小型動力ポンプ付積載車	
	d 小型動力ポンプ付水槽車	
	e はしご付消防ポンプ自動車	消防本部の設置されている市町村等
施設	f 防火水槽	市町村等

(注) a～dの設備については、消防団が利用するものに限る。

②過去3ヶ年の補助実績

当補助金の過去3ヶ年の補助実績を、補助対象となった消防施設等の別にみると、次のとおりである。

⁵ 緊急消防援助隊とは、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年に創設されたものである。

【消防施設等別の補助実績】

(単位：千円)

	平成18年度			平成19年度			平成20年度			
	市町村等名	数量	補助金額	市町村等名	数量	補助金額	市町村等名	数量	補助金額	
設 備	a 消防ポンプ車	葛城市	1	3,450	大和郡山市	1	3,617	葛城市	1	3,450
		明日香村	1	3,639				山辺広域 橿原市	1	3,546
	c 小型動力ポン プ付積載車	御杖村	1	1,483	東吉野村	1	1,483	生駒市	2	1,684
					天川村	1	1,483			
e はしご付消防 ポンプ自動車				山辺広域	1	842				
				生駒市	1	6,000				
	小計	3	8,572		5	13,425		5	12,226	
施 設	f 防火水槽	桜井市	1	1,468	御杖村	1	2,252	平群町	1	1,468
		吉野町	1	2,422	御所市	1	1,468	大淀町	1	1,204
		大淀町	1	1,468	十津川村	1	2,422	桜井市	1	1,468
		黒滝村	1	2,422				黒滝村	1	2,261
		天川村	1	2,422						
		小計	5	10,202		3	6,142		4	6,401
合計		8	18,774		8	19,567		9	18,627	

③市町村等における消防施設等の整備計画

各市町村等は整備計画の策定等を実施し、計画的に消防施設等の整備を進めている。消防庁は、各市町村等が整備計画を策定するにあたっての一定の目安となる基準として、「消防力の整備指針」（平成20年3月改正）及び「消防水利の基準」（平成17年6月改正）を定めている。これらは、法的な拘束力を有するものではなく、すべての項目において「市町村の実情を加味する」と記載されている。

例えば、「消防水利の基準」によると、消防水利は半径140メートル以内に最低1箇所設けることが望ましいといった形式的な基準が設けられているにとどまっている。このため、実際に、市町村等別の消防水利の整備計画を確認したところ、「消防水利の基準」のみで判断すると整備不足とされる場合であっても、市町村等では、地域の実情から判断して、更なる整備の必要性を感じていない場合も見受けられた。

このように、上記の指針等に記載された基準に従って、整備が望ましいとされる消防施設等の数を求めても、必ずしも地域の実情を反映したものではなく、当補助金の交付額との相関関係を分析する意義は乏しいと考えた。

④県担当者に対するヒアリング

当補助金の採択事務や各市町村等が策定した消防施設等の整備計画の把握状況について県担当者へヒアリングを実施し、次の回答を得た。

<当補助金の採択事務>

県では、各市町村等からの要望の中から、消防自動車の耐用年数超過の状況や近

隣で発生した火災など、緊急性、地域性を十分に検討した上で、採択の可否を検討している。市町村等は自ら整備の必要性を十分検討の上、要望しているとの前提のもと、県としては要望のあった団体の中での優先順位付けを行っており、要望のない団体に対する状況確認等のフォローまでは行っていない。

<整備計画の把握状況>

消防施設等の整備計画は、事業主体である市町村等の判断により策定されるもので、消防庁は、市町村等に対して、整備計画の提出を求めている。このため、各市町村等が策定する整備計画には、定型的な様式があるわけではなく、県としても、各市町村等の整備計画の入手は行っていない。

ただし、消防庁が5年ごとに実施する消防施設整備計画実態調査の際に、県は消防本部ごとに調査項目の報告を受け、取りまとめた上で、消防庁へ報告している。この報告には、消防施設及び消防水利の向こう5年間程度の整備計画が記載されており、県でも保管している。

⑤近隣府県の消防施設等に関連する補助金

平成21年11月に三重県が行った全国調査の結果によると、全国22都道府県が消防施設等に関連する補助金を設けており、このうち、近畿2府4県における状況は次のとおりである。

【近隣府県の補助金】

府県名	補助金等名称	平成21年度予算額 (千円)
滋賀県	消防施設等整備費補助金(注)	—
京都府	なし	
大阪府	消防用ヘリコプター更新整備負担金	504,928
	消防用ヘリコプター運営費補助金	44,336
兵庫県	なし	
奈良県	消防力強化支援事業補助金	20,000
和歌山県	消防防災施設等整備費補助金	14,000

(注) 滋賀県は、平成19年度以降、実績なし。

大阪府の補助金・負担金は、大阪市が所有する消防用ヘリコプターに係るもので、当補助金とは、性格を異にする。和歌山県の補助金の補助対象は、当補助金と同様、国庫補助対象外となる事業とされている。

(4) 意見

前述のとおり、当補助金は、三位一体の改革に伴って国庫補助の対象から外れた事業等について、県単独の補助金を交付するものである。そして、そもそも消防施設等について市町村に対する補助金等の財政支援を行っていない都道府県も多い中、このような補助金を設けている県の施策は評価しうる。

さらに、当補助金の効果を高めるためには、次のような方策を検討するなどして、当補助金が、消防施設等の整備の必要性が高い市町村等に配分されていることの検証も必要と考える。

①市町村等の整備計画策定状況の把握

県は、現状の当補助金の採択事務では、特に市町村等の整備計画の検討は行っていない。また、補助金の要望のない市町村等への状況確認等も行われていない。

確かに、整備計画をみても、各市町村等における消防施設等の必要数を、客観的な社会指標で把握することが困難なのは、事実である。しかし、各市町村等の消防施設等の必要性、緊急性についての認識は、当然、策定した整備計画に反映されていると考える。したがって、県は、補助金の要望の有無にかかわらず、市町村等の整備計画を入手し、計画の前提条件に関する情報等を市町村等と共有するなど、市町村等における整備計画策定をサポートする方策を検討することも考えられる。

そして、このことは、市町村等の整備計画の比較可能性を高めることにもつながり、県としても、より必要性、緊急性に即した補助金の検討を行うための判断材料になると考えられる。

②消防施設等の保有実態の把握

各市町村等における消防施設等の保有数や耐用年数経過状況を調査し、整備計画に対する達成状況を分析するなどして、必要であれば、市町村等に当補助金や国庫補助金の活用を含め、消防施設等の新設や更新の検討を促すことも考えられる。

12. 山村振興等農林漁業対策事業補助金 [No. 854]

担当部署	農林部・林政課	県支出金内訳	国庫+県負担
根拠要綱	奈良県山村振興等農林漁業対策補助金交付要綱		
補助金の行き先	市町村、団体/個人	補助パターン	パターンA 2 / B 2
事業費に対する負担割合	国：4.5/10、県：1/10、市町村、団体/個人：4.5/10 (※)		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	50,048	50,048	47,841

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市		三郷町		吉野町	
大和高田市		斑鳩町		大淀町	
大和郡山市		安堵町		下市町	
天理市		川西町		黒滝村	
橿原市		三宅町		天川村	
桜井市		田原本町		野迫川村	
五條市		曾爾村		十津川村	
御所市		御杖村		下北山村	
生駒市		高取町		上北山村	
香芝市		明日香村		川上村	
葛城市		上牧町		東吉野村	
宇陀市	50,048	王寺町			
山添村		広陵町			
平群町		河合町		合計	50,048

(※) 当補助金により設置した施設・工作物等の受益者が限られる場合には、当該受益者に一部の負担を求める場合がある。

(1) 補助金の概要

①補助金の趣旨

当補助金は、山村地域の農林漁業の振興等を通じて、農林漁業経営の安定と農林漁家の生活水準の向上を図ることを目的とする。

補助対象は、山村振興計画⁶の中で定められた事業のうち、当補助金要綱の規定に合致する施設の整備である。そのため、当補助金を受けるためには、山村振興計画において定められていなければならないが、小規模な施設の個別要望等に対しては、

⁶ 山村振興計画は、主務大臣により振興山村である旨の指定を受けた場合に作成しなければならない計画であり、都道府県の同意を得て、主務大臣に提出する必要がある（山村振興法第7条、第8条）。

柔軟な対応が難しい側面がある。

②補助金交付の流れ

当補助金は、補助対象となる施設を整備した者に対して、国及び県が事業費の一部を補助するものであり、その負担割合は、上記の概要表に記載したとおりである。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①あるべき補助金の分布状況が不明

概要表の「H20 年度決算の補助金の市町村別交付状況」にあるとおり、交付実績は宇陀市のみであり、その内容はフォークリフト等の林業機械施設の取得である。当補助金の交付額は、農家数、林家数や人工林面積との関連がみられない。また概要ヒアリングにおいて入手したデータのみでは、実際に補助金を利用したいと考えている者に対して補助金が交付されているか不明である。そこで、補助金が必要なところで公平に利用されているか、有効に活用されているかについて確認したいと考えた。

(3) 補助金の検討

①県に対するヒアリング

県担当者に対しヒアリングを実施し、次の回答を得た。

当補助金は、およそ 10 年間を期間として振興山村市町村の単位で樹立される山村振興計画に記載されている必要があるため、主として大規模な施設の整備に利用されることが多い。

農作物等を鳥獣から防護するための鳥獣被害防止施設、キャンプ場等の山村・都市交流促進施設、農林水産物直売施設、農林家へ無線で情報を伝達する情報連絡施設など、過去には市町村から多くの交付申請があった。しかし、これらの施設は規模が大きく、設置に係る負担が重かったため、利用に積極的な市町村でも、間欠的に 3～5 年の事業期間により事業を実施していた。

現在においては、山村振興計画を新たに作成し、当事業で実施しようとする大規模な施設整備については、市町村の財源に余力がないことに加え、緊急に必要とする施設が少ないことから、申請が減少していると思われる。

被害が増加している鳥獣被害の防止施設についても、「大規模な施設」については、多数の農林地の所有者の意向調査及び取りまとめ、整備した施設の維持管理、所有者（受益者）の自己負担額の増加等の問題により、設置要望がない状況にあると考えられる。

また、当補助金の申請は頻繁にあるものではないので、適切な社会指標を設定するには、長期間にわたり、補助申請状況の把握及びその背景の分析並びに関連する

社会指標探しが必要となる。そのため、社会指標による分析は事実上不可能と考
えている。

②県担当者のヒアリングを受けての補助金の検討

当補助金の過去10年間の利用状況は、次のとおりである。

【過去10年間の補助金の利用状況】

(単位：千円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
奈良市	3,350	49,200	38,930	300	30,875	50,341	525	325			173,846
宇陀市	144,358	56,310	2,500	98,300	59,900	400		35,970	49,885	47,685	495,308
山添村		1,000	8,855	2,305							12,160
曾爾村	250				43,330	25,540	340	1,500	27,960		98,920
御杖村				21,860	38,720	72,331	18,775	29,250			180,936
下市町	200	6,200									6,400
野迫川村				17,095			36,175				53,270
十津川村		92,500	27,650								120,150
上北山村	3,350	39,450	61,000								103,800
川上村			62,200	39,865	25	36,025					138,115
東吉野村	145,950										145,950
合計	297,458	244,660	201,135	179,725	172,850	184,637	55,815	67,045	77,845	47,685	1,528,855

(注) 奈良市は、旧月ヶ瀬村と旧都祁村、宇陀市は旧榛原町と旧室生村を合計した数字。

これによると、当補助金の交付を受けた多くの市町村において、交付年度が一定期間に集中しており、残りの年度は交付を受けていない。このことから、当補助金は頻繁に利用されるものではなかったことが確認できた。

また、当補助金の過去10年間の交付額に対して、伐採面積や農耕地面積での分析を試みた結果は次のとおりである。

【過去10年間の補助金受取額と指標の関係】

市町村	過去10年の 補助金受取額 (千円)	伐採届出面積 (h a)	伐採届出面積 順位	農耕地面積 (h a)	農耕地面積 順位
宇陀市	495,308	301	6	1,100	2
御杖村	180,936	222	9	94	6
奈良市	173,846	65	14	2,118	1
東吉野村	145,950	366	4	4	13
川上村	138,115	294	7	1	14
十津川村	120,150	1,307	1	16	9
上北山村	103,800	349	5	0	15
曾爾村	98,920	77	13	68	7
野迫川村	53,270	161	11	0	15
山添村	12,160	10	16	397	4
下市町	6,400	63	15	218	5
五條市		410	3	906	3
吉野町		148	12	46	8
黒滝村		179	10	2	10
天川村		443	2	2	10
下北山村		230	8	2	10

県内の振興山村は表に掲げたとおりであり、伐採届出面積順位と農耕地面積順位は、振興山村の中での順位である。10年間で分析を試みたが、伐採届出面積あるいは農耕地面積と補助金額との間に強い関連性は見られず、社会指標による分析に意義を見いだせなかった。

補助金が市町村の財政状況等に左右されず、必要なところで公平に利用されているか、有効に活用されているかについて、市町村に対して直接ヒアリングを行うことにした。

③市町村に対するヒアリング

市町村に対してヒアリングを実施し、次の回答を得た。

当補助金を利用した鳥獣被害の防止施設は、山村振興計画に定めるほど規模が大きいものでなければならず、そのような大規模な防止施設では、受益者の負担も重くなってしまうが、緊急を要するものは整備済みのため、近年は住民から市町村に対して当補助金の交付の要望が出ていない状況である。

鳥獣被害防止施設の設置については、国の鳥獣被害総合対策事業も利用でき、山村振興計画への記載を必要とせず、小規模の要望に対しても柔軟に対応できることから、当補助金よりも鳥獣被害総合対策事業を利用する傾向がある。

また、市町村として鳥獣被害防止施設以外の施設の整備も行っていないのは、逼迫した財政事情の中で、多くの財源を投じてまで緊急に必要なとする施設はないと判断しているからである。

(4) 意見

当補助金について、県担当者及び市町村に対してヒアリングを行った結果、当補助金に対する要望自体が減少している事実を認識し、その背景に関しても一定の理解を得た。

したがって、意見として記載すべき事項はない。

13. 林業労働者退職金共済制度推進事業費補助金 [No. 857]

担当部署	農林部・林政課	県支出金内訳	県負担
根拠要綱	林業労働者退職金共済制度推進事業費補助金交付要綱		
補助金の行き先	団体/個人	補助パターン	パターンB 1
事業費に対する負担割合	県：1.5/10、市町村：1.5/10～、団体/個人：～7/10 (※)		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	11,498	9,700	10,116

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市		三郷町		吉野町	497
大和高田市		斑鳩町		大淀町	
大和郡山市		安堵町		下市町	
天理市		川西町		黒滝村	577
橿原市		三宅町		天川村	1,046
桜井市		田原本町		野迫川村	482
五條市	698	曾爾村	158	十津川村	1,542
御所市		御杖村	505	下北山村	607
生駒市		高取町		上北山村	565
香芝市		明日香村		川上村	2,088
葛城市		上牧町		東吉野村	598
宇陀市	337	王寺町			
山添村		広陵町			
平群町		河合町		合計	9,700

(※) 県内市町村の掛金負担率は30%～50%であり、一定ではない。

(1) 補助金の概要

①趣旨

当補助金は、林業労働者の退職金の改善を推進し、その福祉の向上を図り、もって林業労働力の確保安定化に資することを目的とする。

②補助金の流れ

林業を業とする団体が、中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）に対して支払った林業労働者退職金の掛金について、市町村がその掛金の15%以上を補助する場合に、県が掛金の15%を当該市町村に対して交付する。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①あるべき補助金の分布状況が不明

概要ヒアリングにおいて林業を業とする団体に雇用されている林業労働者に関するデータを入手しなかった。そのため、団体の所在市町村にかかわらず当補助金が等しく利用されているか否かを判断できず、詳細ヒアリングの対象とした。

(3) 補助金の検討

①県担当者に対するヒアリング

県担当者へヒアリングを実施し、次の回答を得た。

県としては、林業に係る中退共の未加入者数の実数は把握できないが、農業センサス⁷や国勢調査の数値を用いて中退共の加入対象となる林業労働者全体の予測数値を計算し、加入者数をその予測数値で除することによって加入割合を算出して、当補助金の活用状況の把握に利用している。

試算によると、加入者割合は30%強であり、現状では未加入者も多いと考えられることから、市町村との担当課長会議や認定事業体⁸を通じての定期的な制度の周知と利用の促進を図っている。

平成19、20年度について算出した林業労働者の中退共への加入割合は、それ以前の年度よりも2%程度増加しているが、加入割合は依然として低い。ただし、中退共への加入は雇用主の判断に委ねられており、強制的なものではないことから、加入割合をどこまで上昇させれば十分なのかという判断は非常に難しい。

しかし現状で加入割合が十分とは考えておらず、引き続き制度の周知と利用の促進を図っていく必要がある。

②県担当者のヒアリングを受けての補助金の検討

県担当者のヒアリングと資料の閲覧により、当補助金に関する県の認識及び姿勢について確認した。県では市町村や認定事業体への制度の周知を図っているとのことであったが、市町村側ではどのような認識でどのような対応をしているのかについても確認したいと考えた。そこで市町村に対してもヒアリングを実施し、次の回答を得た。

ヒアリング対象とした市町村では、中退共の加入対象となる林業の事業者（雇用者）に対して、直接に制度の周知をしている。また、中退共へ加入している者に対しては、当補助金の申請を行っているかについて確認をとっており、当補助金が十

⁷ 農林業・農山村の実態を把握し、農林業に係る統計的分析及び施策の策定に必要な基礎資料を整備することを目的とする調査である。

⁸ 認定事業体とは、林業労働力の確保の促進に関する法律で、都道府県知事の認定を受けた林業を業として行う事業主のことをいう。

分に利用されているかを確認している。

市町村に対するヒアリングから、市町村においても、制度の周知が図られており、当補助金が有効に活用されるように努めている姿勢がうかがえた。

(4) 意見

県担当者の認識のとおり、当補助金がどこまで利用されれば、十分な状況であると判断できるのか、つまり現在の補助金交付額の分布状況が妥当かどうかについては議論の余地がある。しかしながら、県は当補助金の活用状況の把握のために一定の社会指標を用いて現状を分析し利用促進に努めている。これらの点は評価できるし、少なくとも市町村の財政状況等によって補助金の利用状況の公平性が阻害されている状況にはないと判断した。

したがって、意見として記載すべき事項はない。

14. 森林整備地域活動支援事業補助金 [No. 845]

担当部署	農林部・林政課	県支出金内訳	国庫+県負担
根拠要綱	奈良県森林整備地域活動支援交付金等補助金交付要綱		
補助金の行き先	団体/個人	補助パターン	パターンB 2
補助金に対する負担割合	国：1/2、県：1/4、市町村：1/4		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額（千円）	294,875	238,607	259,580

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市	11,475	三郷町		吉野町	11,054
大和高田市		斑鳩町		大淀町	400
大和郡山市		安堵町		下市町	5,066
天理市		川西町		黒滝村	5,840
橿原市		三宅町		天川村	15,055
桜井市	6,944	田原本町		野迫川村	12,930
五條市	16,319	曾爾村	6,454	十津川村	46,285
御所市	635	御杖村	12,272	下北山村	8,455
生駒市		高取町		上北山村	14,759
香芝市		明日香村		川上村	20,129
葛城市		上牧町		東吉野村	15,382
宇陀市	24,725	王寺町			
山添村	4,428	広陵町			
平群町		河合町		合計	238,607

(1) 補助金の概要

①補助金の趣旨

当補助金は、木材の伐採、造林及び保育等の作業（以下「本施業」という。）を可能にするための、森林の状況を整える維持管理作業を実施する場合に、その実施者を支援することを目的とする。

当補助金は、本施業の計画が定められているかどうかで、補助の対象となる作業が異なる。

具体的には、本施業の計画が定められていない森林については、計画を策定するために必要な「森林情報の収集活動」に対する補助が行われ、既に本施業の計画が作成されている森林については、本施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」及び「歩道の整備等」に対して補助が行われる。

②補助金交付の流れ

当補助金は、森林の維持管理作業を行った者に対して、県及び市町村が一定の負担をすることを条件に、国が補助額の一部を交付するものであり、その負担割合は上記の概要表に記載したとおりである。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

①補助金交付額の偏在性

当補助金を検討するにあたって、まず、森林の維持管理作業は、森林所有者の数に比例すると考えた。

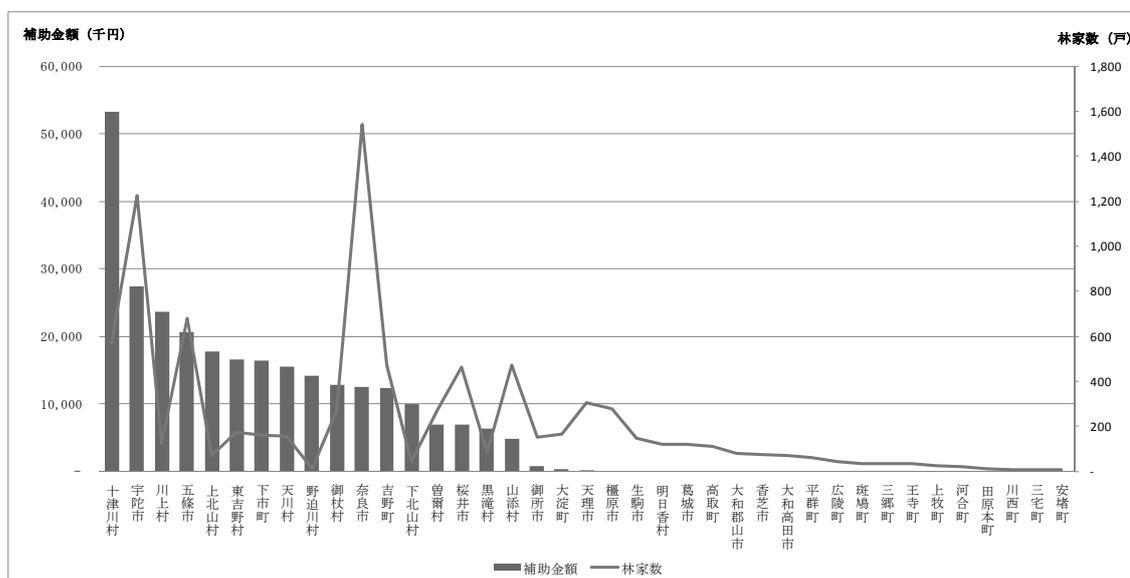
そこで、県内各市町村について、補助金額と林家数との比較を行った。結果は次のとおりである。

【補助金額と林家数の関係】

	補助金額 (千円) (※)	林家数 (戸)	林家数順位	1 林家当たり 補助金 (千円)
十津川村	53,193	570	4	93
宇陀市	27,378	1,226	2	22
川上村	23,603	126	18	187
五條市	20,643	681	3	30
上北山村	17,707	68	26	260
東吉野村	16,570	176	12	94
下市町	16,473	162	14	102
天川村	15,572	158	15	99
野迫川村	14,180	10	36	1,418
御杖村	12,818	269	11	48
奈良市	12,485	1,540	1	8
吉野町	12,403	472	5	26
下北山村	9,969	41	29	243
曾爾村	6,978	270	10	26
桜井市	6,976	463	7	15
黒滝村	6,372	86	22	74
山添村	4,810	470	6	10
御所市	718	150	16	5
大淀町	267	165	13	2
天理市	111	307	8	0
橿原市		277	9	
生駒市		148	17	
明日香村		121	19	
葛城市		119	20	
高取町		112	21	
大和郡山市		78	23	
香芝市		76	24	
大和高田市		70	25	
平群町		59	27	
広陵町		44	28	
斑鳩町		36	30	
三郷町		34	31	
王寺町		33	32	
上牧町		23	33	
河合町		21	34	
田原本町		13	35	
川西町		9	38	
三宅町		9	37	
安堵町		6	39	

※補助金額は平成18～20年度の3年平均である。

【補助金額と林家数の関係（グラフ）】



これによると、補助金額と林家数の関連性が見られず、補助金額を林家数で除した一林家当たり補助金額は、最高で 1,418 千円であり（野迫川村）、最低では 1 千円にも満たない（天理市）など、大きなばらつきがある。

このことから、居住する市町村の違いによって補助金の利用について、不平等が生じていないかどうかを確認したいと考えた。

また、当初の予算額に対して執行率が約 80%と低くなっており、何らかの事情で当補助金が有効利用されていないのではないかと考え、その理由を確認したいと考えた。

（3）補助金の検討

①県担当者に対するヒアリング

県担当者にヒアリングを実施し、次の回答を得た。

<補助金の利用状況の分析について>

林家数の「林家」は、1 ha 以上の森林を所有する者を指す。

1 ha 以上の森林を所有している者であっても、木材の価格低迷等により林業で利益を得ることが困難な状況であるから、本施業だけでなく、森林の維持管理作業自体をも行っていない林家も多い。また、林家には、都市部に居住している者もある。

そのため、林家数としてカウントされている数字と、森林の維持管理作業を行っている者の数との間には、関連性があまりないと考えられる。

本施業の量を指標とすれば、必要な維持管理作業量もある程度は比例すると考え

られるため、例えば伐採届出面積を指標とすれば、本補助金の利用状況について、林家数よりも的確に判断できるはずである。

< 予算と実績の乖離について >

予算と実績の乖離については、当年度予算は、過去の予算と実績の状況を基礎として作成されている。平成 18 年度からの予算と実績の状況は、次のとおりである。

【平成 18 年度以降の予算と実績の状況】 (単位：千円)

年度	予算	実績	執行率
平成 18 年度	318,241	316,231	99.4%
平成 19 年度	310,741	249,890	80.4%
平成 20 年度	294,875	238,607	80.9%
平成 21 年度	259,580	—	—

これによると、執行率は、平成 18 年度については 100% にほぼ近い率であるのに対し、平成 19 年度には制度変更があったこと等から 80.4% に落ち込んでいる。

平成 20 年度予算の作成時点では、執行率がどのように推移するか不明であったため、平成 19 年度予算額よりは少ないものの、平成 18 年度のように申請が多かった場合にもおおむね対応できるような予算額として金額を設定した。

しかし、平成 20 年度についても平成 19 年度と同様の低い執行率で推移したため、平成 21 年度は同様の傾向が続くと予測し、予算額を大幅に切り下げた。

予算と実績の乖離は、森林所有者からの申請面積の多寡に係っているため、県にとって管理可能な差異ではなく、詳細な事情までは把握していないが、当補助金は森林面積に応じた定額助成の補助金であり、制度的な問題で有効利用が妨げられるような理由は見当たらない。また、市町村との予算についての要望ヒアリングにおいて、市町村の財政都合により森林所有者からの補助申請に応えられないなどの事実は無く、居住する市町村の違いにより公平な利用が阻害されているという事情はないと考えている。

②補助金の再検討

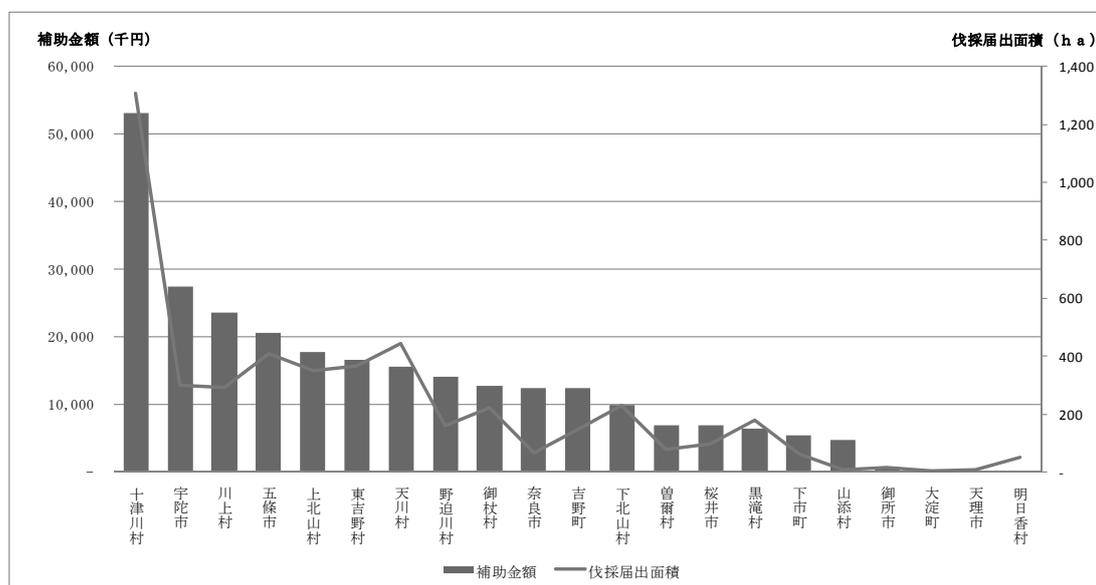
以上のヒアリングを受けて、補助金額と伐採届出面積の関係を検討した結果は次のとおりである。なお、予算の設定については、事務執行状況に不備はないと判断した。

【補助金額と伐採届出面積の関係】

	補助金額 (千円) (※)	伐採届出面積 (h a) (※)	伐採届出順位	伐採届出面積 1 h a 当たり補助金 (千円)
十津川村	53,193	1,307	1	41
宇陀市	27,378	301	6	91
川上村	23,603	294	7	80
五條市	20,643	410	3	50
上北山村	17,707	349	5	51
東吉野村	16,570	366	4	45
天川村	15,572	443	2	35
野迫川村	14,180	161	11	88
御杖村	12,818	222	9	58
奈良市	12,485	65	15	191
吉野町	12,403	148	12	84
下北山村	9,969	230	8	43
曾爾村	6,978	77	14	91
桜井市	6,976	98	13	71
黒滝村	6,372	179	10	36
下市町	5,491	63	16	87
山添村	4,810	10	19	506
御所市	718	15	18	47
大淀町	267	6	21	44
天理市	111	7	20	17
明日香村		51	17	

(※) 補助金額及び伐採届出面積は平成18～20年度の3年平均である。

【補助金額と伐採届出面積の関係 (グラフ)】



これによると、当補助金の金額と伐採届出面積との間には、林家数との関連性よりも、強い関連性が見られたが、宇陀市の補助金額が2番目であるのに対し、伐採届出面積は6番目というように、指標のばらつきが残るところもあったため、県担当者に対して再度のヒアリングを行った。

③県担当者に対する再度のヒアリング

県担当者に対して再度のヒアリングを実施し、次の回答を得た。

当補助金を利用して行われる維持管理作業と本施業は、必ずしも同時期に行われるわけではなく、本施業は将来に行われることが多い。また現在、木材価格の低下により、木材を売却しても利益が出ないため、本施業はあまり行われていないが、所有森林の維持管理は必要であるため、当補助金の利用はある。

例えば宇陀市も同様の状況で、本施業は行われませんが、市内の森林面積が大きく、維持管理が必要な森林は多い。そのため、本施業が行われなくとも、維持管理作業は行う必要があり、当補助金の金額に比べて伐採届出面積が小さくなっていると考えられる。

当補助金の金額と伐採届出面積との関係について、すべての差異の原因が分かるわけではない。しかし、市町村への予算要求ヒアリングの際に、市町村が補助金を活用できているか確認し、補助金に対する要望も聞いている。また、県にも森林組合⁹等と直接の連絡を密に行っている部局があり、当補助金の利用について何か問題があれば、その部局を通じて補助金利用者の要望等が速やかに伝達される体制であるが、当補助金についての改善要望等は受けていない。

そのため、当補助金は有効に活用されていると判断している。

④市町村に対するヒアリング

県担当者に対する再度のヒアリングを実施し、当補助金交付額の偏在性の原因は合理的な理由に基づくものと判断したが、県担当者の認識と市町村の実情に乖離がないことを確かめるため、市町村に対してヒアリングを実施し、次の回答を得た。

当市町村では、林家としてカウントされてはいるが、林業活動自体を行っていない者も多くいることから、補助金額と林家数は必ずしも整合しない。

補助金を受けているのに伐採届出面積が少ないことについては、維持管理活動を行っても、即座にすべての地域で本施業を実施するわけではなく、本施業は将来的に行われることも多いため、維持管理作業と本施業の間に発生した時間的なずれが原因である。

当補助金を利用した維持管理業務は、補助対象事業の共同実施を通じて市町村民の結束を高め、市町村の地域コミュニティ強化に大きく貢献している。市町村としても、当補助金があるからこそ、補助金の交付を通じて森林所有者の地域コミュニティに参加できており、市町村内の林家の状況を把握できているという面がある。

⁹ 森林組合とは、組合員が協同して林業活動を効果的かつ効率的に実施すること目的に、森林組合法に基づいて設立された組織であり、当補助金の主な利用団体である。

また、当補助金は、森林面積に応じた定額助成であるため利用が多い。

これらのことから、当補助金は非常に有用なものであると考えている。このように意義が大きい補助金であるから、地元要望を聞く際に積極的な利用を働きかけしており、申請があれば市町村の負担を厭わずすべて応えるようにしている。

そのため、少なくとも現状においては、必要な者は当補助金を十分に利用していると考えており、特に県に対する要望はない。

(4) 意見

当補助金の予算と実績の乖離は、一部の地域で適切な利用がされていないことに起因するものではないと判断した。県担当者の当補助金に対する認識と市町村の実情は合致しており、当補助金交付額の偏在性の原因は合理的な理由に基づくものであることの理解を得た。

したがって、意見として記載すべき事項はない。

15. 高密度作業路開設事業補助金 [No. 867]

担当部署	農林部・林政課	県支出金内訳	国庫+県負担
根拠要綱	奈良県高密度作業路開設事業補助金交付要綱		
補助金の行き先	団体/個人	補助パターン	パターンB 2
事業費に対する負担割合	国：3/10、県：1/10、市町村、団体/個人：6/10 (※)		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額 (千円)	63,080	60,980	31,079

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市		三郷町		吉野町	1,800
大和高田市		斑鳩町		大淀町	
大和郡山市		安堵町		下市町	1,700
天理市		川西町		黒滝村	1,350
橿原市		三宅町		天川村	8,200
桜井市		田原本町		野迫川村	1,200
五條市	7,500	曾爾村		十津川村	
御所市		御杖村	3,000	下北山村	
生駒市		高取町		上北山村	1,500
香芝市		明日香村		川上村	15,610
葛城市		上牧町		東吉野村	8,100
宇陀市	11,020	王寺町			
山添村		広陵町			
平群町		河合町		合計	60,980

(※) 団体/個人が当補助金を利用する場合は一部負担が求められ、その割合は、市町村ごとに上乗せ補助率が異なるため、市町村により異なる。また、林道に係る補助金とは異なり、当補助金は市町村が利用することはできない。

(1) 補助金の概要

①趣旨

当補助金は、高密度に配置された作業路を整備することにより、利用伐期となった間伐材の搬出を推進し、未活用を含む間伐材の安定供給を図ることを目的とする。

なお、当補助金を利用する団体/個人は、森林組合である。

②補助金交付の流れ

当補助金は、森林組合が行う森林整備のための作業路の開設に対して、国と県と

が合わせて経費の一部を補助金として交付するものであり、その負担割合は上記の概要表に記載したとおりである。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

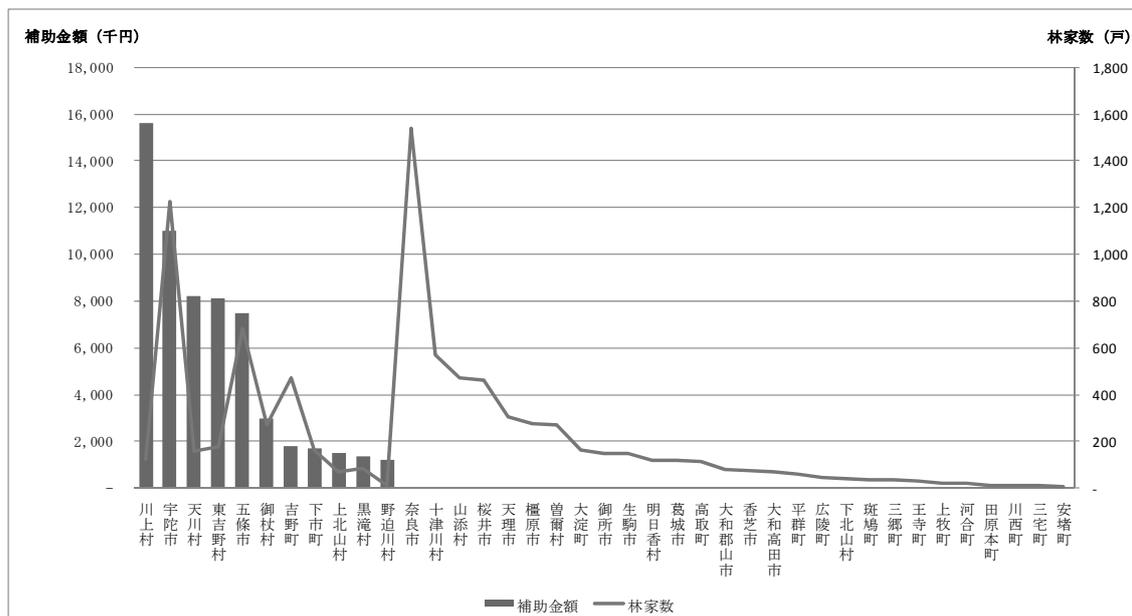
①補助金交付額の偏在性

当初、作業路を必要とする者の数は林家数に比例すると考え、当補助金の金額と林家数の関係について分析を行った。結果は次のとおりである。

【補助金額と林家数の関係】

	補助金額（千円）	林家数（戸）	林家数順位	1 林家当たり 補助金（千円）
川上村	15,610	126	18	124
宇陀市	11,020	1,226	2	9
天川村	8,200	158	15	52
東吉野村	8,100	176	12	46
五條市	7,500	681	3	11
御杖村	3,000	269	11	11
吉野町	1,800	472	5	4
下市町	1,700	162	14	10
上北山村	1,500	68	26	22
黒滝村	1,350	86	22	16
野迫川村	1,200	10	36	120
奈良市		1,540	1	
十津川村		570	4	
山添村		470	6	
桜井市		463	7	
天理市		307	8	
橿原市		277	9	
曾爾村		270	10	
大淀町		165	13	
御所市		150	16	
生駒市		148	17	
明日香村		121	19	
葛城市		119	20	
高取町		112	21	
大和郡山市		78	23	
香芝市		76	24	
大和高田市		70	25	
平群町		59	27	
広陵町		44	28	
下北山村		41	29	
斑鳩町		36	30	
三郷町		34	31	
王寺町		33	32	
上牧町		23	33	
河合町		21	34	
田原本町		13	35	
川西町		9	38	
三宅町		9	37	
安堵町		6	39	

【補助金額と林家数の関係（グラフ）】



これによると、当補助金の金額と林家数の間にはほとんど関連性は見られない。この分析だけでは、補助金が公平に利用されているかが不明であったため、県担当者に対してヒアリングを行った。

(3) 補助金の検討

① 県担当者に対するヒアリング

県担当者へヒアリングを実施し、次の回答を得た。

作業路の開設は、伐採や造林といった森林整備のための準備工程であるため、林家数よりは伐採届出面積との関連が強いと考えられる。

ここで、県南部の急峻な地形を有する地区では、厳しい自然条件の中で壊れにくい作業路が要求されるが、そのためには多額の費用負担が必要となる。

このような条件の地区では、簡易な構造である作業路よりも、より高規格で、より壊れにくい林道での開設を、地元から要望されることもあり、それに応えるため、林道に係る補助金により林道として開設している地区もある。そのため、当補助金は、林道に係る補助金と併せて考える必要がある。

また県は、市町村への予算要求ヒアリング時に当補助金の利用要望や意見を聴取しているが、特に問題は生じていない。加えて、森林組合との密接な連携をとっている部局を通じて、当補助金に対する特段の要望等は出されていない。

何らかの問題があればすぐに把握できる体制を整えているが、現在のところ問題点や改善要望等を出されていないことから、当補助金は必要な者が有効に活用していると判断している。

(4) 意見

同種であることから、林道に係る4つの補助金（16. 補助林道開設事業補助金、林道改築事業補助金、林道環境保全事業補助金、林道舗装事業補助金 [No. 883～886]）と併せて検討することとした。

16. 補助林道開設事業補助金、林道改築事業補助金、林道環境保全事業補助金、林道舗装事業補助金 [No. 883～886]

担当部署	農林部-森林整備課	県支出金内訳	国庫+県負担
根拠要綱	奈良県林道事業補助金交付要綱		
補助金の行き先	市町村、団体/個人	補助パターン	パターンA 2 / B 2
事業費に対する負担割合	国：5 / 10、県：1 / 10、市町村、団体/個人：4 / 10 (※)		

	H20 年度予算	H20 年度決算	H21 年度予算
補助金額 (千円)	344, 303	247, 608	240, 187

H20 年度決算の市町村別交付状況					
奈良市		三郷町		吉野町	
大和高田市		斑鳩町		大淀町	
大和郡山市		安堵町		下市町	
天理市		川西町		黒滝村	
橿原市		三宅町		天川村	5, 760
桜井市		田原本町		野迫川村	98, 835
五條市	600	曾爾村		十津川村	87, 663
御所市		御杖村		下北山村	11, 520
生駒市		高取町		上北山村	18, 432
香芝市		明日香村		川上村	5, 760
葛城市		上牧町		東吉野村	
宇陀市	19, 038	王寺町			
山添村		広陵町			
平群町		河合町		合計	247, 608

(※) 団体/個人が当補助金を利用する場合は一部自己負担が求められ、その割合は市町村により異なる。

(1) 補助金の概要

①補助金の趣旨

当補助金は、市町村又は団体/個人が林道の開設・舗装等を行う場合に、支援を行うことを目的とする。

当補助金が4つに区分されているのは、国の補助事業の区分に従っているため、県の補助金要綱は1つにまとめられている。上記の概要表記載の金額は、この4つの補助金の合計額である。

15. 高密度作業路開設事業補助金[No. 867]の対象となる作業路、及び当補助金の対象となる林道とも、構造規格が各々定められている。

このように構造規格が異なっており、また、補助率についても、高密度作業路開設事業補助金は市町村（団体/個人の負担部分含む）の負担割合が10分の6であるのに対し、当補助金は10分の4であり、当補助金の方が市町村及び団体/個人の負担割合が小さくなっている。

なお、当補助金を利用する団体/個人は、主に森林組合である。

②補助金交付の流れ

当補助金は、市町村や森林組合等が行う林道の開設・改良に対して、県が一定の負担をすることを条件に国が補助額の一部を交付するものであり、その負担割合は上記の概要表に記載したとおりである。

(2) 詳細ヒアリングの対象とした理由

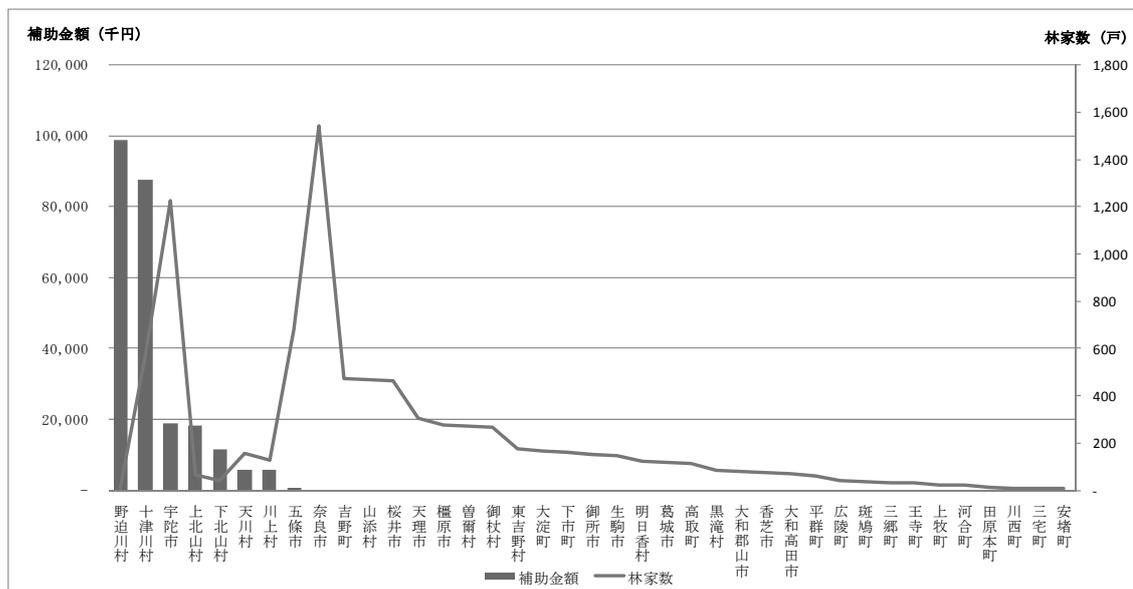
①補助金交付額の偏在性

当補助金についても、高密度作業路開設事業補助金と同じく当初、林道を必要とする者の数は林家数に比例すると考えて分析を行った。結果は次のとおりである。

【補助金額と林家数の関係】

	補助金額（千円）	林家数（戸）	林家数順位	1 林家当たり 補助金（千円）
野迫川村	98,835	10	36	9,884
十津川村	87,663	570	4	154
宇陀市	19,038	1,226	2	16
上北山村	18,432	68	26	271
下北山村	11,520	41	29	281
天川村	5,760	158	15	36
川上村	5,760	126	18	46
五條市	600	681	3	1
奈良市		1,540	1	
吉野町		472	5	
山添村		470	6	
桜井市		463	7	
天理市		307	8	
橿原市		277	9	
曾爾村		270	10	
御杖村		269	11	
東吉野村		176	12	
大淀町		165	13	
下市町		162	14	
御所市		150	16	
生駒市		148	17	
明日香村		121	19	
葛城市		119	20	
高取町		112	21	
黒滝村		86	22	
大和郡山市		78	23	
香芝市		76	24	
大和高田市		70	25	
平群町		59	27	
広陵町		44	28	
斑鳩町		36	30	
三郷町		34	31	
王寺町		33	32	
上牧町		23	33	
河合町		21	34	
田原本町		13	35	
川西町		9	38	
三宅町		9	37	
安堵町		6	39	

【補助金額と林家数の関係（グラフ）】



これによると、当補助金の金額と林家数との間に、ほとんど関連性が見られない。そのため、当補助金が有効に利用されているかについて、この分析によっては判断できなかった。

また、予算の執行率が72%と低いことについては、県の予算の設定方法に問題があったのではないかと考え、執行残の発生は補助金が有効に活用されなかったことを原因としているのではないかと考え、その要因を確認したいと考えた。

(3) 補助金の検討

① 県担当者に対するヒアリング

県担当者へヒアリングを実施し、次の回答を得た。

<目安となるデータ>

林道は、林業活動が盛んなところほど多く利用されるものである。

林家数は森林所有者の数であり、その数が多いからといって林業活動が盛んであるとは言えない。林業活動がどのくらい盛んかをみる社会指標の例としては伐採届出面積が挙げられ、林家数よりは当補助金の金額との関連性が強いと考えられる。

ただし、既に林道が整備されており、伐採のために林道の開設や改良を行う必要がないところもあるため、林道の開設・改良に係る当補助金の金額と伐採届出面積との間にそれほど強い関連性があるわけでもなく、1つの目安となる程度である。

<予算の設定>

平成20年度の予算の執行残が100百万円に上り、執行率が72%にとどまっている理由は、市町村が当年度に予定していた事業を繰り越したことによるものである。

その全額が次年度以降の繰越事業として執行される予定であり、予算の設定に問題はなく、また予算が余ったわけでもない。

②補助金額の合計と伐採届出面積の関係について

当補助金の利用状況の把握については、伐採届出面積が1つの目安となりうる、という県担当者の見解により、これを指標として分析をした結果は次のとおりである。

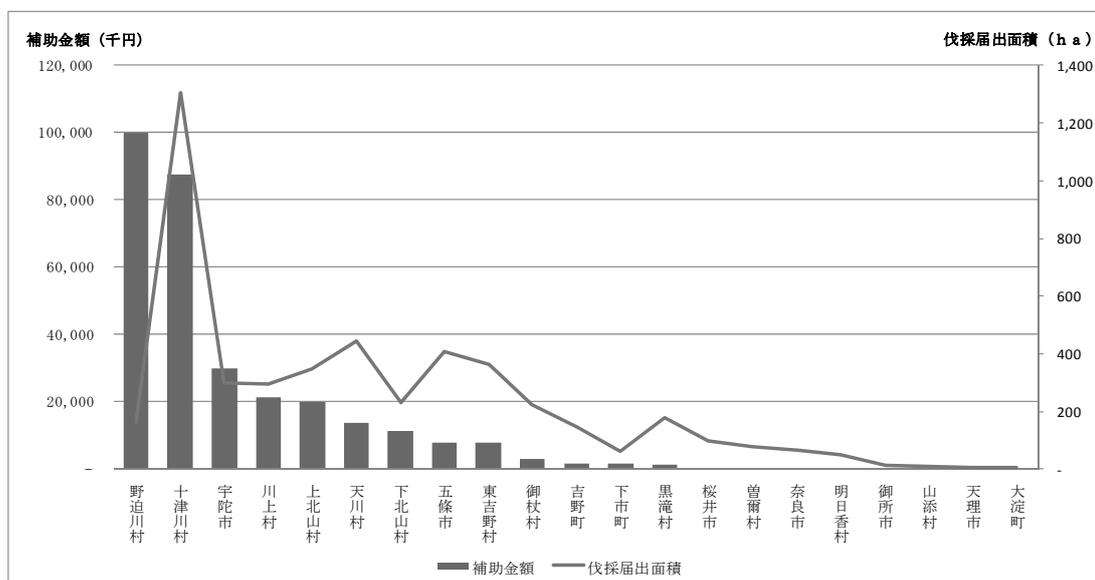
この際に、15. 高密度作業路開設事業補助金[No. 867]との合計金額を用いて分析すべきである、との県担当者の助言に従い、合計金額での分析を行った。

なお、予算の執行残が生じたことについては、県の予算設定に問題があったのではなく、執行残の発生原因も不合理な理由によるものではないと判断した。

【補助金合計額と伐採届出面積の関係】

	補助金 合計額 (千円)	伐採届 (ha)	伐採届出面積順位	伐採届出面積1ha あたり補助金 (円)
野迫川村	100,035	161	11	621,335
十津川村	87,663	1,307	1	67,072
宇陀市	30,058	301	6	99,860
川上村	21,370	294	7	72,687
上北山村	19,932	349	5	57,112
天川村	13,960	443	2	31,512
下北山村	11,520	230	8	50,087
五條市	8,100	410	3	19,756
東吉野村	8,100	366	4	22,131
御杖村	3,000	222	9	13,514
吉野町	1,800	148	12	12,162
下市町	1,700	63	16	26,984
黒滝村	1,350	179	10	7,542
桜井市		98	13	
曾爾村		77	14	
奈良市		65	15	
明日香村		51	17	
御所市		15	18	
山添村		10	19	
天理市		7	20	
大淀町		6	21	

【補助金合計額と伐採届出面積の関係（グラフ）】



当補助金と高密度作業路開設事業補助金の合計金額で分析すると、県担当者の説明どおり、補助金額と伐採届出面積との間にある程度の相関関係が見て取れる。しかし野迫川村については、この分析が精緻なものではないとしても、補助金額と伐採届出面積が明らかに連動していない。

また、この分析による情報だけでは、当補助金が何らかの事情により有効活用されていない場合があるかについて判断することができない。

そこで、これらの点について確認したいと考え、県担当者に対する再度のヒアリングを行った。

③県担当者に対する再度のヒアリング

県担当者に対して再度ヒアリングを実施し、次の回答を得た。

野迫川村は北股弓手原線という地域の生活道路としての側面もある林道の整備に当補助金を利用している。北股弓手原線の整備は、林業振興を主目的とするが、付随的に生活基盤整備の目的も含まれるため、通常的林道とは若干性質が異なる。そのため、野迫川村の当補助金については、控除して考える方が良い。

また、県担当者は市町村の予算要求ヒアリングにおいて当補助金の利用についての報告を受けるが、利用のない市町村から当補助金を有効に活用できていないという状況の報告はない。加えて、森林組合等との連携を密にとっている部局からも当補助金について改善の要望等は受けていない。

県は、当補助金の事務執行状況や制度に何らかの問題点があれば、情報を適時に把握できる体制を整えていると考えているが、特に改善要望等の情報を入手していないことから、当補助金は必要とする市町村及び森林組合等が有効に活用している

と判断している。

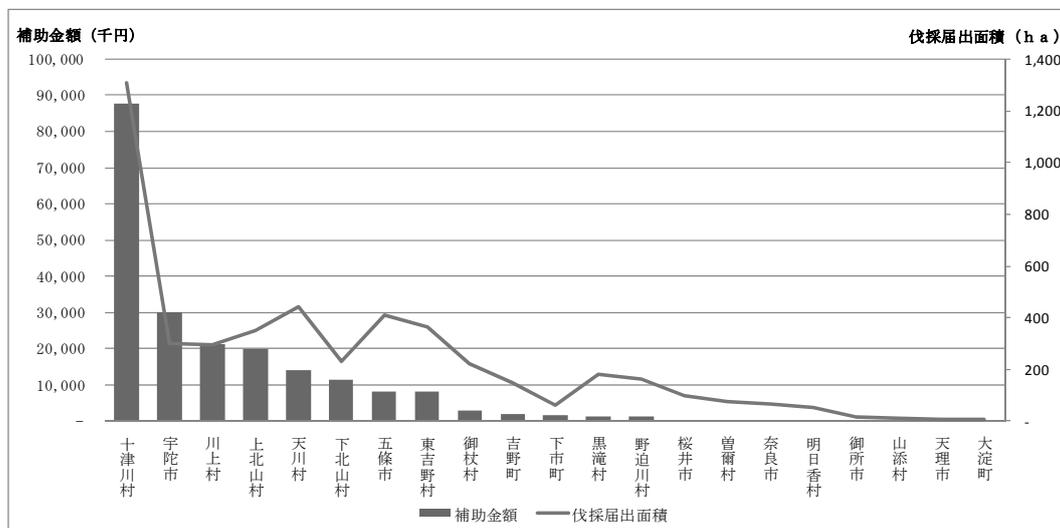
④県担当者に対する再度のヒアリングを受けての検討

県担当者に対する再度のヒアリングの内容を受けて、野迫川村の当補助金の金額を控除して分析した結果は次のとおりである。

【市村事業控除後の補助金合計額と伐採届出面積の関係】

	補助金額（千円）	伐採届（ha）	伐採届出面積順位	伐採届出面積1ha 当たり補助金（円）
十津川村	87,663	1,307	1	67,072
宇陀市	30,058	301	6	99,860
川上村	21,370	294	7	72,687
上北山村	19,932	349	5	57,112
天川村	13,960	443	2	31,512
下北山村	11,520	230	8	50,087
五條市	8,100	410	3	19,756
東吉野村	8,100	366	4	22,131
御杖村	3,000	222	9	13,514
吉野町	1,800	148	12	12,162
下市町	1,700	63	16	26,984
黒滝村	1,350	179	10	7,542
野迫川村	1,200	161	11	7,453
桜井市		98	13	
曾爾村		77	14	
奈良市		65	15	
明日香村		51	17	
御所市		15	18	
山添村		10	19	
天理市		7	20	
大淀町		6	21	

【野迫川村の林道補助金を控除した後の補助金合計額と伐採届出面積の関係】



県担当者の説明どおり、野迫川村の林道補助金を控除すれば、補助金額と伐採届出面積の増減は、より関連の強い動きとなる。この結果とヒアリングの内容とを勘案して、県担当者は当補助金の利用状況を適切に把握しているとの印象を受けた。

また、市町村に対してもヒアリングを実施したが、県は当補助金の申請にはすべて応えており、利用に係る協議も十分に行われているとの説明を受けた。

(4) 意見

当補助金について、県担当者及び市町村に対してヒアリングを行った結果、予算と実績の乖離は、補助金が適切に利用されていないことに起因するものではないと判断した。

また、当補助金の分布状況は合理的な理由に基づくものであると判断した。

したがって、意見として記載すべき事項はない。

参考 概要ヒアリング補助金一覧（1／9）

番号	22	74	78	81	99	100	130	178	199	225
部局名	01_総務部	01_総務部	01_総務部	01_総務部	02_地域振興部	02_地域振興部	03_文化観光局	05_福祉部	05_福祉部	05_福祉部
課名	消防救急課	情報システム課	情報システム課	情報システム課	市町村振興課	市町村振興課	観光振興課	福祉政策課	福祉政策課	障害福祉課
補助金・交付金・負担金名	消防力強化支援事業補助金	山間地域ケーブルテレビ施設整備事業	携帯電話等エリア整備事業補助金（当初+補正）	ケーブルテレビ施設整備助成交付金	奈良県地域活性化事業総合補助金	活力あふれる市町村応援補助金	奈良県地域の観光力向上応援補助金	奈良県人によさしい鉄道駅整備事業補助金	生活保護法第73条県費負担金	市町村地域生活支援事業費補助金
H20予算額 （単位：千円）	20,000	84,720	115,391	19,029	240,000	38,000	50,000	40,000	159,651	207,000
H20決算額 （単位：千円）	18,627	60,087	61,845	19,029	194,209		31,869	7,215	148,051	208,252
H21予算額 （単位：千円）	20,000		613,020	55,094		212,000	100,000	10,000	160,457	233,000
根拠要綱等	消防力強化支援事業補助金交付要綱	奈良県山間地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金交付要綱	奈良県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要綱	奈良県山間地域ケーブルテレビ施設整備事業償還金助成交付金交付要綱	奈良県地域活性化事業総合補助金交付要綱	活力あふれる市町村応援補助金交付要綱	奈良県地域の観光力向上応援補助金交付要綱	奈良県人によさしい鉄道駅整備事業補助金交付要綱	生活保護法第73条県費負担金交付要綱	地域生活支援事業費等補助金交付要綱
県支出金内訳	a. 県単	c. 国庫(+県負担)	c. 国庫(+県負担)	a. 県単	a. 県単	a. 県単	a. 県単	c. 国庫(+県負担)	a. 県単	c. 国庫(+県負担)
補助金等のパターン	A1	B3	A2	A1	A1	A1	A1	B3	A1	A3
補助金等の行き先	市町村等	団体/個人	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	団体/個人	市町村等	市町村等
負担割合	国	★1/4	★2/3					★1/3		★1/2
	県	★1/3 4.5/10	★1/8		★1/4	★1/3~3/4	★1/3~3/4	★県1/3・1/2・2/3	★10/10	★1/4
	市町村	★2/3 5.5/10	★1/8	★1/3	★1/4	★1/4~2/3	★1/4~2/3	★市町村または広域連携組	★1/6	★1/4
	その他		★1/2		★1/2				★1/3	
H20年度市町村別交付額										
集計不可							○			
奈良市					105,833		11,541			67,700
大和高田市					2,061				24,440	12,783
大和郡山市					1,904				29,073	17,244
天理市									13,145	9,107
橿原市	3,546				16,079		1,916		18,004	16,622
桜井市	1,468						600		7,757	8,715
五條市		60,087							3,767	4,876
御所市					2,265				27,462	3,336
生駒市	1,684				1,502		483		5,637	13,196
香芝市									2,158	5,532
葛城市	3,450								15,907	4,971
宇陀市					2,069					3,826
山辺郡										728
山添村										2,281
平群町	1,468				4,000					2,485
三郷町					3,000					4,813
斑鳩町										1,075
安堵町										795
川西町										1,070
三宅町							992			5,795
田原本町										28
宇陀郡					10,442					116
曾爾村										1,222
御杖村										420
高市郡										2,920
高取町										2,124
明日香村					12,075					3,663
上牧町					1,000					2,381
王寺町					2,498		3,000			1,543
広陵町							650			4,534
河合町							3,000			820
吉野郡			14,043							151
吉野町										228
大淀町	1,204									0
下市町										615
黒滝村	2,261									8
天川村										42
野迫川村										282
十津川村			16,095	19,029	9,481		750		701	205
下北山村										
上北山村								2,664		
川上村					20,000					
東吉野村			31,707					2,216		
その他1(市町村等)	3,546							1,200		
その他2										
合計	18,627	60,087	61,845	19,029	194,209		31,869		148,051	208,252

参考 概要ヒアリング補助金一覧（2／9）

番号	235	300	306	307	308	309	310	311	318	322	
部局名	05_福祉部	05_福祉部	05_福祉部	05_福祉部	05_福祉部	05_福祉部	05_福祉部	05_福祉部	05_福祉部	06_こども家庭局	
課名	障害福祉課	保険福祉課	保険福祉課	保険福祉課	保険福祉課	保険福祉課	保険福祉課	保険福祉課	保険福祉課	こども家庭課	
補助金・交付金・負担金名	障害者自立支援特別対策事業	国保直営診療所整備補助金(国庫分)	老人医療費助成事業	乳幼児医療費助成事業	心身障害者医療費助成事業	母子医療費助成事業	重度心身障害老人等医療費助成事業	福祉医療費市町村助成事務費	老人保健医療給付事業	児童手当負担金	
H20予算額(単位:千円)	736,058	6,376	181,000	793,000	651,000	305,000	430,000	32,851	803,000	2,662,518	
H20決算額(単位:千円)	697,661	6,186	145,449	725,072	543,757	272,701	456,133	30,369	865,416	2,650,174	
H21予算額(単位:千円)	367,038	14,931	82,000	639,000	611,000	279,000	447,000	29,652		2,645,884	
根拠要綱等	障害者自立支援特別対策事業補助金交付要綱	医療施設等施設(設備)整備費補助金交付要綱、奈良県保健施設整備事業補助金交付要綱	奈良県老人医療費助成事業補助金交付要綱	奈良県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱	奈良県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱	奈良県母子医療費助成事業補助金交付要綱	奈良県重度心身障害老人等医療費助成事業補助金交付要綱	奈良県福祉医療費助成事務費補助金交付要綱	老人医療給付費費負担金交付要綱		
県支出金内訳	c. 国庫(十県負担)	c. 国庫(十県負担)	a. 県単	a. 県単	a. 県単	a. 県単	a. 県単	a. 県単	c. 国庫(十県負担)	c. 国庫(十県負担)	
補助金等のパターン	A2/B2/D2	A2	A1	A1	A1	A1	A1	A1	A3	A3	
補助金等の行き先	市町村等及び団体/個人	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	
負担割合	国		★1/2						★1/3		
	県	★省略		★1/2	★1/2	★1/2	★1/2	★1/2	★1/12	★省略	
	市町村		★1/2	★1/2	★1/2	★1/2	★1/2	★1/2	★1/12		
	その他								★1/2		
H20年度市町村別交付額											
集計不可											
奈良市	66,465		24,150	177,874	125,400	67,500	128,576	7,540	198,901	621,148	
大和高田市	8,505		6,360	29,107	30,250	17,978	24,721	1,552	39,670	140,035	
大和郡山市	20,011		13,767	46,340	33,054	19,346	29,195	2,225	49,459	170,748	
天理市	16,186		8,064	37,263	28,415	11,465	19,540	1,643	45,777	156,491	
橿原市	25,124		5,969	68,327	45,205	32,086	41,741	2,839	63,363	258,057	
桜井市	16,150		8,035	35,937	25,258	15,289	19,319	1,395	39,703	127,678	
五條市	12,679		13,523	12,616	21,593	6,698	15,334	578	29,073	66,617	
御所市	9,913		6,511	14,838	14,839	5,844	12,680	573	28,249	51,877	
生駒市	10,367		4,555	66,780	35,849	13,922	21,597	2,440	54,142	209,441	
香芝市	6,236		4,398	52,292	22,770	15,370	20,643	1,916	29,126	181,021	
葛城市	4,310		3,104	23,827	16,345	7,802	9,614	858	19,171	80,593	
宇陀市	15,722		7,576	11,330	16,652	5,490	13,150	580	32,794	54,414	
山辺郡	10,003		360	1,079	1,749	140	2,087	25	4,717	5,825	
生駒郡	平群町	1,440		2,895	9,578	6,104	3,803	6,971	446	19,321	31,640
	三郷町	5,348		3,176	14,451	10,440	4,424	8,013	596	14,025	43,606
	斑鳩町	2,595		1,737	18,894	8,395	5,948	7,817	640	18,001	50,531
	安堵町	532		1,548	3,578	2,754	1,562	2,908	142	7,647	13,570
磯城郡	川西町	2,114		1,496	4,370	3,846	1,354	2,959	197	5,248	17,526
	三宅町	4,288		452	4,038	4,104	1,502	2,553	148	7,518	12,333
	田原本町	2,751		3,867	19,007	12,752	6,192	9,496	664	20,598	63,515
宇陀郡	曾爾村	1,820	2,030	703	322	1,045	282	607	21	2,493	1,840
	御杖村	2,003	1,837	822	358	961	171	1,051	26	3,530	2,695
高市郡	高取町	2,029		1,655	2,883	3,324	925	3,866	141	7,565	11,850
	明日香村	459		1,212	1,932	3,879	743	3,960	81	6,658	8,880
北葛城郡	上牧町	4,158		1,930	13,017	12,332	6,365	5,202	526	11,944	52,490
	王寺町	2,335		2,598	12,904	6,698	4,100	5,663	538	10,869	38,683
	広陵町	2,006		1,898	18,109	11,946	5,741	8,838	725	15,193	67,819
	河合町	3,528		1,291	8,493	8,812	2,865	5,036	331	10,600	31,066
吉野郡	吉野町	957		2,170	1,775	6,117	646	4,933	139	15,493	11,206
	大淀町	7,532		3,650	9,050	11,499	4,783	6,640	527	22,175	40,261
	下市町	1,219		1,431	1,678	4,065	1,216	4,140	132	8,018	10,204
	黒滝村	120		230	241	1,183	173	176	15	1,327	1,138
	天川村	490		734	480	1,033	33	910	35	2,933	2,326
	野迫川村			281	72	59	31	46	4	1,326	447
	十津川村	171	324	1,591	812	2,904	348	1,894	54	4,964	6,363
	下北山村	1,063		312	371	305	201	888	6	1,431	1,891
	上北山村		1,995	184	51	268	85	166	7	1,812	434
	川上村	159		492	372	617	149	1,392	26	4,563	1,066
東吉野村	225		721	627	937	129	1,811	38	6,119	2,849	
その他1(市町村等)											
その他2	426,648										
合計	697,661	6,186	145,449	725,072	543,757	272,701	456,133	30,369	865,416	2,650,174	

参考 概要ヒアリング補助金一覧（3／9）

番号	325	328	340	341	350	355	356	360	361	364
部局名	06_こども家庭局	06_こども家庭局	06_こども家庭局	06_こども家庭局	06_こども家庭局	06_こども家庭局	06_こども家庭局	06_こども家庭局	06_こども家庭局	06_こども家庭局
課名	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課
補助金・交付金・負担金名	放課後児童健全育成事業費補助金	放課後児童クラブ施設整備費補助事業	放課後児童健全育成事業費補助金(B)	放課後児童クラブ等機能強化事業	保育所運営費	2歳未満児保育事業費補助金	一時保育事業費補助	地域子育て支援拠点事業費補助	病児・病後児保育事業費補助	障害児保育受入促進事業費補助
H20予算額(単位:千円)	261,940	34,766	20,005	8,550	762,629	20,191	43,470	140,696	31,250	29,700
H20決算額(単位:千円)	283,894	26,115			786,810	21,437	36,704	127,760	47,959	28,950
H21予算額(単位:千円)	267,828	114,230	50,401		788,426	12,234	36,936	125,223	47,976	31,400
根拠要綱等	放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱	児童厚生施設等整備費補助金交付要綱	放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱	放課後児童クラブ等機能強化事業費補助金交付要綱	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について	2歳未満児保育実施事業費補助金交付要綱	保育対策等促進事業費補助金交付要綱	地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱	保育対策等促進事業費補助金交付要綱	障害児保育受入促進事業費補助金交付要綱
県支出内訳	c. 国庫(十県負担)	c. 国庫(十県負担)	c. 国庫(十県負担)	a. 県単	c. 国庫(十県負担)	a. 県単	c. 国庫(十県負担)	c. 国庫(十県負担)	c. 国庫(十県負担)	a. 県単
補助金等のパターン	A2	A2	A2	A1	A3	A1	A2	A2	A2	A1
補助金等の行き先	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等
負担割合	国	★1/3	★1/3	★1/3		★1/2		★1/3	★1/3	★1/3
	県	★1/3	★1/3	★1/3	★1/2	★1/4	★1/2	★1/3	★1/3	★1/3
	市町村	★1/3	★1/3	★1/3	★1/2	★1/4	★1/2	★1/3	★1/3	★1/3
	その他									
H20年度市町村別交付額										
集計不可										
奈良市										
大和高田市	16,499				50,464	1,386	2,160	9,112		3,600
大和郡山市	17,860				27,615	1,968		7,360		
天理市	23,691	1,116			72,183	1,850	4,680	7,701	5,880	6,500
橿原市	33,390	8,333			130,385	2,461	6,840	8,234	7,448	4,050
桜井市	21,529				48,089	1,461	180	8,532	7,297	9,400
五條市	6,716				18,662	563	180			
御所市	13,125				31,704	335	900	1,717		
生駒市	37,544	8,333			94,890	2,316	2,340	6,793	6,273	
香芝市	24,291	8,333			63,619	2,156	7,200	8,234	4,527	1,800
葛城市	7,842				39,407	885	360	1,717		
宇陀市	6,025				7,878	445	1,080	10,796		
山辺郡	1,333									
生駒郡	11,648				1,194	307	1,620	5,330		900
斑鳩町	4,905				39,268	397	720	4,990		
安塔町	4,787				6,048	649	900	2,490		900
川西町	4,447				697	262				
三宅町	3,191				8,572	147		4,990		
田原本町	8,812				21	132	180	4,990		
曾爾村	1,074				34,429	836	2,340	4,990	10,407	
御杖村								2,903		
高取町								1,717		
明日香村					8,290	71	46	1,700		
上牧町	4,764				5,653	32	33	1,717		
王寺町	9,768				10,036	525		4,088		900
広陵町	9,221				30,157	432	3,420	2,411	1,600	
河合町	4,251				19,300	837	85	1,211		900
吉野郡					2,022	405		1,717		
吉野町					2,954	156				
大淀町	6,033				26,414	283	1,440	5,330	4,527	
下市町	1,148				6,339	109		1,717		
黒滝村					444					
天川村					76	10				
野迫川村										
十津川村										
下北山村								2,370		
上北山村										
川上村								2,903		
東吉野村						21				
その他1(市町村等)										
その他2										
合計	283,894	26,115			786,810	21,437	36,704	127,760	47,959	28,950

参考 概要ヒアリング補助金一覧（４／９）

番号	365	371	394	396	422	423	424	436	452	494
部局名	06_こども家庭局	06_こども家庭局	07_健康安全局	07_健康安全局	07_健康安全局	07_健康安全局	07_健康安全局	07_健康安全局	07_健康安全局	08_くらし創造部
課名	こども家庭課	こども家庭課	地域医療連携課	地域医療連携課	健康増進課	健康増進課	健康増進課	健康増進課	消費・生活安全課	人権施策課
補助金・交付金・負担金名	病児・病後児保育事業費補助B	安心子育て支援対策事業	病院群輪番制病院設備費補助金	産婦人科病院群輪番制運営費補助金	精神障害者医療費助成事業補助金	妊娠判定受診料補助金	妊婦健康診査支援事業補助金	奈良県健康増進事業費補助金	市町村消費者行政活性化交付金	隣保館運営等事業補助金
H20予算額(単位:千円)	36,610		10,853	14,157	24,257	3,547	62,850	103,415		433,301
H20決算額(単位:千円)			10,780	12,848	40,653	136	1,062	32,687		412,868
H21予算額(単位:千円)		396,531	14,000	18,423	41,217	2,024	377,094	51,803	33,000	424,645
根拠要綱等	保育対策等促進事業費補助金交付要綱	安心子育て支援対策事業費補助金交付要綱	救急医療施設・設備整備費補助金交付要綱	産婦人科病院一次輪番制参加病院運営費補助金交付要綱	精神障害者医療費助成事業補助金交付要綱	妊娠判定受診料補助事業実施要綱	妊婦健康診査支援事業補助金交付要綱	健康増進事業費補助金交付要綱	市町村消費者行政活性化助成事業交付金交付要綱	隣保館運営等事業補助金交付要綱
県支出金内訳	c. 国庫(十県負担)	a. 県単	c. 国庫(十県負担)	a. 県単	a. 県単	a. 県単	c. 国庫(十県負担)	c. 国庫(十県負担)	c. 国庫(十県負担)	c. 国庫(十県負担)
補助金等のパターン	A2	A1	B2	A1/D1	A1	A1	A2	A2	A2	A2
補助金等の行き先	市町村等	市町村等	市町村等及び団体/個人	市町村等及び団体/個人	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等
負担割合	国	★1/3	1/3				★1/2	★1/3	★10/10	2/3
	県	★1/3	★省略	1/3	★10/10	★1/2	★1/2	★1/3		1/3
	市町村	★1/3		1/3		★1/2	★1/2	★1/3		
	その他									
H20年度市町村別交付額										
集計不可										
奈良市				7,267	9,994	15		11,086		
大和高田市					3,394	46		1,517		32,155
大和郡山市					2,953			1,685		38,830
天理市					1,691	29		746		29,070
橿原市			10,780		3,916	5		2,785		22,542
桜井市					1,955	2		981		31,045
五條市					1,338	14	162	1,039		17,774
御所市					469			721		70,953
生駒市					2,426			1,409		9,964
香芝市					1,808			1,932		
葛城市					805			679		
宇陀市					1,628	10		750		34,645
山辺郡					149		45	282		
生駒郡	平群町				605	6		541		8,358
	三郷町				752			645		10,409
	斑鳩町				618		238	470		
	安塔町				233			702		6,788
磯城郡	川西町				157			132		18,498
	三宅町				62			184		13,304
	田原本町				753	3		146		9,964
宇陀郡	曾爾村				23			83		6,560
	御杖村				74		19	355		
高市郡	高取町				240			77		4,878
	明日香村				102	3		429		
北葛城郡	上牧町				819	3		234		9,502
	王寺町				777		541	768		
	広陵町				406			715		
	河合町				478			185		11,128
	吉野町				431		28	40		13,003
吉野郡	大淀町				973			284		13,498
	下市町				161			349		
	黒滝村				47			27		
	天川村				34			38		
	野迫川村							43		
	十津川村				256			136		
	下北山村				38		2	104		
	上北山村				20			60		
	川上村				35		27	187		
	東吉野村				33			141		
その他 1 (市町村等)										
その他 2				5,581						
合計			10,780	12,848	40,653	136	1,062	32,687		412,868

参考 概要ヒアリング補助金一覧（5／9）

番号	502	507	513	514	562	563	797	798	799	802
部局名	09_景観・環境局	09_景観・環境局	09_景観・環境局	09_景観・環境局	10_商工労働部	10_商工労働部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部
課名	環境政策課	廃棄物対策課	廃棄物対策課	廃棄物対策課	商工課	商工課	耕地課	耕地課	耕地課	耕地課
補助金・交付金・負担金名	奈良県浄化槽設置事業補助金	特定産業廃棄物処理対策事業補助金	地域環境対策支援事業	指定有害廃棄物支障除去支援事業補助金	御所市産業振興センター事業費補助金	宇陀市公共下水道前処理場維持管理費補助金	団体営中山間地域総合整備事業補助	むらづくり交付金補助	農業集落排水事業補助	水と農地活用促進事業補助
H20予算額 (単位：千円)	71,530	15,178	6,200	43,000	10,000	21,075	15,200	133,367	302,495	88,561
H20決算額 (単位：千円)	53,883	8,407	3,555	23,219	10,000	21,075	15,200	129,628	230,992	64,760
H21予算額 (単位：千円)	70,402	11,437	15,000		10,000	21,533	15,458	154,844	134,330	76,150
根拠要綱等	奈良県浄化槽設置事業補助金交付要綱	特定産業廃棄物処理対策事業補助要綱	地域環境対策支援事業補助要綱	指定有害廃棄物支障除去支援事業補助要綱	御所市産業振興センター事業費補助金交付要綱	宇陀市公共下水道前処理場維持管理費補助金交付要綱	奈良県土地改良事業補助金交付要綱	奈良県土地改良事業補助金交付要綱	奈良県土地改良事業補助金交付要綱	奈良県土地改良事業補助金交付要綱
県支出金内訳	c. 国庫(十県負担)	a. 県単	a. 県単	a. 県単	a. 県単	a. 県単	b. 国庫+県単+乗せ	b. 国庫+県単+乗せ	c. 国庫(十県負担)	a. 県単
補助金等のパターン	B3	A1	A1	A1	A1	A1	A2	A2	A2	A1
補助金等の行き先	団体/個人	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等
負担割合	国	1/3					★55/100	★50/100	★1/2	
	県	1/3	★1/2	★2/3, 1/2	★1/2	★9/10	★1/2	★10/100	★5/100	★3/10
	市町村	1/3	★1/2	★1/3, 1/2	★1/2	★1/10	★1/2	★35/100	★45/100	★4/10
	その他									★3/10
H20年度市町村別交付額										
集計不可										
奈良市 6,175 23,219 193,242 4,070										
大和高田市										
大和郡山市 28,472 5,550										
天理市 14,298 10,930										
橿原市 4,683 12,680										
桜井市 1,756 987 7,460										
五條市 6,760 15,200										
御所市 1,356 921 10,000										
生駒市 9,113										
香芝市 579 452										
葛城市										
宇陀市 6,109 4,500 913 21,075 61,050 9,720										
山辺郡 山添村 1,712										
生駒郡 平群町 2,154										
三郷町 153										
斑鳩町 2,403										
安塔町 846										
川西町										
磯城郡 三宅町										
田原本町 53 25,808 4,070										
宇陀郡 曾爾村 1,453										
御杖村 1,022										
高市郡 高取町 1,325										
明日香村										
北葛城郡 上牧町 973										
王寺町										
広陵町										
河合町										
吉野郡 吉野町 2,612 192										
大淀町 1,657 37										
下市町 1,187 480										
黒滝村 450										
天川村										
野迫川村										
十津川村 2,282										
下北山村 359										
上北山村										
川上村										
東吉野村 1,121										
その他1(市町村等)										
その他2										
合計 53,883 8,407 3,555 23,219 10,000 21,075 15,200 129,628 230,992 64,760										

参考 概要ヒアリング補助金一覧（6／9）

番号	811	814	821	824	826	830	839	845	854	857	
部局名	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	
課名	耕地課	耕地課	耕地課	耕地課	耕地課	担い手・農地活用対策課	担い手・農地活用対策課	林政課	林政課	林政課	
補助金・交付金・負担金名	基盤整備促進事業補助金	基幹水利施設管理事業補助	団体営ため池整備事業補助	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	農地及び農業用施設災害復旧事業市町村補助(過年災害)	中山間地域等直接支払交付金	遊休農地解消活動支援事業	森林整備地域活動支援事業補助金	山村振興等農林漁業対策事業補助金	林業労働者退職金共済制度推進事業費補助金	
H20予算額(単位:千円)	85,366	45,938	22,990	24,000	11,740	254,445	3,211	294,875	50,048	11,498	
H20決算額(単位:千円)	59,542	43,068	16,335	24,000	24,557	256,116	2,739	238,607	50,048	9,700	
H21予算額(単位:千円)	61,480	42,463	3,025	24,000	5,500	245,043	2,825	259,580	47,841	10,116	
根拠要綱等	奈良県土地改良事業補助金交付要綱	基幹水利施設管理事業実施要綱	奈良県土地改良事業補助金交付要綱	土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱	農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱	奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱	奈良県農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱	奈良県森林整備地域活動支援交付金等補助金交付要綱	奈良県山村振興等農林漁業対策事業補助金交付要綱	林業労働者退職金共済制度推進事業費補助金交付要綱	
県支出金内訳	b. 国庫+県単+乗せ	c. 国庫(+県負担)	c. 国庫(+県負担)	c. 国庫(+県負担)	c. 国庫(+県負担)	c. 国庫(+県負担)	a. 県単	c. 国庫(+県負担)	b. 国庫+県単+乗せ	a. 県単	
補助金等のパターン	A2	A2	A2	A2	A2	B2	B3	B2	A2/B2	B1	
補助金等の行き先	市町村等	市町村等	市町村等	団体/個人	市町村等	団体/個人	団体/個人	団体/個人	市町村等または団体/個人	団体/個人	
負担割合	国	★50/100	★3/10	★5/10	★3/10	★94/100	1/2, 1/3	1/2	1/2	★45/100	★15/100
	県	★5/100	★3/10	★1/10	★3/10		1/4, 1/3	1/4	1/4	★10/100	★15/100~
	市町村	★5/100	★2/10	★3/10	★4/10	★5/100	1/4, 1/3	1/4	1/4	★45/100	★~70/100
	その他		★2/10	★1/10		★1/100					
H20年度市町村別交付額											
集計不可											
奈良市											
大和高田市											
大和郡山市											
天理市											
橿原市											
桜井市											
五條市											
御所市											
生駒市											
香芝市											
葛城市											
宇陀市											
山辺郡	山添村	21,778			1,121	20,045		4,428			
生駒郡	平群町										
	三郷町										
	斑鳩町										
	安塔町										
磯城郡	川西町										
	三宅町										
宇陀郡	田原本町	17,760									
	曾爾村					5,609		6,454		158	
高市郡	御杖村					9,344		12,272		505	
	高取町										
北葛城郡	明日香村	8,954				4,079					
	上牧町										
吉野郡	王寺町										
	広陵町										
	河合町										
	吉野町					11,793		11,054		497	
	大淀町	24,503				6,081		400			
	下市町		4,257			12,636		5,066			
	黒滝村							5,840		577	
	天川村							15,055		1,046	
	野迫川村							12,930		482	
	十津川村							46,285		1,542	
	下北山村							8,455		607	
上北山村							14,759		565		
川上村							20,129		2,088		
東吉野村						488		15,382	598		
その他 1 (市町村等)											
その他 2											
合計											
	59,542	43,068	16,335		24,557	256,116		238,607	50,048	9,700	

参考 概要ヒアリング補助金一覧（7 / 9）

番号	865	867	868	883	884	885	886	888	890	897
部局名	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部	11_農林部
課名	林政課	林政課	林政課	森林整備課	森林整備課	森林整備課	森林整備課	森林整備課	森林整備課	森林整備課
補助金・交付金・負担金名	県産材生産促進事業補助金	高密度作業路開設事業補助金	高性能林業機械導入促進事業補助金	補助林道開設事業補助金	林道改築事業補助金	林道環境保全事業補助金	林道舗装事業補助金	県単独林道事業補助金	林道災害復旧事業補助金	森林造成事業補助金
H20予算額 (単位:千円)	25,000	63,080	18,390	215,168	28,890	88,725	11,520	66,000	99,300	453,954
H20決算額 (単位:千円)	25,000	60,980	11,209	118,473	28,890	88,725	11,520	62,420	13,306	453,712
H21予算額 (単位:千円)	25,000	31,079	8,407	130,657	28,890	69,120	11,520	59,000	99,300	416,832
根拠要綱等	奈良県産材生産促進事業補助金交付要綱	奈良県高密度作業路開設事業補助金交付要綱	奈良県高性能林業機械導入促進事業補助金交付要綱	奈良県林道事業補助金交付要綱	奈良県林道事業補助金交付要綱	奈良県林道事業補助金交付要綱	奈良県林道事業補助金交付要綱	奈良県林道事業補助金交付要綱	奈良県林道災害復旧事業補助金交付要綱	奈良県造林事業補助金交付要綱
県支出金内訳	a. 県単	c. 国庫(+ 県負担)	c. 国庫(+ 県負担)	b. 国庫+ 県単上乗せ	b. 国庫+ 県単上乗せ	b. 国庫+ 県単上乗せ	b. 国庫+ 県単上乗せ	a. 県単	c. 国庫(+ 県負担)	c. 国庫(+ 県負担)
補助金等のパターン	B1/D1	B2	B2	A2/B2	A2/B2	A2/B2	A2/B2	A1/B1	A3/C3	A2/C2
補助金等の行き先	市町村等及び 団体/個人	団体/個人	団体/個人	市町村等及び 団体/個人	市町村等及び 団体/個人	市町村等及び 団体/個人	市町村等及び 団体/個人	市町村等及び 団体/個人	市町村等及び 団体/個人	市町村等及び 団体/個人
負担割合	国	★3/10	82/100～ 100/100	★5/10	★5/10	★5/10	★5/10		★5/10～ 6.5/10	
	県	定額		★1/10	★1/10	★1/10	★1/10	★1/2		★省略
	市町村		0～18/100	★4/10	★4/10	★4/10	★4/10	★1/2	★3.5/10～ 5/10	
	その他	★6/10								
H20年度市町村別交付額										
集計不可										
奈良市										
大和高田市										
大和郡山市										
天理市										
橿原市										
桜井市										
五條市										
御所市										
生駒市										
香芝市										
葛城市										
宇陀市										
山辺郡										
山添村										
平群町										
三郷町										
斑鳩町										
安塔町										
川西町										
磯城郡										
三宅町										
田原本町										
宇陀郡										
曾爾村										
御杖村										
高市郡										
高取町										
明日香村										
上牧町										
北葛城郡										
王寺町										
広陵町										
河合町										
吉野郡										
吉野町										
大淀町										
下市町										
黒滝村										
天川村										
野迫川村										
十津川村										
下北山村										
上北山村										
川上村										
東吉野村										
その他1(市町村等)										
その他2										
合計										

参考 概要ヒアリング補助金一覧（8／9）

番号	900	909	918	919	927	957	963	964	1008	1029
部局名	11_農林部	12_土木部	12_土木部	12_土木部	12_土木部	13_まちづくり推進局	13_まちづくり推進局	13_まちづくり推進局	14_教育委員会事務局	14_教育委員会事務局
課名	森林整備課	道路・交通環境課	道路建設課	道路建設課	河川課	住宅課	地域デザイン推進課	建築課	学校教育課	人権・社会教育課
補助金・交付金・負担金名	市町村治山事業	広域的・幹線的路線維持対策補助事業（県単）	市町村道整備事業補助金（京奈和自動車道関連）	市町村道整備事業補助金（通常分）	洪水避難地図作成事業費補助	住宅新築資金等貸付事業費補助金（償還推進助成）	企業立地促進土地活用支援事業補助	既存木造住宅耐震診断支援事業	遠距離児童生徒通学費補助金	人権教育資料「なかま」購入助成
H20予算額（単位：千円）	44,320	21,666	72,000	21,348	18,000	61,338		3,750	15,778	19,301
H20決算額（単位：千円）	21,855	20,039		20,387	10,159	52,979		1,440	15,778	14,516
H21予算額（単位：千円）	21,834	22,472	40,000	21,344		58,271	20,000	3,750	17,811	16,888
根拠要綱等	市町村治山事業補助金交付要綱	奈良県バス運行対策補助金交付要綱	市町村道整備事業補助金交付要綱	市町村道整備事業補助金交付要綱、(仮称)うだ・アニマルパーク進入路整備事業補助金交付要綱	洪水避難地図作成事業費補助金交付要綱	奈良県住宅新築資金等貸付助成事業補助金交付要綱	企業立地促進土地活用支援事業補助金交付要綱	奈良県既存木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱	遠距離児童生徒通学費事業補助金交付要綱	奈良県人権教育資料「なかま」配布補助金交付要綱
県支出金内訳	a. 県単	a. 県単	a. 県単	a. 県単	c. 国庫(十県負担)	c. 国庫(十県負担)	a. 県単	c. 国庫(十県負担)	a. 県単	a. 県単
補助金等のパターン	A1	D1	A1	A1	A3	A2	A1	A3	A3	A1
補助金等の行き先	市町村等	団体/個人	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等	市町村等及び団体/個人
負担割合	国				★1/3	★1/2		★1/2		
	県	★1/2	1/2	★1/2	★定額	★1/3	★1/4	★1/2	★1/4	★1/2
	市町村	★1/2	1/2	★1/2		★1/3	★1/4	★1/2	★1/4	★1/2
	その他									
H20年度市町村別交付額										
集計不可		○								
奈良市	490					665				2,992
大和高田市					713		112.5			675
大和郡山市						1,656				750
天理市						1,259				534
橿原市										1,144
桜井市	960				1,529	12,982	75.0			543
五條市	375				193		135.0			301
御所市							75.0			218
生駒市					1,192					1,055
香芝市					1,077	0				819
葛城市					500			82.5		331
宇陀市	1,628			1,558	795			37.5		261
山辺郡	5,500				200				5,687	24
生駒郡	平群町					3,327	45.0			140
	三郷町					8,562	75.0			176
	斑鳩町					0	225.0			259
	安堵町					105				53
磯城郡	川西町							37.5		68
	三宅町							37.5		59
宇陀郡	田原本町							112.5		290
	曾爾村									10
高市郡	御杖村	1,452				1,192				14
	高取町				903			37.5		56
	明日香村				166	0		45.0		45
北葛城郡	上牧町					49		52.5		242
	王寺町				1,500			37.5		171
	広陵町				321	0		37.5		355
	河合町									141
	吉野町	450				298		37.5		50
吉野郡	大淀町					513		22.5		178
	下市町				469	0		37.5	622	56
	黒滝村				212	0				6
	天川村					0				10
	野迫川村					0			120	3
	十津川村	10,000				0		22.5	782	26
	下北山村			18,829		0				11
	上北山村					0		22.5		2
	川上村	1,000				0		37.5		10
	東吉野村					91	0		8,567	14
その他1(市町村等)										
その他2						22,669				2,424
合計	21,855			20,387	10,159	52,979		1,440	15,778	14,516

参考 概要ヒアリング補助金一覧（9／9）

番号	1035	1036	1070	1084	1085	1086	1089	
部局名	14_教育委員会事務局	14_教育委員会事務局	14_教育委員会事務局	14_教育委員会事務局	14_教育委員会事務局	14_教育委員会事務局	14_教育委員会事務局	
課名	人権・社会教育課	人権・社会教育課	保健体育課	文化財保存課	文化財保存課	文化財保存課	文化財保存課	
補助金・交付金・負担金名	地域放課後子ども教室推進事業市町村補助金	地域ふれあい活動体験事業補助金	小学校運動場芝生化推進事業	史跡地公有化事業補助金	史跡地環境整備事業補助金	史跡地環境整備事業補助金	埋蔵文化財発掘調査費等補助金	
H20予算額 (単位：千円)	11,512	2,774	66,615	115,785	39,300	19,200	25,034	
H20決算額 (単位：千円)	8,327	1,981		98,846	35,822	28,777	18,059	
H21予算額 (単位：千円)	13,025			104,341	59,681	33,923	18,123	
根拠要綱等	奈良県地域教育力再生事業補助金交付要綱	奈良県地域教育力再生事業補助金交付要綱	小学校運動場芝生化推進事業補助金交付要綱	奈良県文化財保存事業補助金交付要綱	奈良県文化財保存事業補助金交付要綱	奈良県文化財保存事業補助金交付要綱	奈良県文化財保存事業補助金交付要綱	
県支出内訳	c. 国庫(+県負担)	c. 国庫(+県負担)	c. 国庫(+県負担)	c. 国庫(+県負担)	c. 国庫(+県負担)	c. 国庫(+県負担)	c. 国庫(+県負担)	
補助金等のパターン	A2	A2	B2	A3	A3	D3	A3	
補助金等の行き先	市町村等	市町村等	団体/個人	市町村等	市町村等	団体/個人	市町村等	
負担割合	国	★1/3	★1/3	★10/10	★4/5	★1/2	★50/100	★1/2
	県	★1/3	★1/3		★A 1/15 B 1/5	★A 15/100 B 1/4	★15/100	★1/4
	市町村	★1/3	★1/3		★A 2/15 B 1/5	★A 35/100 B 1/4		★1/4
	その他						★35/100	
H20年度市町村別交付額						○		
集計不可								
奈良市				4,000	10,000		2,750	
大和高田市								
大和郡山市	3,293	400					1,250	
天理市					6,250			
橿原市	42	256		12,911			1,815	
桜井市	4	102		4,000	450		5,000	
五條市							500	
御所市	148	399		16,020			500	
生駒市	281						500	
香芝市	696			9,715	5,500			
葛城市	1,261				637		500	
宇陀市	376	560			4,235		1,500	
山辺郡								
山添村								
生駒郡								
平群町	312							
三郷町	446	172						
斑鳩町				9,579	1,500		110	
安堵町	237	28						
川西町	398				1,500		200	
磯城郡								
三宅町								
田原本町				42,621			500	
宇陀郡								
曾爾村								
御杖村	367	64						
高市郡								
高取町							1,500	
明日香村							875	
北葛城郡								
上牧町	243							
王寺町							59	
広陵町					5,750		500	
河合町	223							
吉野郡								
吉野町								
大淀町								
下市町								
黒滝村								
天川村								
野迫川村								
十津川村								
下北山村								
上北山村								
川上村								
東吉野村								
その他1(市町村等)								
その他2								
合計	8,327	1,981		98,846	35,822		18,059	

参考 概要ヒアリング補助金一覧（凡例）

項目	内容
番号	負担金、補助金及び交付金に付与した連番（一部欠番がある。このうち概要ヒアリングの対象となった補助金のみを掲載している）
担当部局名/課名	当該補助金等を所管する県の部局/課名
補助金等名称	補助金等の正式名称
H20 年度予算額	平成 20 年度当初予算額
H20 年度決算額	平成 20 年度決算額
H21 年度予算額	平成 21 年度当初予算額
根拠要綱	補助金等の交付にあたり根拠となる県の要綱等
県支出金内訳	県から交付される補助金額の財源内訳
補助パターン	第2 3. (2) 補助金の分類整理で分類した補助金のパターン
補助金の行き先	補助金の行き先（補助対象事業等の実施主体）
市町村等(※1)	市町村及びその他1(市町村等)
団体/個人	その他1(市町村等)以外の団体あるは個人
負担割合	対象事業費あるいは補助金全体額に対して、実施的に財源を負担する者の負担割合（なお、条件によって複数の負担割合が存在する場合等で、複雑なものは記載を省略している。） 無印:補助額に対する割合 ★:事業費に対する割合
H20 年度決算の市町村別交付状況(集計が可能な場合)	補助金が市町村を通じ(関与を受けて)、団体/個人に交付される場合、又は交付先が市町村の場合の市町村ごとの集計額
その他1(市町村等)	一部事務組合、広域連合など、市町村により組織されたもの
その他2	基本的に市町村が事業の実施主体となる補助金において、例外的に民間団体にも交付される場合の当該団体

(※1)概要ヒアリング補助金一覧では、補助金の行き先について、市町村と市町村等の区別はせずにすべて市町村等とした。